

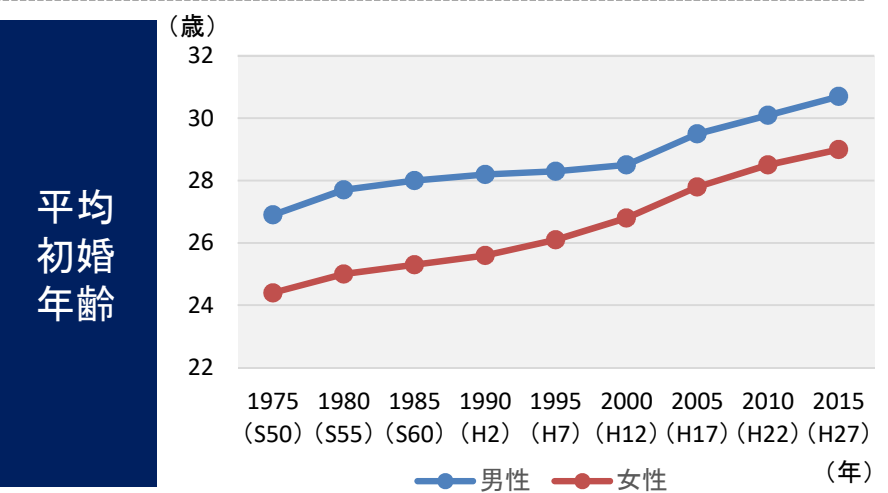
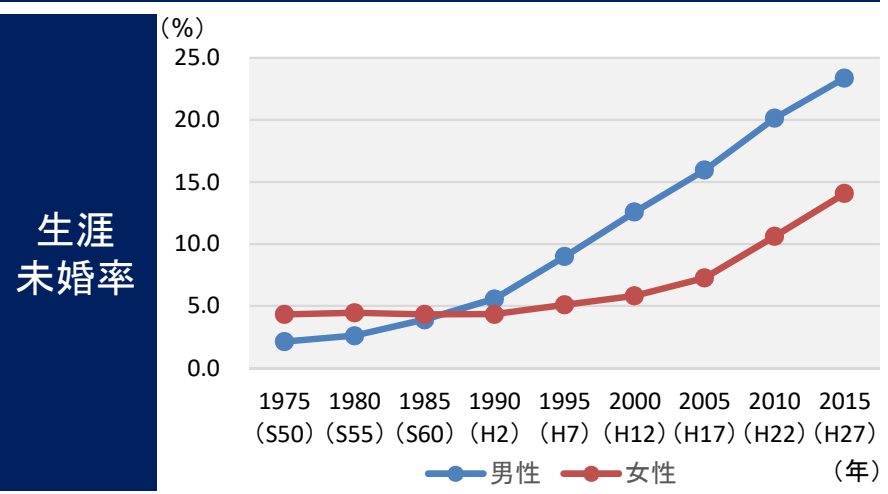
我が国の居住者をめぐる状況について

1. **子育て世帯について**
2. 高齢者世帯について
3. 住宅確保要配慮者について
4. 新しい住まい方について

生涯未婚率と平均初婚年齢、合計特殊出生率と出生数の推移

- 生涯未婚率、平均初婚年齢は直近30年程度で上昇している
- 2006年から合計特殊出生率はやや上昇しているものの、出産する女性の人口が減少しているため出生数は減少傾向

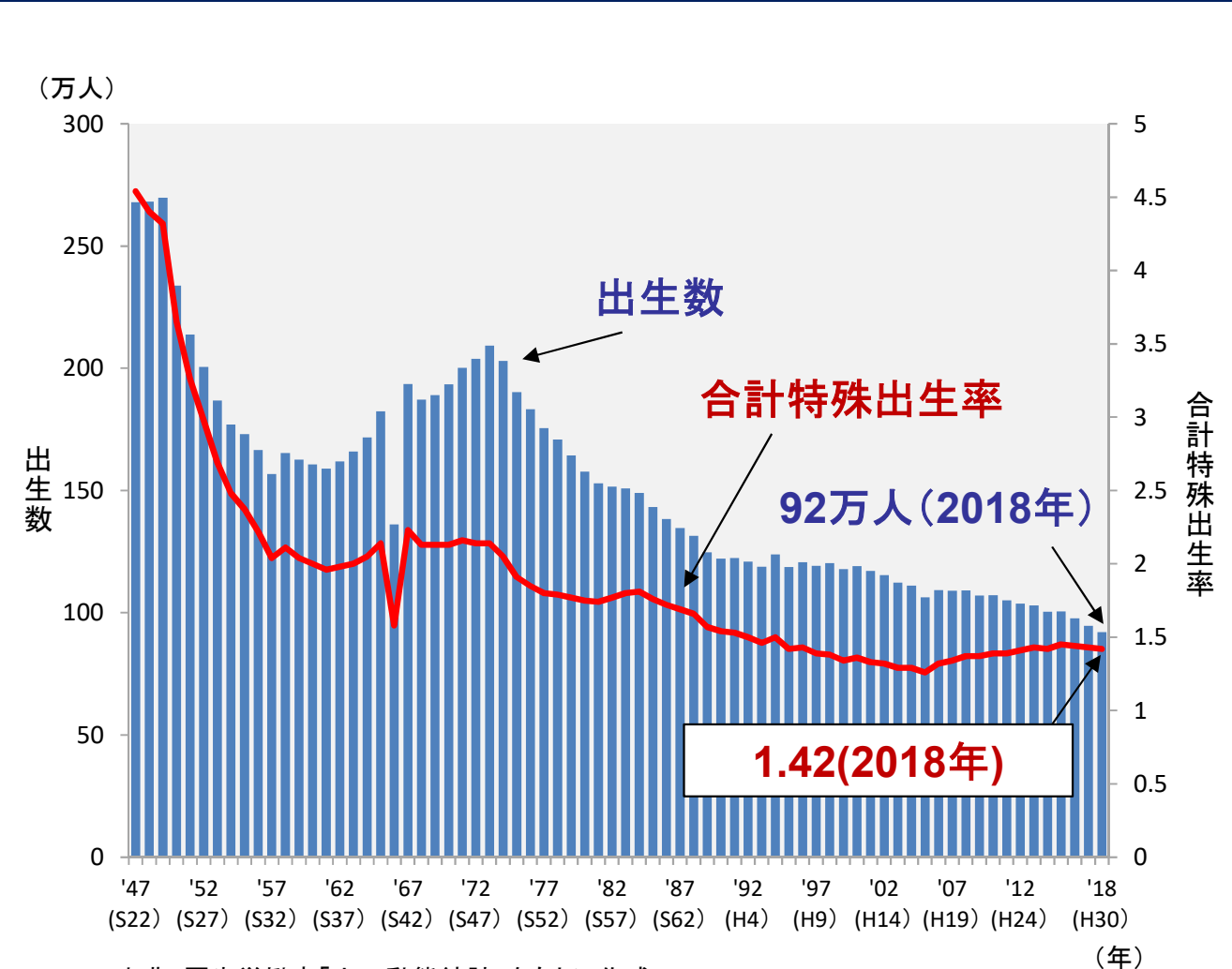
【生涯未婚率※と平均初婚年齢の推移】



※50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合

出典:人口統計資料集、厚生労働省「人口動態統計」

【合計特殊出生率と出生数の推移】

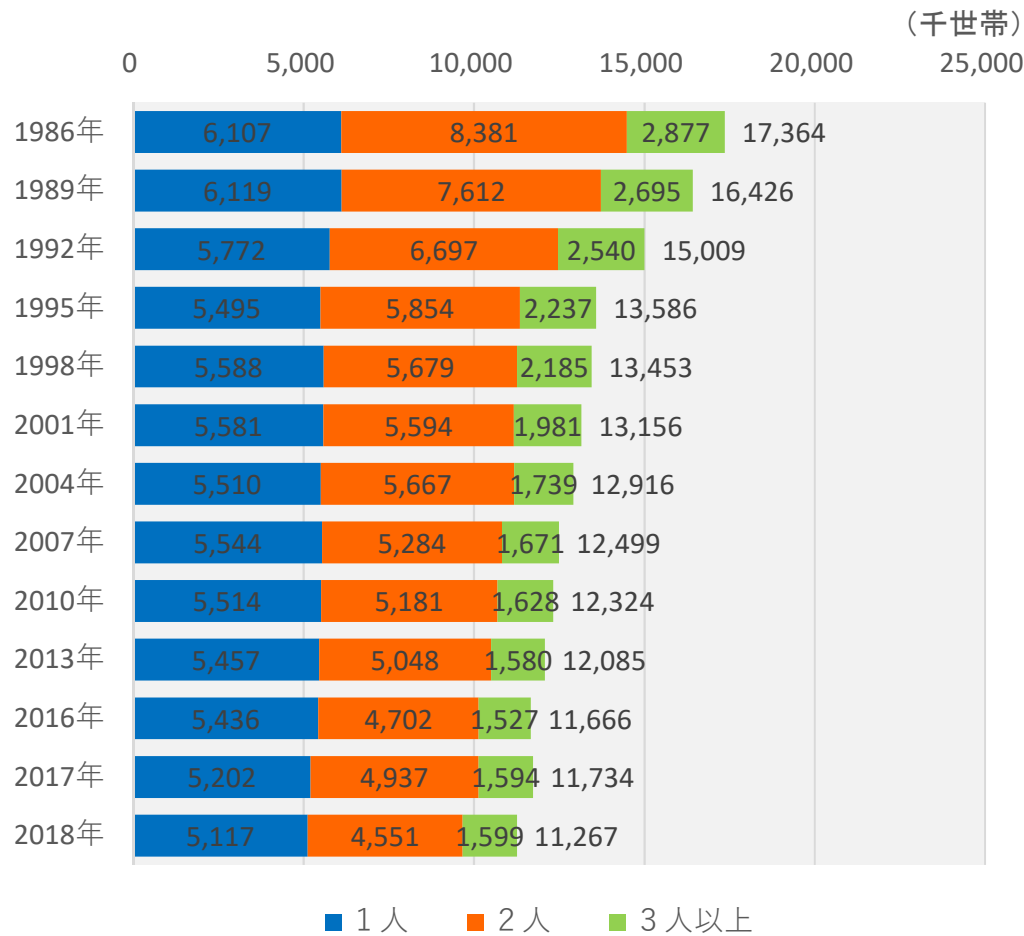


出典:厚生労働省「人口動態統計」をもとに作成。

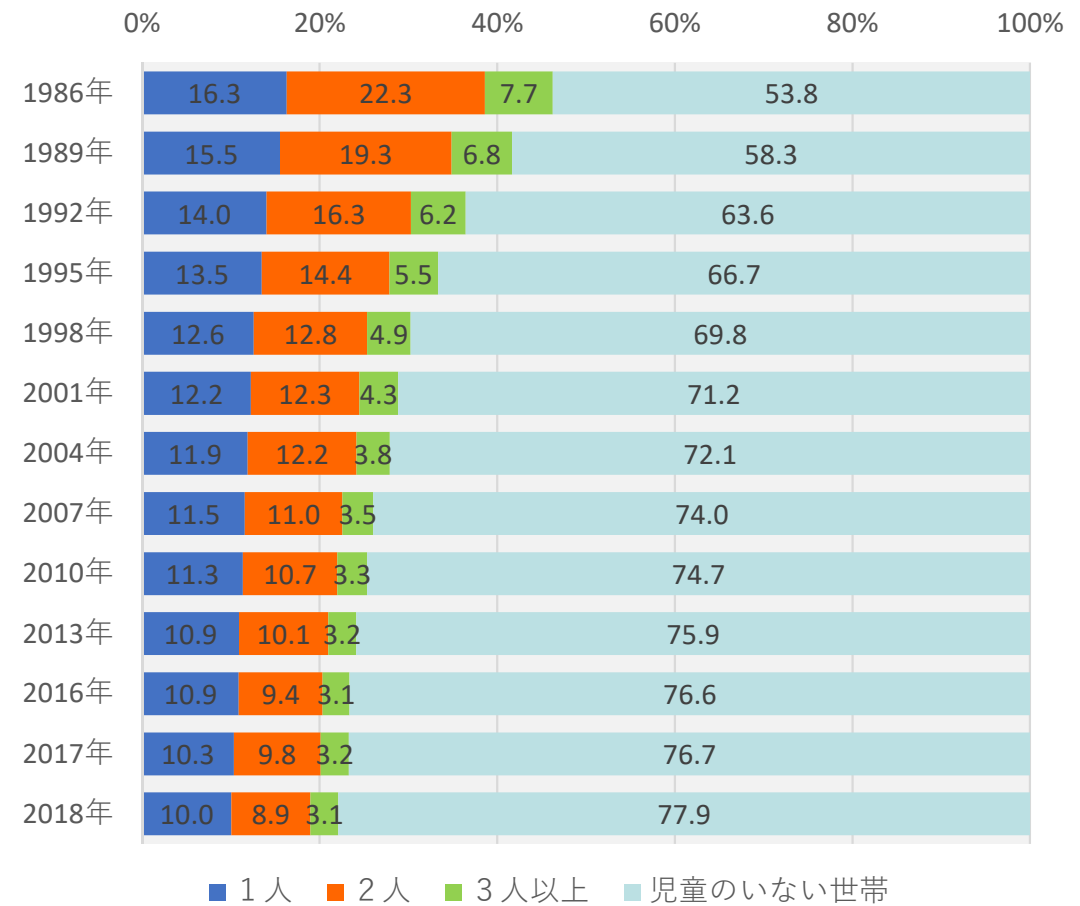
子育て世帯数の推移

○ 児童のいる世帯数は一貫して減少傾向にあり、2018年時点では約1,130万世帯となっている
 ○ 世帯構成別の割合で見ると、児童のいる世帯は全世帯の約2割となっている

【児童のいる世帯数(児童数別)】



【児童のいる世帯の割合】



出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」

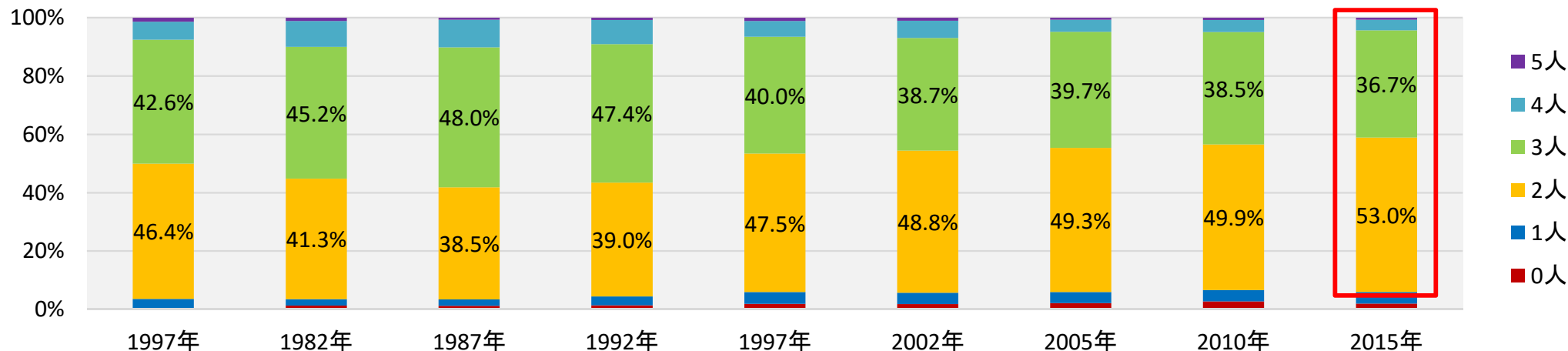
※1 児童:18歳未満の未婚の者

※2 1995年は兵庫県、2016年は熊本県の数値を除いたもの

理想とする子供の人数、理想の子供数を持たない理由

- 理想とする子供の人数は「2人以上」を望む割合が9割を超えている
- 理想の子供数を実現できない理由は「家が狭いから」を含む「経済的理由」の割合が高い

【理想とする子供の人数】



※39歳以下の既婚女性を対象とした調査

出典：国立社会保障・人口問題研究所 出生動向基本調査（2015年）

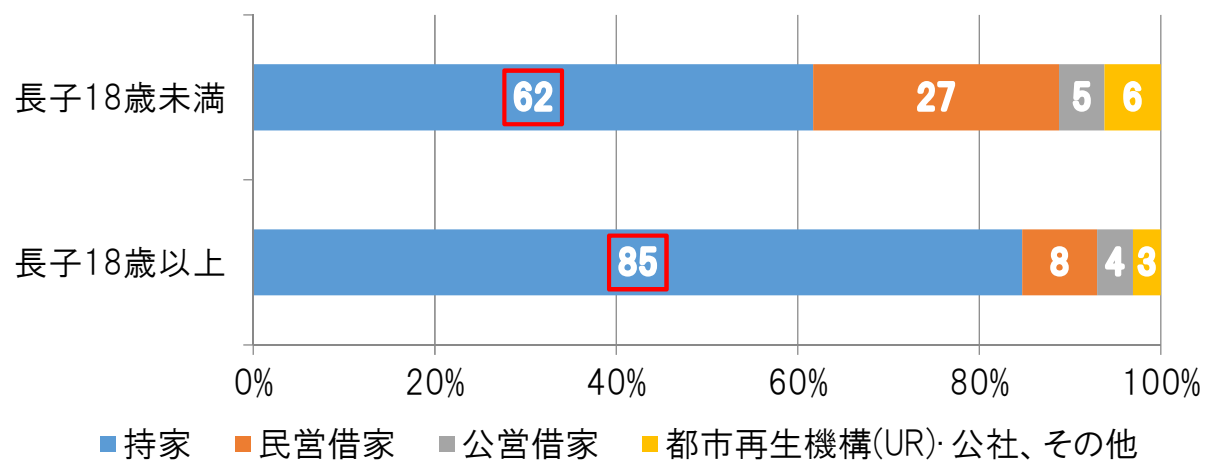
数予 を定 下子 回 供 る 数 場 合 が 理 想 子 供	理想の子供数を持たない理由											
	経済的理由			年齢・身体的理由			育児負担	夫に関する理由			その他	
	ぎお る金 か育 がて かや か教 り育 すに	し自 支分 えの る仕 か事 らに 差	家が 狭い から	は高 い年 や齢 だで か生 らむ の	でほ きし ない けれ らど も	ら健 康上 の理 由か	れの な負 い担 かに 耐、 え肉 ら体 児	れへ なの い協 か力 らが 得育 ら児	いに か成 ら人 し退 て職 ほま しで 夫	ら夫 が望 まな いか	は育 なつ い供 か会 ら環 境の でび	い活 かを 分大 ら切 に夫 しの た生
理想子供人数：1人 予定：0人	15.6%	6.5%	1.3%	39.0%	74.0%	24.7%	9.1%	2.6%	2.6%	3.9%	6.5%	9.1%
理想子供人数：2人 予定：1人	43.8%	11.8%	6.1%	42.4%	34.8%	17.5%	14.1%	11.6%	6.5%	9.4%	5.7%	4.9%
理想子供人数：3人以上 予定：2人以上	69.8%	18.7%	16.1%	38.1%	9.8%	14.7%	21.0%	9.6%	8.3%	7.7%	6.1%	6.3%

出典：国立社会保障・人口問題研究所 出生動向基本調査（2015年）

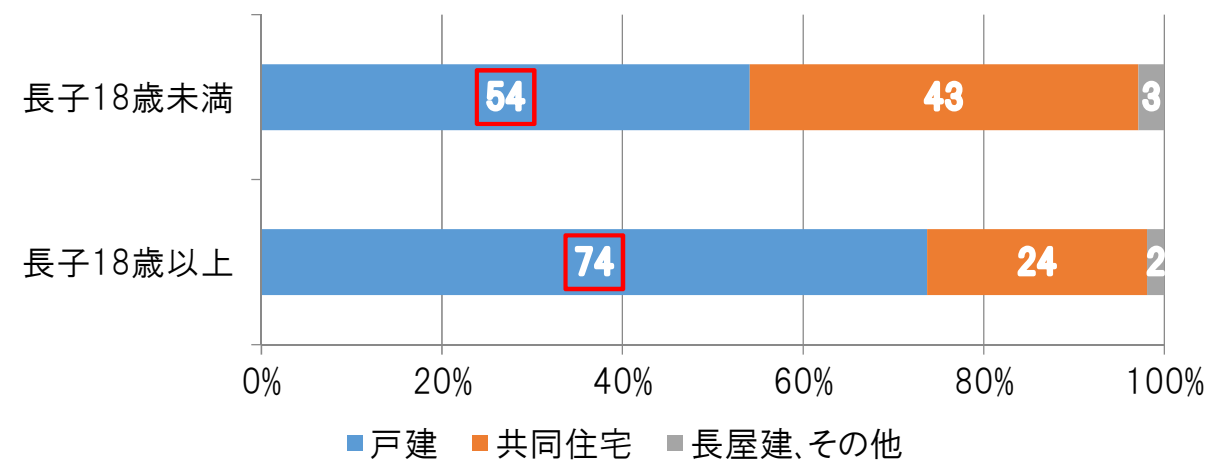
子どものいる夫婦世帯の住まいの現状

- 子どものいる夫婦世帯の住まいについて、長子18歳未満の世帯の約6割が持家に居住しているが、長子18歳以上の世帯では約9割が持家に居住
- 建て方別に見た場合、長子18歳未満の世帯の約5割が戸建に居住しているが、長子18歳以上の世帯では約7割が戸建に居住

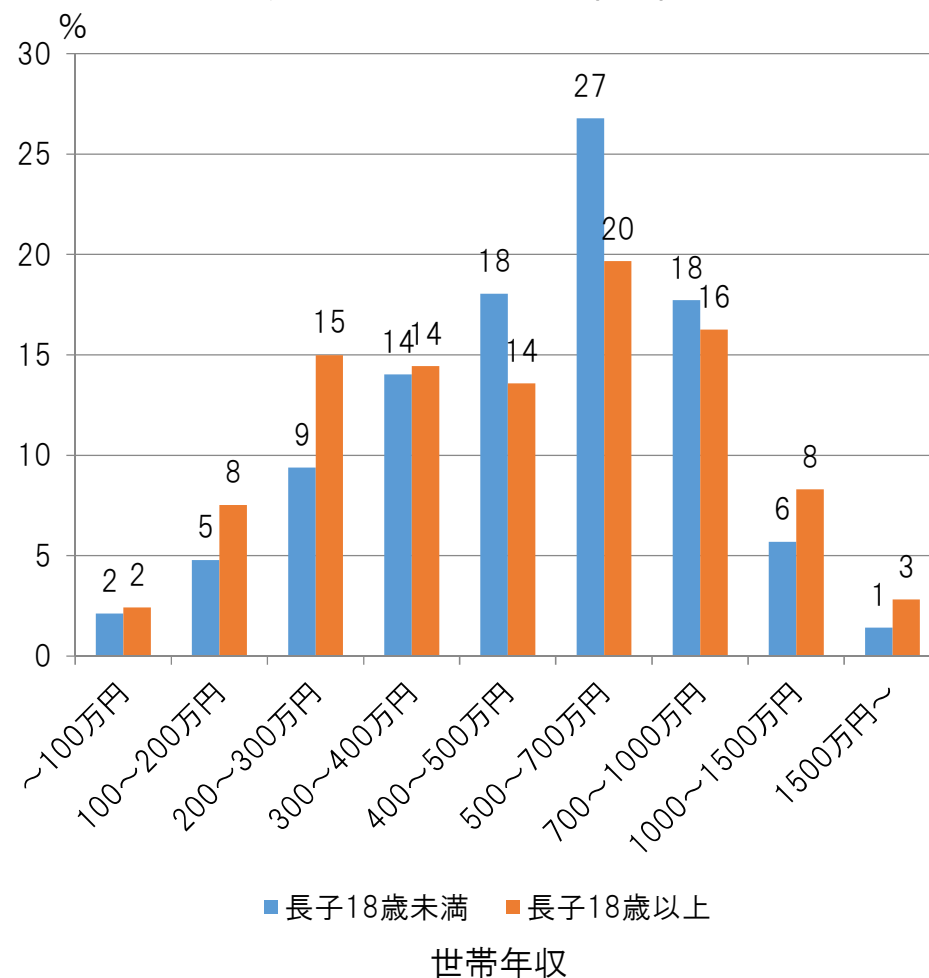
【子どものいる夫婦世帯の持家・借家の種別割合】



【子どものいる夫婦世帯の建て方別割合】



(参考)子どものいる夫婦世帯の年収

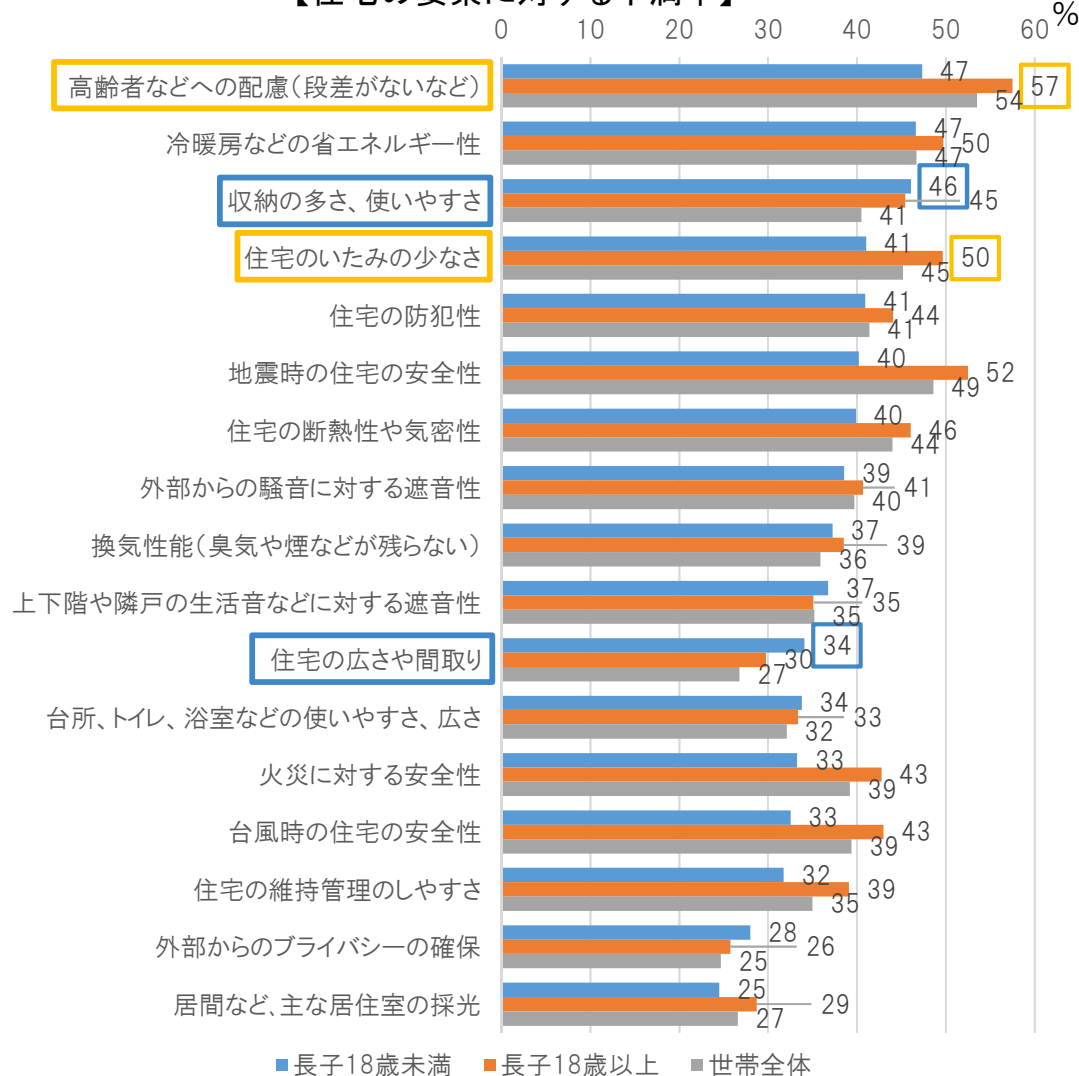


(出典)国土交通省「平成25年住生活総合調査」

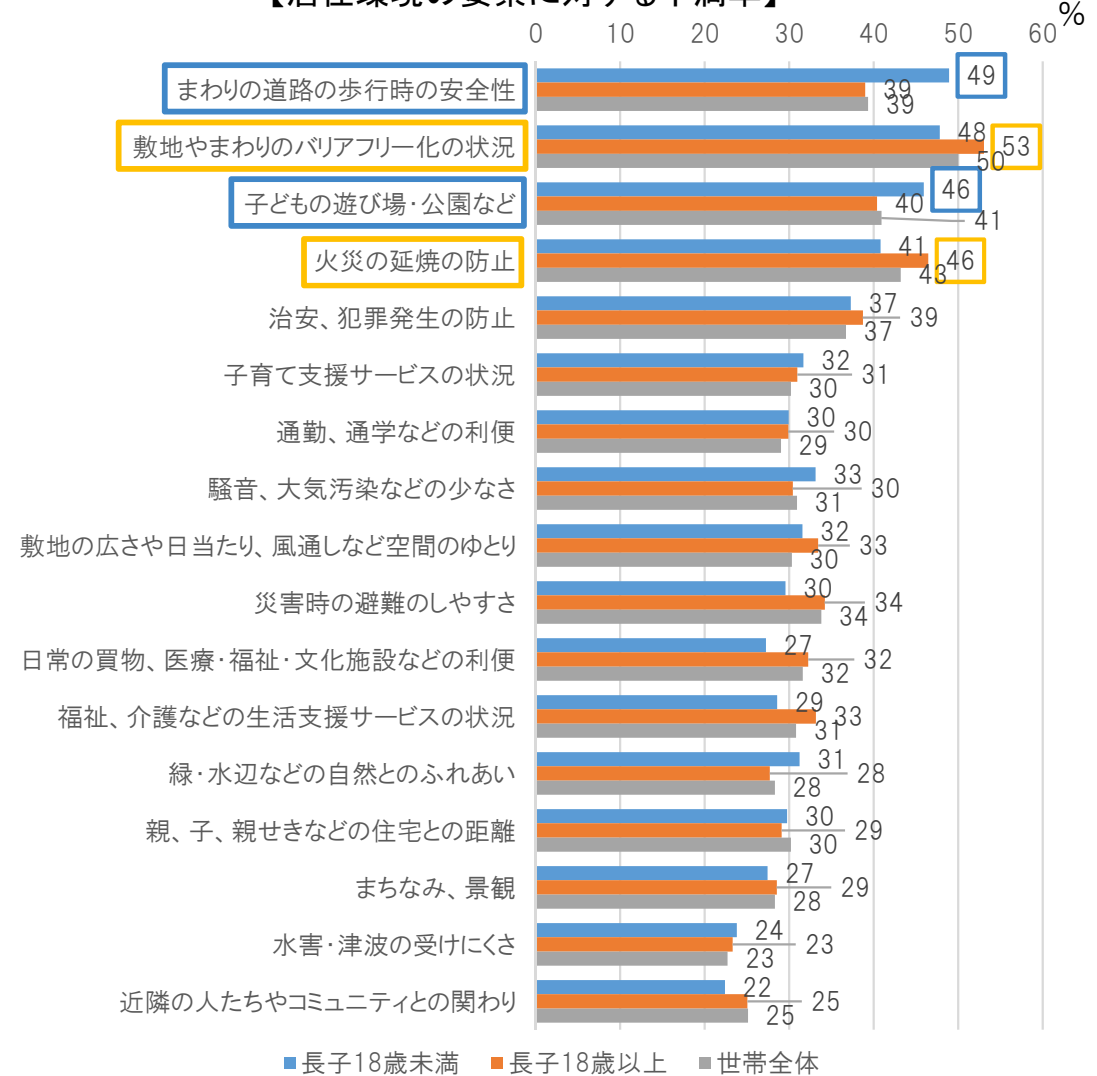
子供のいる夫婦世帯の住宅・居住環境に関する不満要素

- 住宅について、「長子の年齢が18歳未満」の世帯は世帯全体と比較し、総じて不満率が低いものの、収納の多さや住宅の広さ等への不満率が高い。「長子の年齢が18歳以上」の世帯は総じて不満率が高く、高齢者などへの配慮や住宅のいたみ等に対する不満率が高い
- 居住環境について、「長子の年齢が18歳未満」の世帯は世帯全体と比較し、まわりの道路の安全性や子どもの遊び場等に対する不満率が高く、「長子の年齢が18歳以上」の世帯は敷地やまわりのバリアフリー化、火災の延焼危険性等に対する不満率が高い

【住宅の要素に対する不満率】

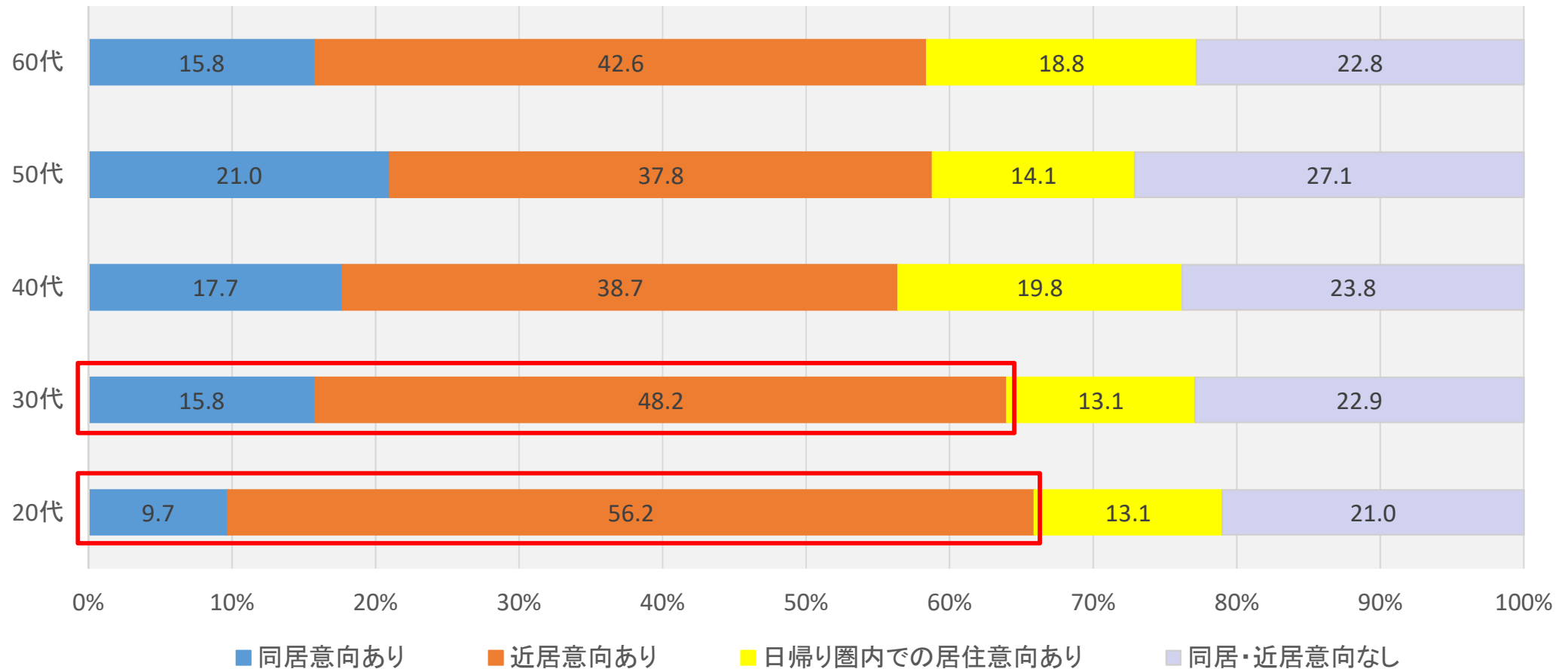


【居住環境の要素に対する不満率】



親との同居・近居意向

○ 若年世代にあたる20～40歳代の約65%が「親と同居」と「親と近居」したいと考えている



出典：株式会社リクルート住まいカンパニー「『住宅購入・建築検討者』調査（2017年度）」

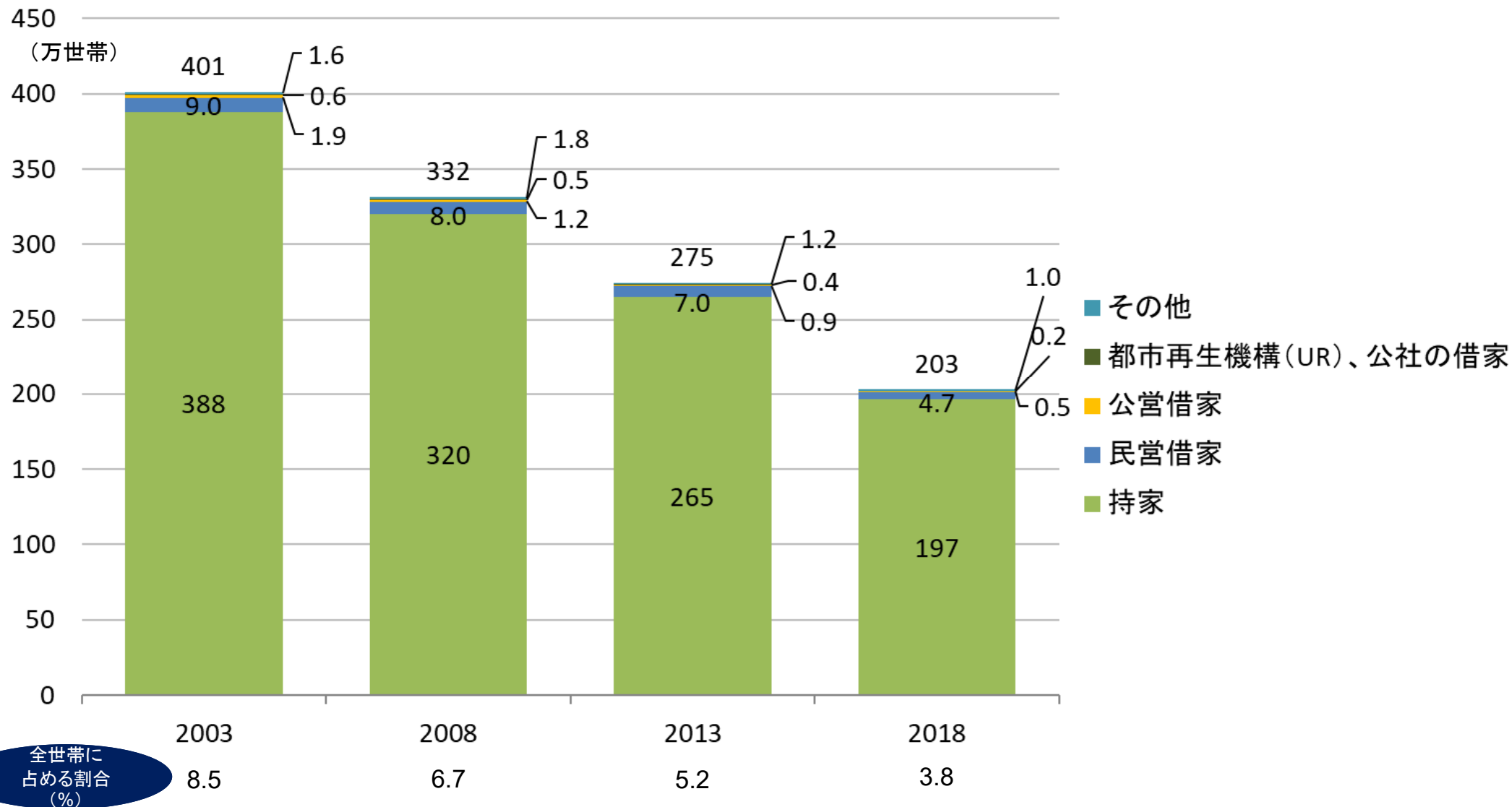
※ 質問者の回答者は、自身もしくは配偶者の親が少なくとも1人以上存命していることを把握している人

※ 同居・近居意向は8項目で質問しており、それらを下記の4区分に集計

- ・同居意向あり・・・「同居したい（二世帯住宅を含む）」
- ・近居意向あり・・・「同じ敷地内や同じマンションの別住戸に住みたい」「日常的に行き来できる距離に住みたい」
- ・日帰り圏内での距離での居住意向あり・・・「週末には日帰りで行き来できる距離に住みたい」
- ・それ以外・・・「無理に近くに住む必要はない」「親の近くには住みたくない」「その他」「わからない」

※ 複数の親がいる場合は、上記の4区分について、「同居意向あり」>「近居意向あり」>「日帰り圏内での距離での居住意向あり」>「それ以外」の順で、より同居意向の高い方を優先して割り振り

○三世代同居の世帯数は減少傾向にあり、2018年で約203万世帯で全世帯の約3.8%を占める
 ○三世代同居のうち、持家世帯が大多数を占めており、2018年で約197万世帯



注1 三世代同居は、「夫婦、子供と両親から成る世帯」、「夫婦、子供とひとり親から成る世帯」、「夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯」が対象
 注2 「その他」の住宅は、給与住宅、住宅以外の建物に居住する世帯、住宅の所有の関係が不詳のものを含む
 出典：平成30年住宅・土地統計調査

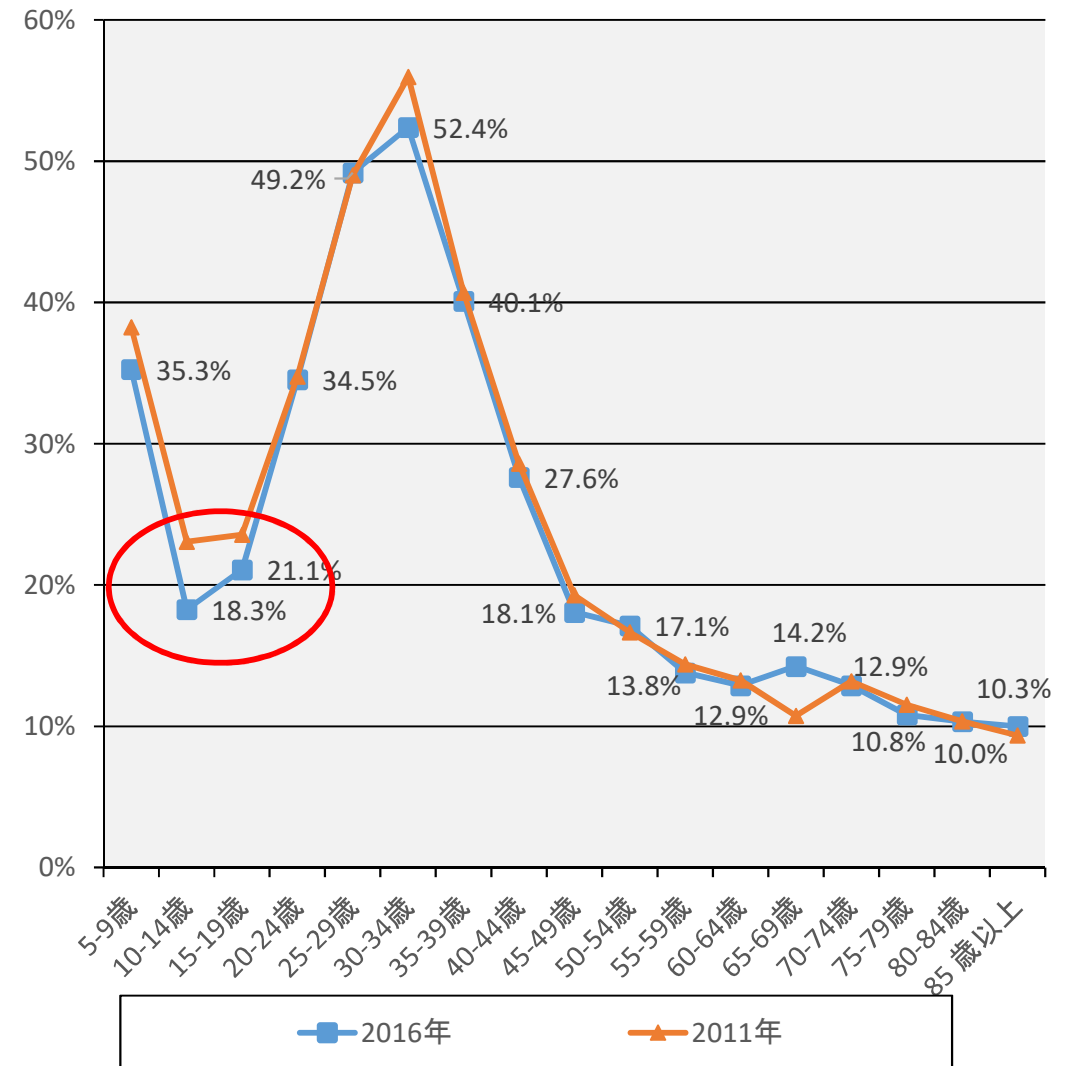
子育て世帯における移動の状況

- 子育て期にあたる30～49歳では住まいの移動理由の上位に「子育て環境上の理由」がみられる
- 小学生から高校生程度にあたる10歳～19歳の期間は、他の年齢に比べて住まいの移動が少ない

【年齢階層別、過去5年間に於ける現住地への移動理由】
(上位5位)

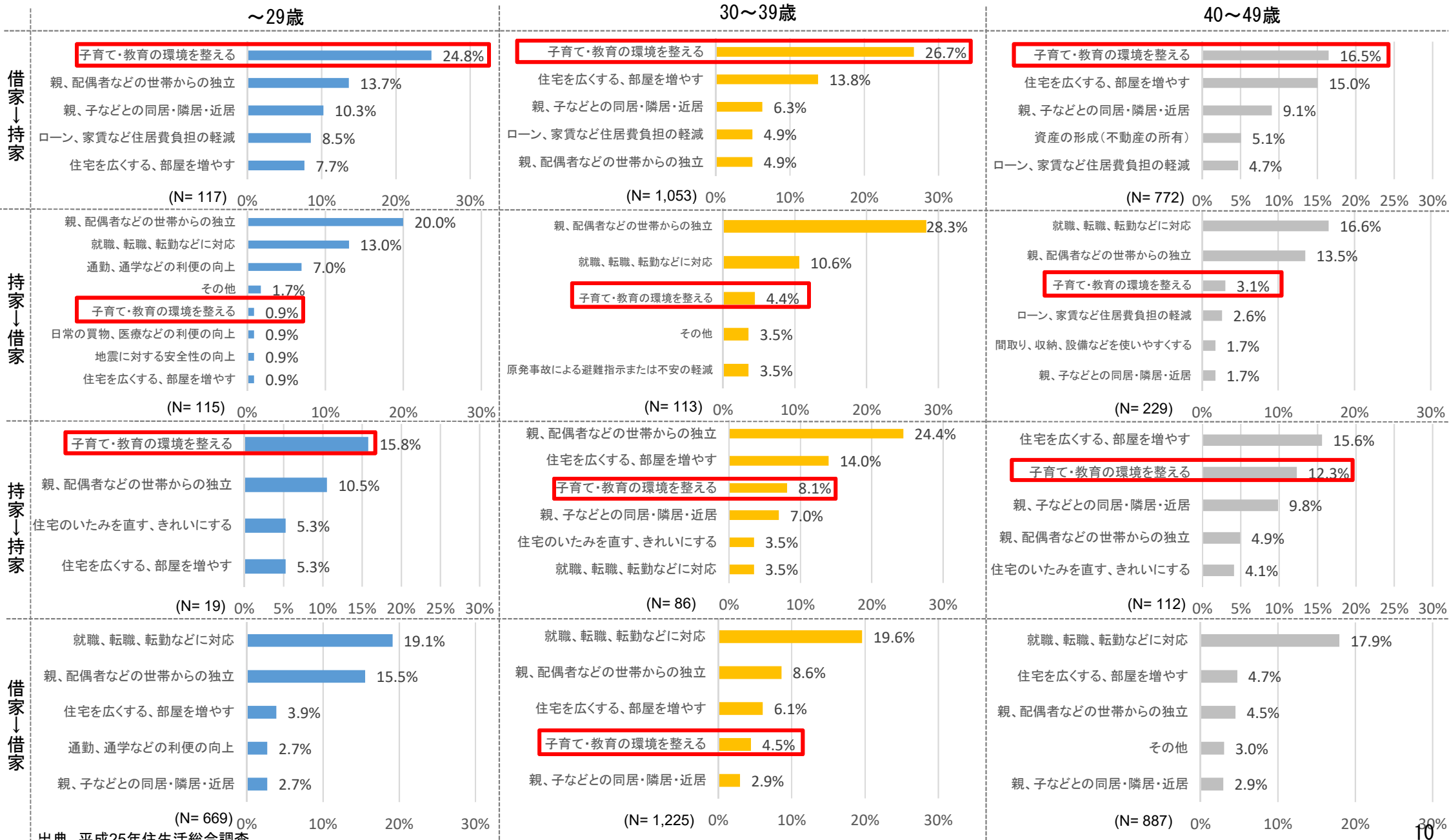
年齢	1位	2位	3位	4位	5位
15-29歳	入学・進学 (19.5)	結婚 (15.0)	住宅事情 (13.1)	就職 (10.7)	家族の移動に伴って (8.4)
20-24歳	入学・進学 (31.6)	就職 (18.3)	住宅事情 (8.1)	結婚 (7.4)	その他 (7.1)
25-29歳	結婚 (27.6)	住宅事情 (13.7)	就職 (9.9)	その他 (6.4)	転職 (6.3)
30-39歳	住宅事情 (27.8)	結婚 (19.0)	その他 (8.0)	子育て環境上の理由 (7.8)	生活環境上の理由 (7.3)
40-49歳	住宅事情 (27.0)	転職 (11.3)	結婚 (10.0)	生活環境上の理由 (8.2)	子育て環境上の理由 (7.5)
50-64歳	住宅事情 (28.1)	転職 (14.6)	その他 (11.7)	生活環境上の理由 (10.3)	親と同居 (6.9)
65歳以上	住宅事情 (31.3)	生活環境上の理由 (14.4)	その他 (14.1)	子と同居 (9.8)	健康上の理由 (5.3)

【5年前居住地が現住地と異なる人の割合】



持借別・年齢別・最近の住み替え目的

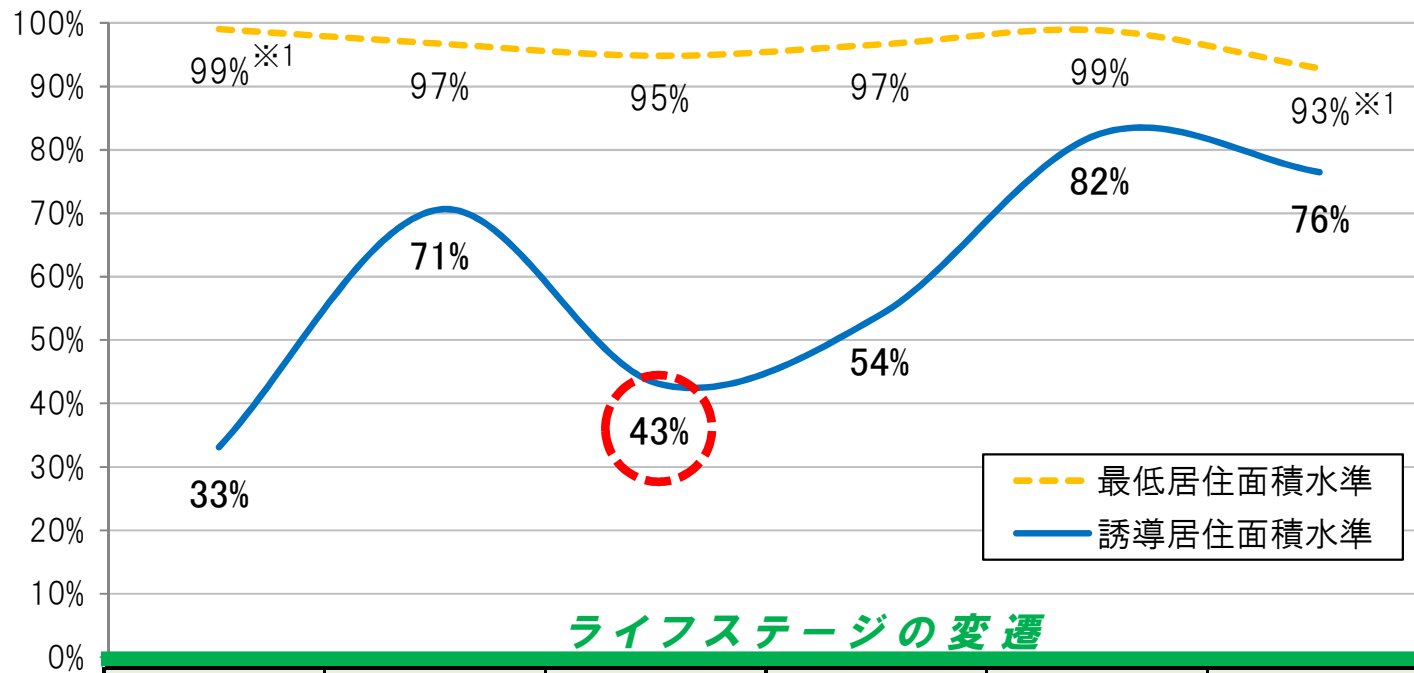
○子育て・教育の環境を整えるために、持家へ住み替える世帯が若年世帯で多い傾向にある



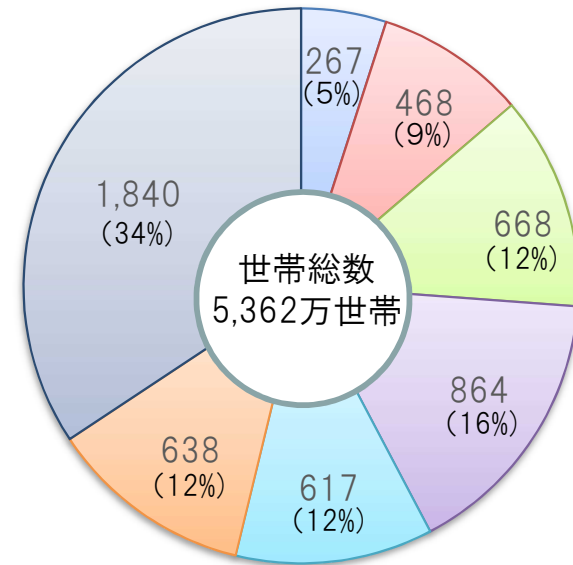
ライフステージ毎の住まいの面積

- 子育て世代では、十分な居住面積の確保に至っていない
- リタイア世代では、世帯人員に対して比較的広い面積の世帯も多い（100㎡以上の住宅に住む高齢夫婦・高齢単身世帯は全国で約550万世帯）

【 誘導居住面積水準・最低居住面積水準達成率 】 ※持家・借家の合計



(参考)ライフステージ別世帯数と世帯総数に占める割合



- 若年単身世帯(～29歳)
- 夫婦のみ(高齢夫婦以外)
- 子育て期(長子18歳未満)
- 子離れ期(長子18歳以上)
- 高齢夫婦
- 高齢単身
- その他※

※ひとり親世帯、単身赴任者等

ライフステージの変遷

誘導水準

	若年単身 (～29歳)	夫婦のみ (高齢夫婦以外)	子育て期※2 (長子18歳未満)	子離れ期※2 (長子18歳以上)	高齢夫婦※3	高齢単身※3
一般型	55㎡	75㎡	～100㎡	～125㎡	75㎡	55㎡
都市居住型	40㎡	55㎡	～75㎡ (3人の場合)※4	～95㎡ (4人の場合)※4	55㎡	40㎡

(出典)平成30年住宅・土地統計調査(総務省)から集計

※1 住宅・土地統計調査の表章結果(住生活総合調査による単身世帯(単身赴任者等)の調整前)による。

※2 「子育て期」は夫婦と長子の年齢が18歳未満の世帯を対象としている。「子離れ期」は夫婦と長子の年齢が18歳以上の世帯を対象としている。

※3 「高齢夫婦」は夫65歳以上かつ妻60歳以上の夫婦のみの世帯、「高齢単身」は65歳以上の単身世帯をいう。

※4 子の年齢により必要とされる面積水準が異なるが、ここでは各世帯人員における最大値を記載

- 我が国は「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く者のニーズの多様化」などに直面。こうした中、投資やイノベーションによる生産性の向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境の整備が重要な課題に
- こうした課題の解決のため、「働き方改革」では、働く者の置かれた個々の事情に応じて多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く者一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることが目指されている

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

1 施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

2 施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

3 施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



「『働き方』が変わります」
(厚生労働省、中小企業庁リーフレットから引用)

働き方改革の全体像

働き方改革の基本的な考え方

「働き方改革」は、働く方々が、**個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できる**ようにするための改革です。

日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる必要があります。

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指します。

中小企業・小規模事業者の働き方改革

「働き方改革」は、我が国雇用の7割を担う中小企業・小規模事業者において、着実に実施する必要があります。
魅力ある職場とすることで、人手不足解消にもつながります。

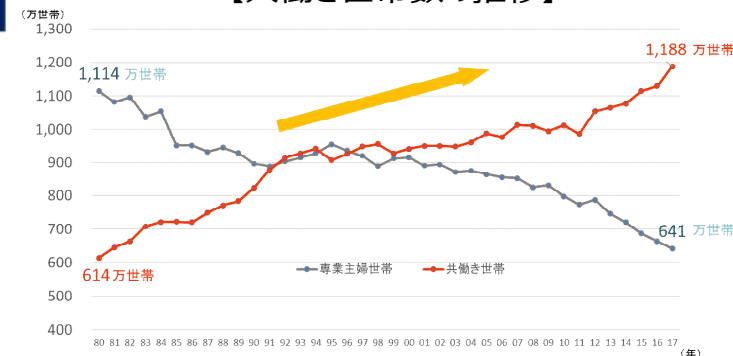
職場環境の改善などの「魅力ある職場づくり」が人手不足解消につながることから、人手不足感が強い中小企業・小規模事業者においては、生産性向上に加え、「働き方改革」による魅力ある職場づくりが重要です。

取組に当たっては、「意識の共有がされやすい」など、中小企業・小規模事業者だからその強みもあります。

「魅力ある職場づくり」→「人材の確保」→「業績の向上」→「利益増」の好循環をつくるため、「働き方改革」により魅力ある職場をつくりましょう。

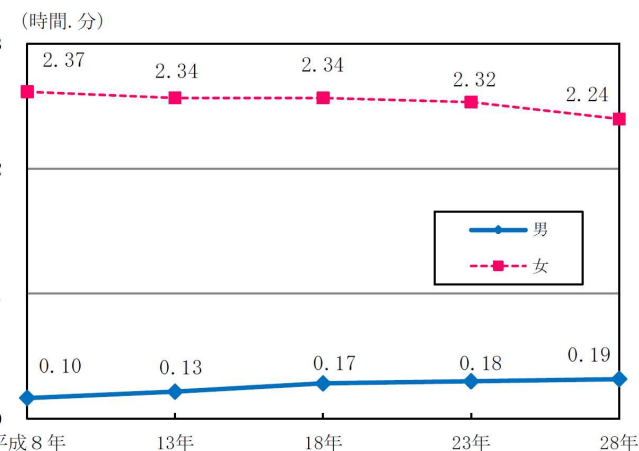
「働き方改革 ～一億総活躍社会の実現に向けて～」
(厚生労働省リーフレットから引用)

【共働き世帯数の推移】



出典：厚生労働省「厚生労働白書」、内閣府「男女共同参画白書」、総務省「労働力調査特別調査」、総務省「労働力調査（詳細集計）」

【男女別 1日あたりの平均家事時間】



出典：総務省「平成28年社会生活基本調査」

子育てに配慮した住宅

○ 子育て世帯にとって、安全・安心で快適な住まいや居住環境について配慮
 例：住宅内での事故防止、子どもの様子の見守り、不審者の侵入防止、親子がふれあえる空間づくり、生活音の発生への配慮、家事負担の軽減等

不審者の侵入防止



防犯カメラ

住宅内での事故防止



段差解消

親子がふれあえる空間づくり

- ・リビング・キッチンの広さの確保

生活音の発生への配慮

- ・遮音性能の高いサッシ

家事負担の軽減



浴室乾燥機

不審者の侵入防止

- ・玄関の二重ロック化
- ・防犯フィルム

住宅内での事故防止

- ・壁の出隅、柱等の角の安全対策
- ・ドアの指詰め防止

家事負担の軽減

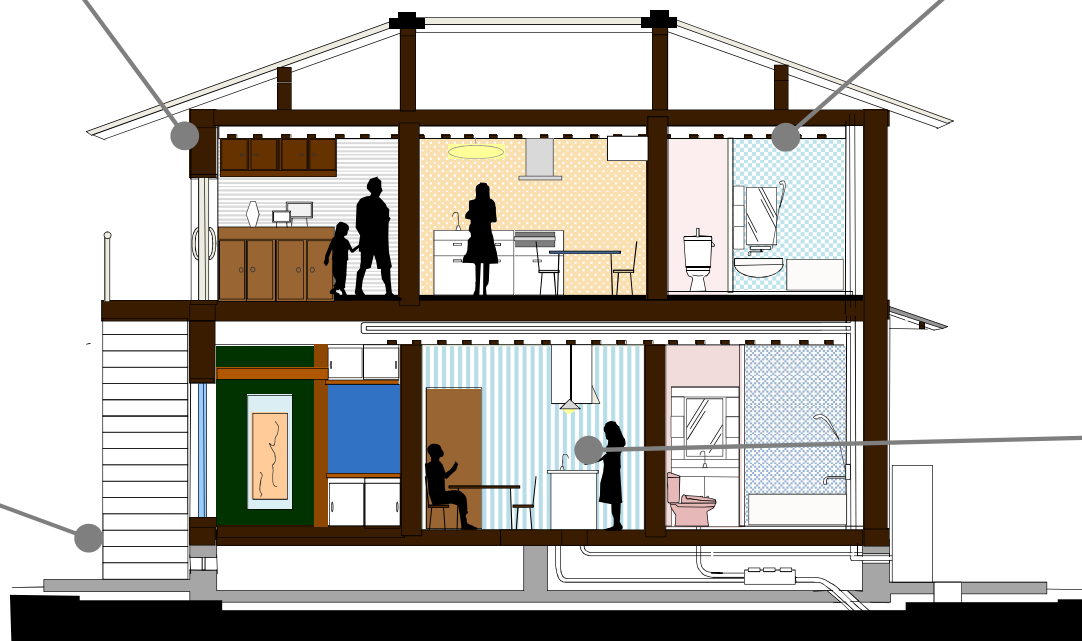


宅配ボックス

子どもの様子の見守り



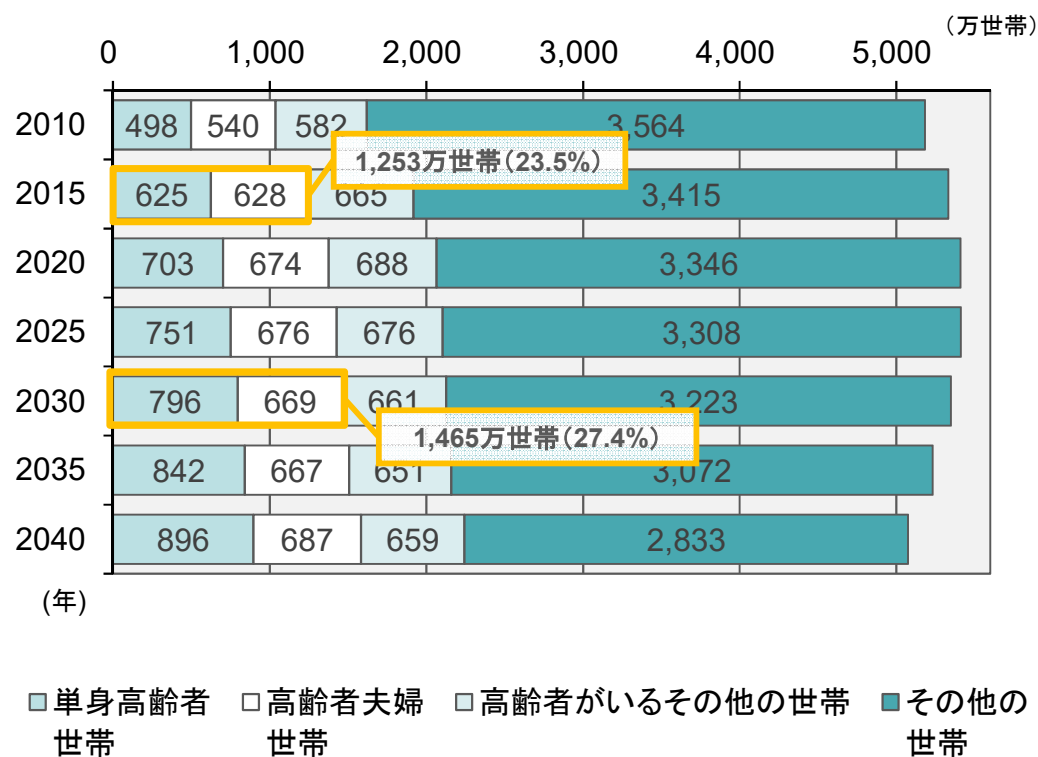
対面キッチン



1. 子育て世帯について
- 2. 高齢者世帯について**
3. 住宅確保要配慮者について
4. 新しい住まい方について

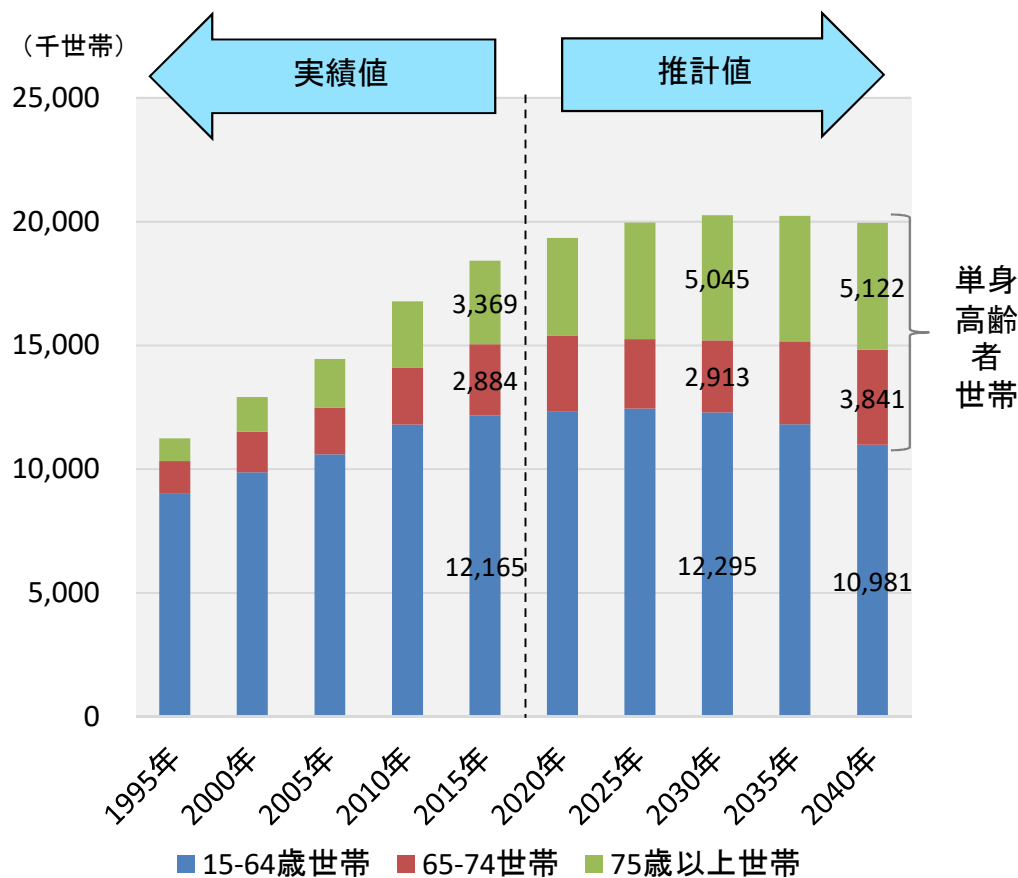
○ 今後、高齢者世帯は増加し、2030年には約1,500万世帯となる見通し。このうち、単身高齢者世帯は、2030年には約800万世帯に迫る見通し

【高齢者世帯数の推移】



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（平成30年推計）及び総務省「平成27年国勢調査」をもとに、国土交通省作成

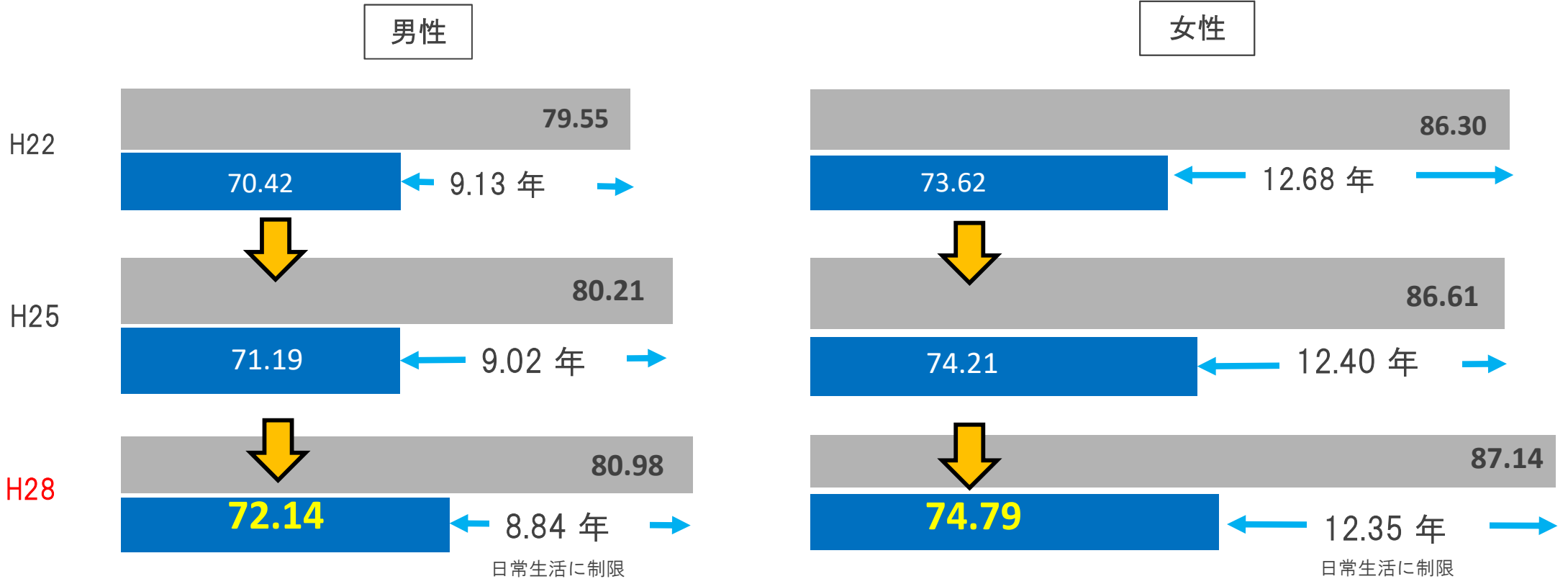
【年齢別単身世帯数の推移】



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（平成30年推計）総務省「国勢調査」をもとに、国土交通省作成

- 平成28年の健康寿命は男性72.14年、女性74.79年
- 健康寿命は男性1.72年、女性1.17年延伸（対平成22年）
- 日常生活に制限のある期間は男性0.29年、女性0.33年短縮（対平成22年）

■ 平均寿命 ■ 健康寿命（日常生活に制限のない期間）



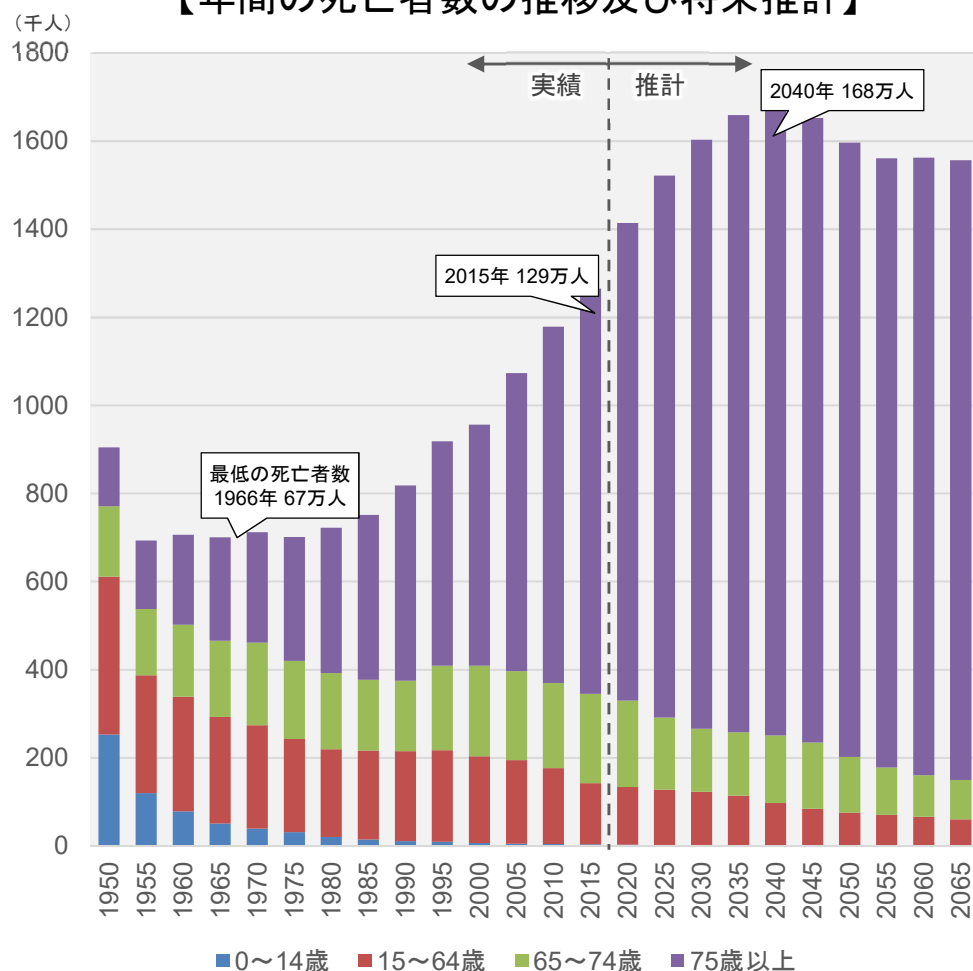
※健康日本21（第二次）の目標：平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加（平成34年度）
 日本再興戦略及び健康・医療戦略の目標：「2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸」（平成32年）

【資料】
 ○平均寿命：厚生労働省「平成22年完全生命表」「平成25年完全生命表」「平成28年簡易生命表」
 ○健康寿命：厚生労働省「平成22年/平成25年/平成28年簡易生命表」、厚生労働省「平成22年/平成25年/平成28年人口動態統計」
 厚生労働省「平成22年/平成25年/平成28年国民生活基礎調査」、総務省「平成22年/平成25年/平成28年推計人口」

死亡者数の増加と看取り場所

- 死亡者数は増加が見込まれており、2030年以降は年間150万人程度が死亡すると見込まれている
- 病院での死亡が増加してきたものの、病院での対応にも限界があり、在宅での看取りが課題

【年間の死亡者数の推移及び将来推計】



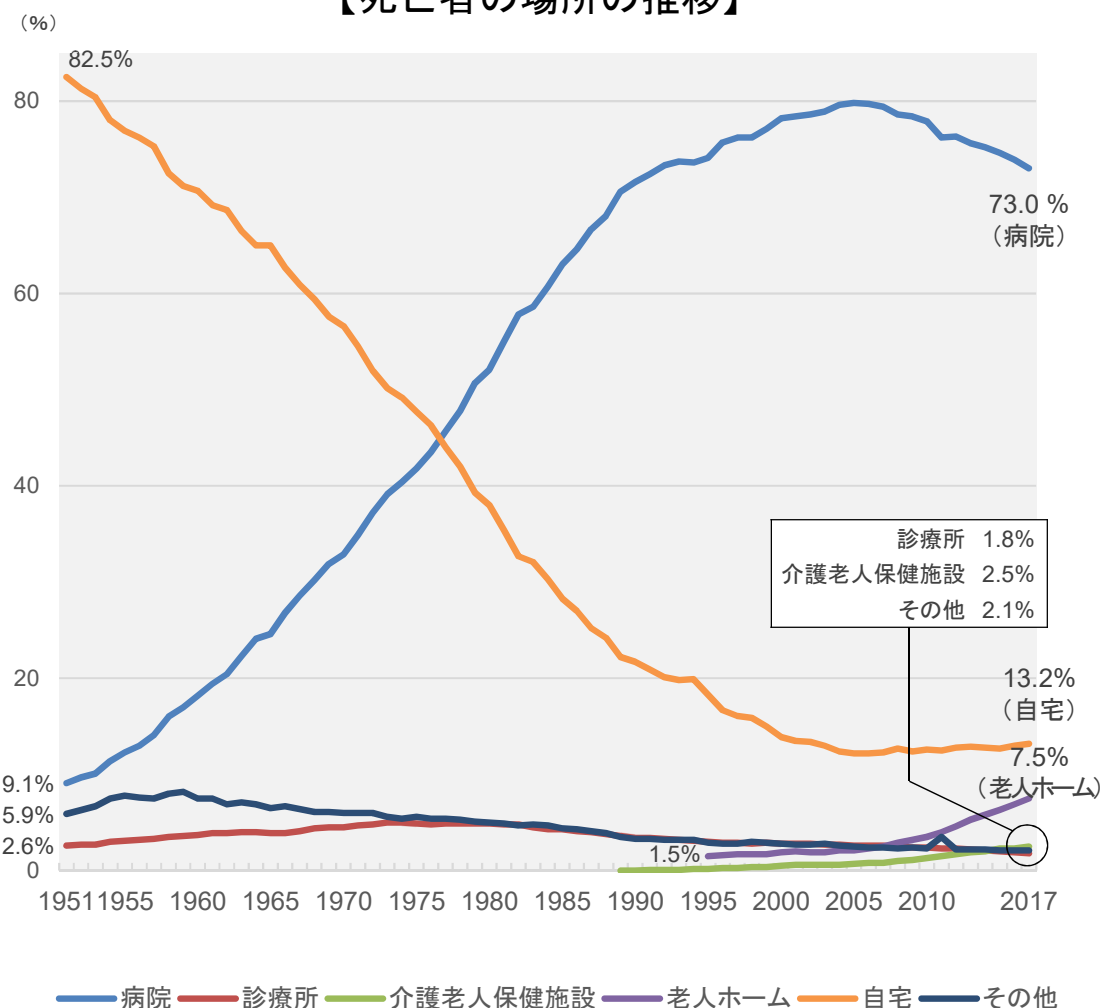
※2015年までの死亡者数には年齢不詳の者を含まない。

※2020年以降の推計は、出生中位（死亡中位）推計による。

出典 2015年までは厚生労働省「人口動態調査」、

2020年から国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年度推計）」

【死亡者の場所の推移】



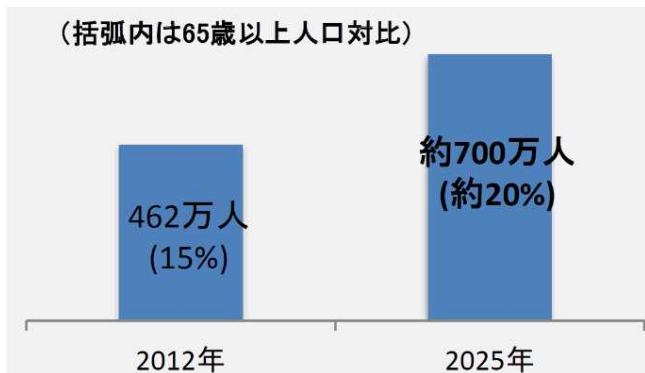
※1994年までは老人ホームでの死亡は、自宅に含まれている

出典 厚生労働省「人口動態調査」

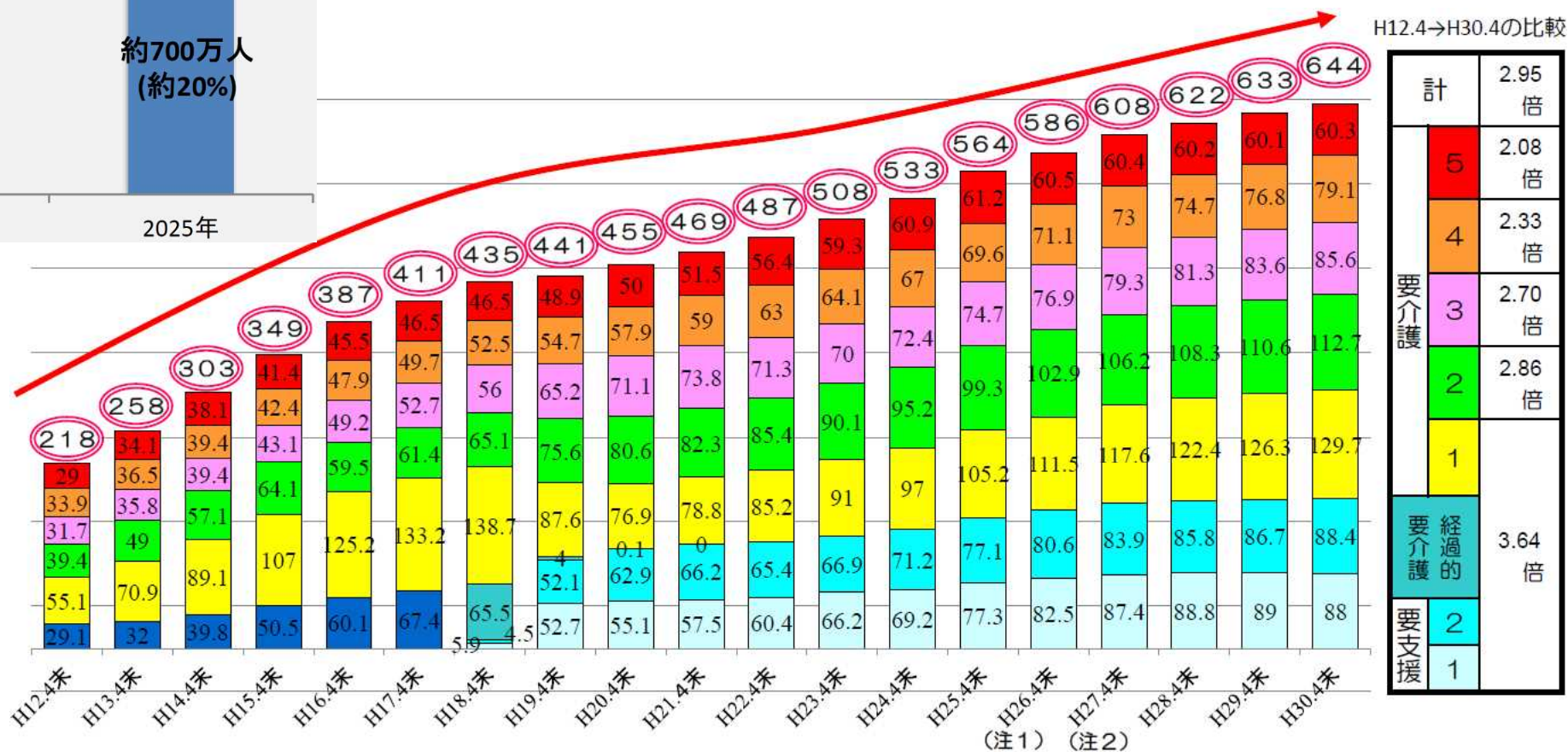
- 要介護（要支援）の認定者数は平成30年4月時点644万人。この18年間で約3倍に増加
- 65歳以上の高齢者では、認知症高齢者が増加すると見込まれる

図：認知症高齢者人口の将来推計

(括弧内は65歳以上人口対比)



図：要介護度別認定者数の推移



■要支援 □要支援1 ■要支援2 ■経過的 ■要介護1 ■要介護2 ■要介護3 ■要介護4 ■要介護5

注1) 陸前高田市、大槌町、女川町、桑折町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町は含まれていない。

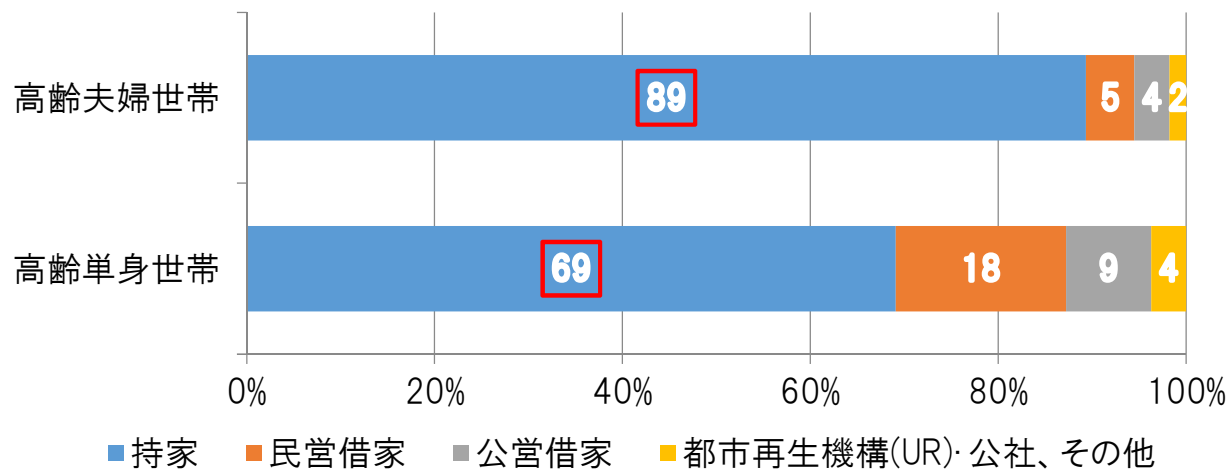
注2) 楡葉町、富岡町、大熊町は含まれていない。

出典：厚生労働省「社会保障審議会介護保険部会(第75回)」資料より抜粋

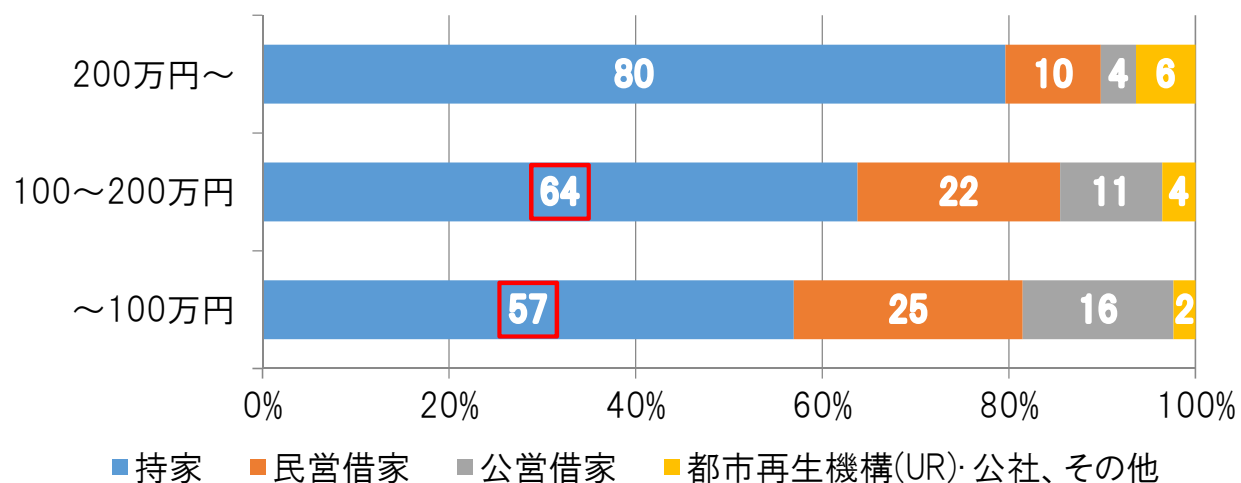
高齢者世帯の住まいの現状

- 高齢者の住まいについて、夫婦世帯の場合、約9割が持家に居住
- 単身世帯は、約7割が持家に居住しており、民営借家に約2割居住。このうち、世帯年収が200万円以下の世帯では、持家に約6割、公営を含む借家に約4割居住

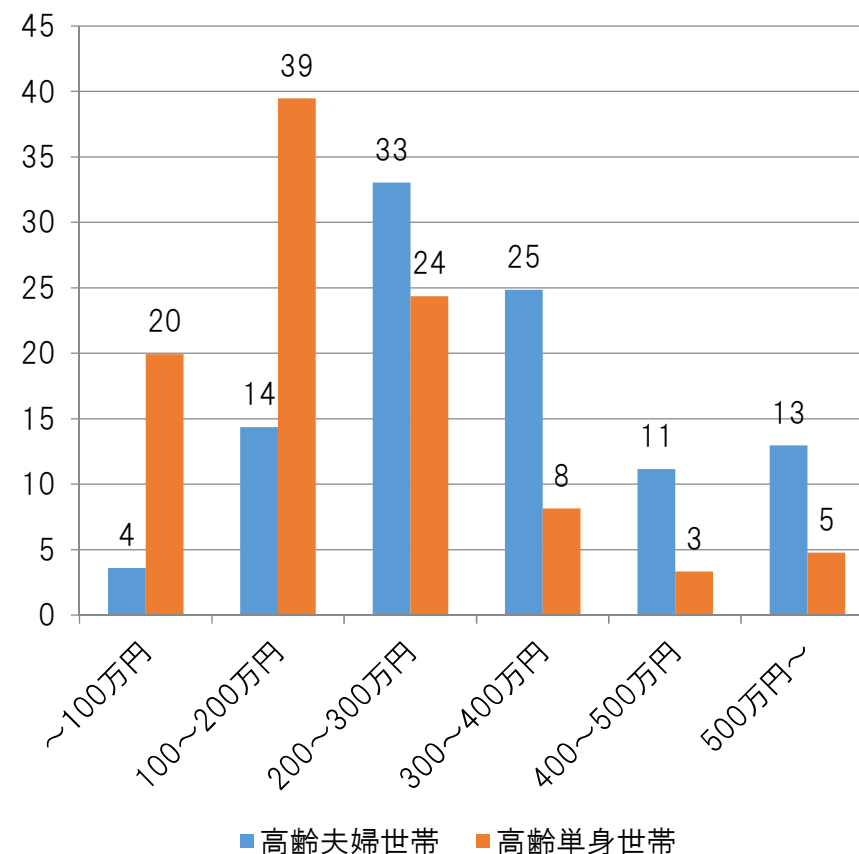
高齢夫婦世帯と高齢単身世帯の持家・借家の種別割合



年収別の持家・借家の種別割合(高齢単身世帯)



(参考) 高齢夫婦世帯と高齢単身世帯の年収の比較



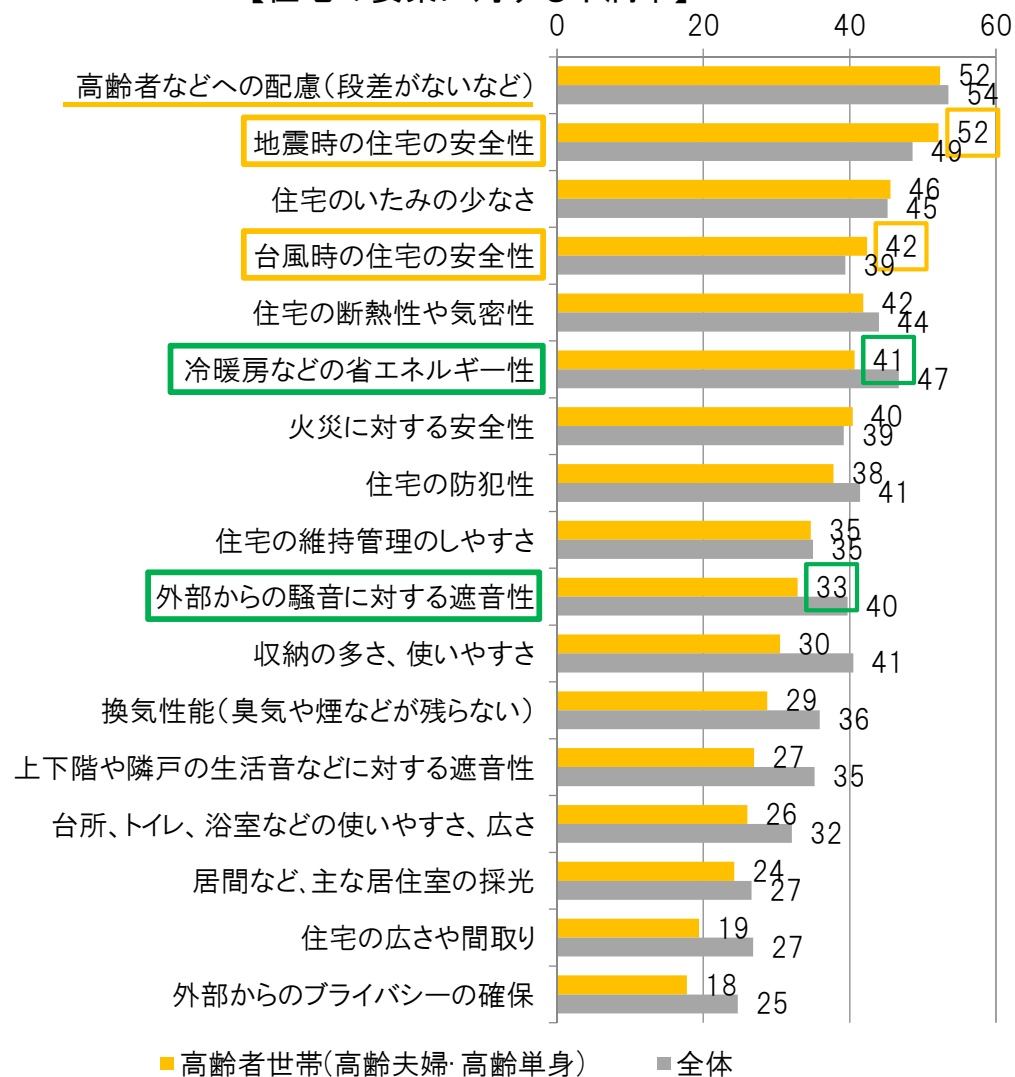
(出典)国土交通省「平成25年住生活総合調査」

※ 「高齢夫婦世帯」は夫65歳以上かつ妻60歳以上の夫婦のみの世帯、
「高齢単身世帯」は65歳以上の単身世帯について集計(不詳を除く)

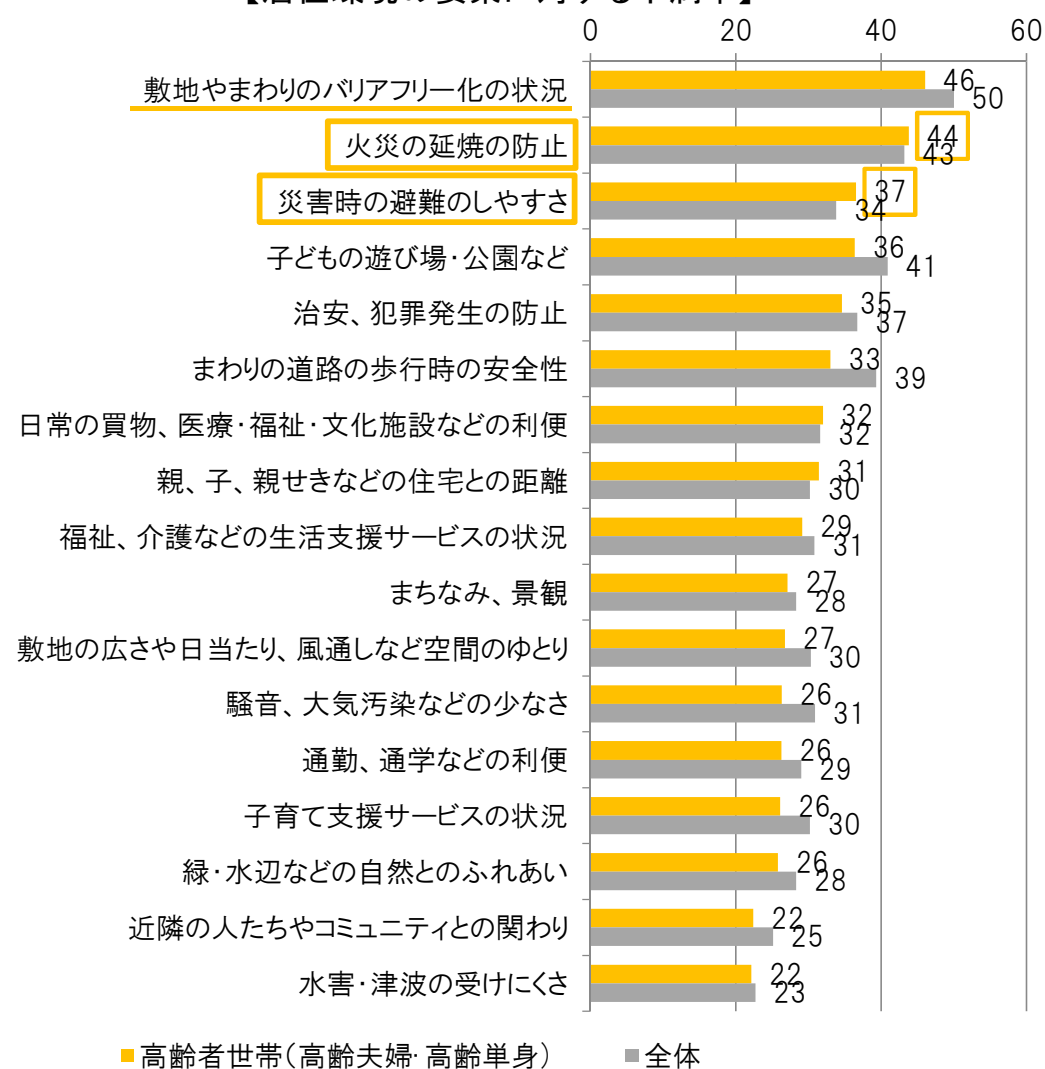
高齢者世帯の住宅・居住環境に関する不満要素

- 住宅については、段差の解消等に対する不満率が高いほか、世帯全体と比較すると、地震や台風等の災害に対する安全性等に関して不満率が高く、省エネ性能や遮音性等に対する不満率は低い
- 居住環境については、総じて不満率は低い傾向にあるが、敷地やまわりのバリアフリー化等に対する不満率が高いほか、世帯全体と比較すると、延焼危険性や災害時の避難のしやすさ等に対する不満率が高い

【住宅の要素に対する不満率】



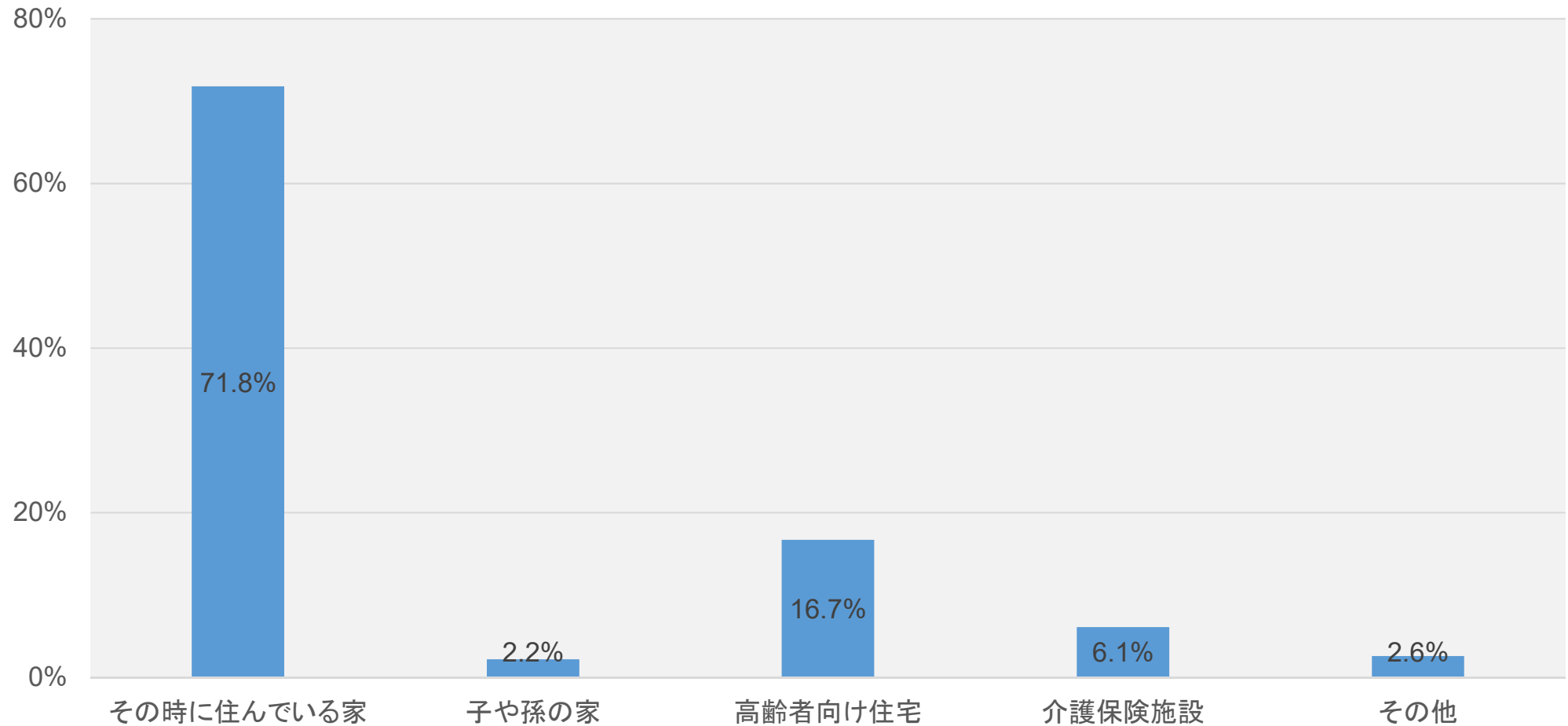
【居住環境の要素に対する不満率】



(出典)国土交通省「平成25年住生活総合調査」 ※高齢夫婦世帯(夫65歳以上かつ妻60歳以上の夫婦のみの世帯)及び高齢単身世帯(65歳以上の単身世帯)の合計

○ 終活期に住みたいところとしては、「その時に住んでいる家」の割合が最も高く約7割を占めている

【終活期に住みたいところ】



※ その他…病院、子どもと同居、民間賃貸住宅 等

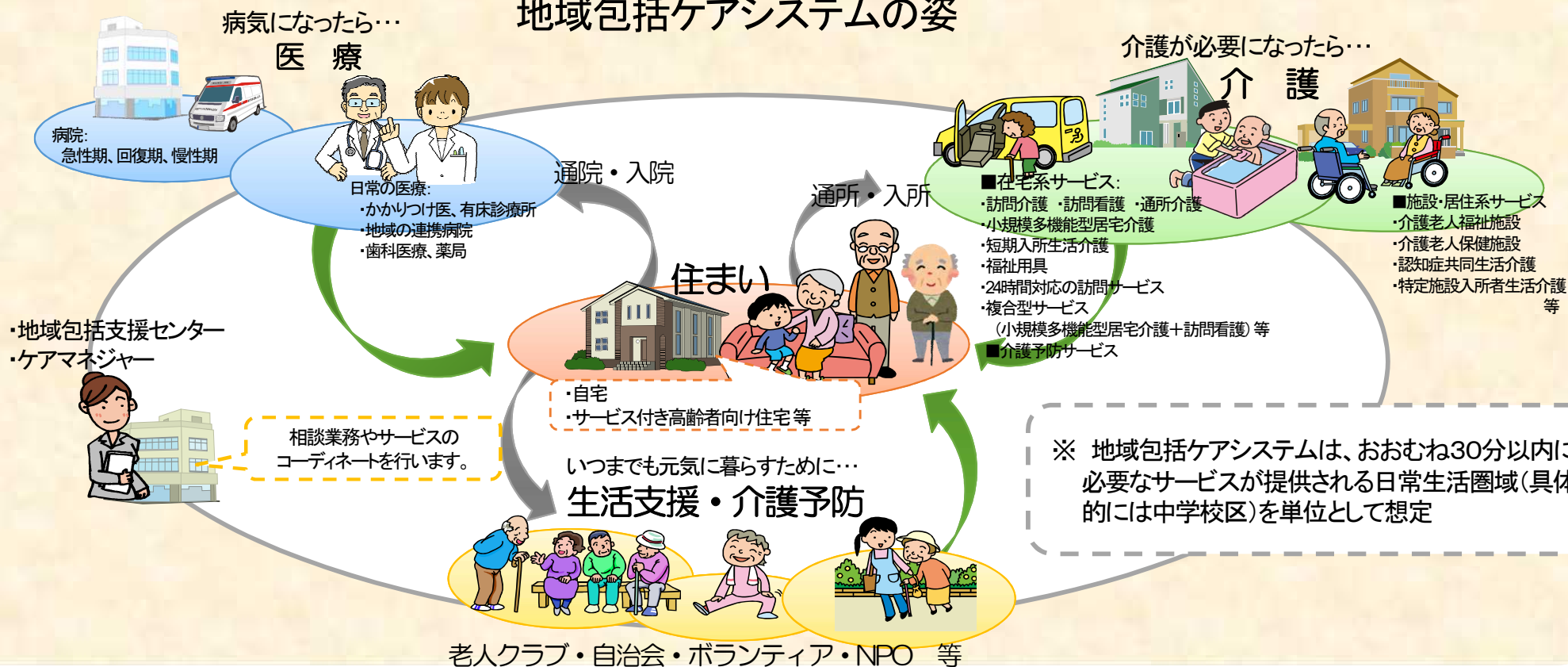
※ 無回答0.6%。

出典：国土交通行政モニターアンケートより住宅局が作成

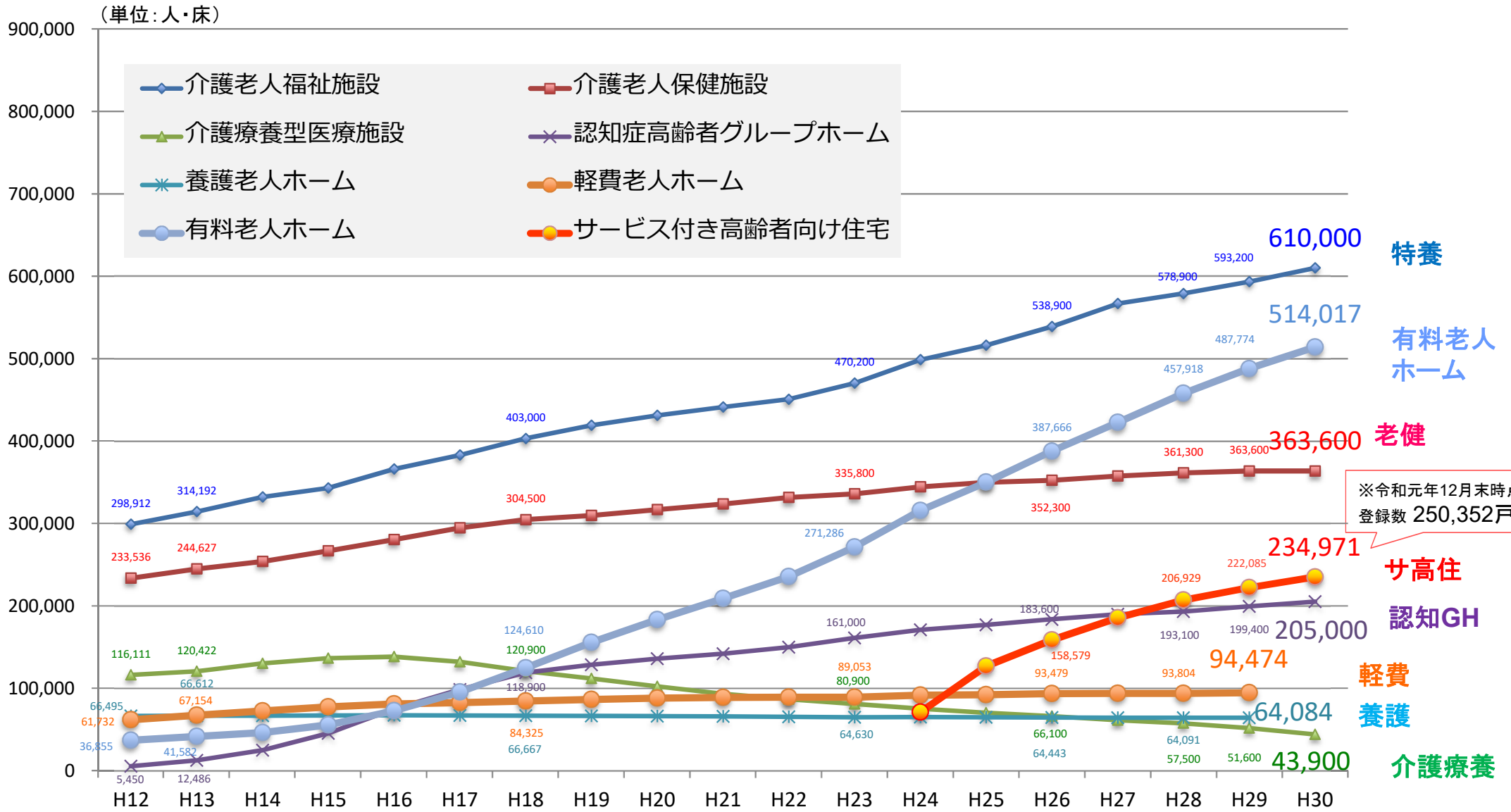
地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**

地域包括ケアシステムの姿



○ 近年、特養、有料老人ホーム、老健、サ高住、認知症グループホームが増加



※1: 介護保険3施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査(10/1時点)【H12~H13】」、「介護給付費等実態調査(10月審査分)【H14~H29】」及び「介護給付費等実態統計(10月審査分)【H30~】」による。 ※2: 介護老人福祉施設は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を合算したもの。 ※3: 認知症高齢者グループホームは、H12~H16は痴呆対応型共同生活介護、H17~は認知症対応型共同生活介護により表示。(短期利用を除く) ※4: 養護老人ホーム・軽費老人ホームは、「社会福祉施設等調査(10/1時点)」による。ただし、H21~H23は調査票の回収率から算出した推計値であり、H24~H29は基本票の数値。(利用者数ではなく定員数) ※5: 有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果による。(利用者数ではなく定員数) ※6: サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(9/30時点)」による。(利用者数ではなく登録戸数)

○ バリアフリー化や居住者への生活支援の実施等の基準を満たす住宅について都道府県等が登録を実施

※サービス付き高齢者向け住宅の登録制度は「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）の改正により、平成23年10月に創設

○ 料金やサービス内容など住宅に関する情報が事業者から開示されることにより、居住者のニーズにあった住まいの選択が可能

【登録基準】

ハード	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>床面積は原則25㎡以上</u> ○ <u>構造・設備が一定の基準を満たすこと</u> ○ <u>バリアフリー構造であること</u>（廊下幅、段差解消、手すり設置）
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>必須サービス：安否確認サービス・生活相談サービス</u> ※その他のサービスの例：食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること ○ 敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと 等

【入居者要件】

・60歳以上の者 又は要支援・要介護認定者 等

【登録状況(R1.12末時点)】

戸数	250,352戸
棟数	7,486棟

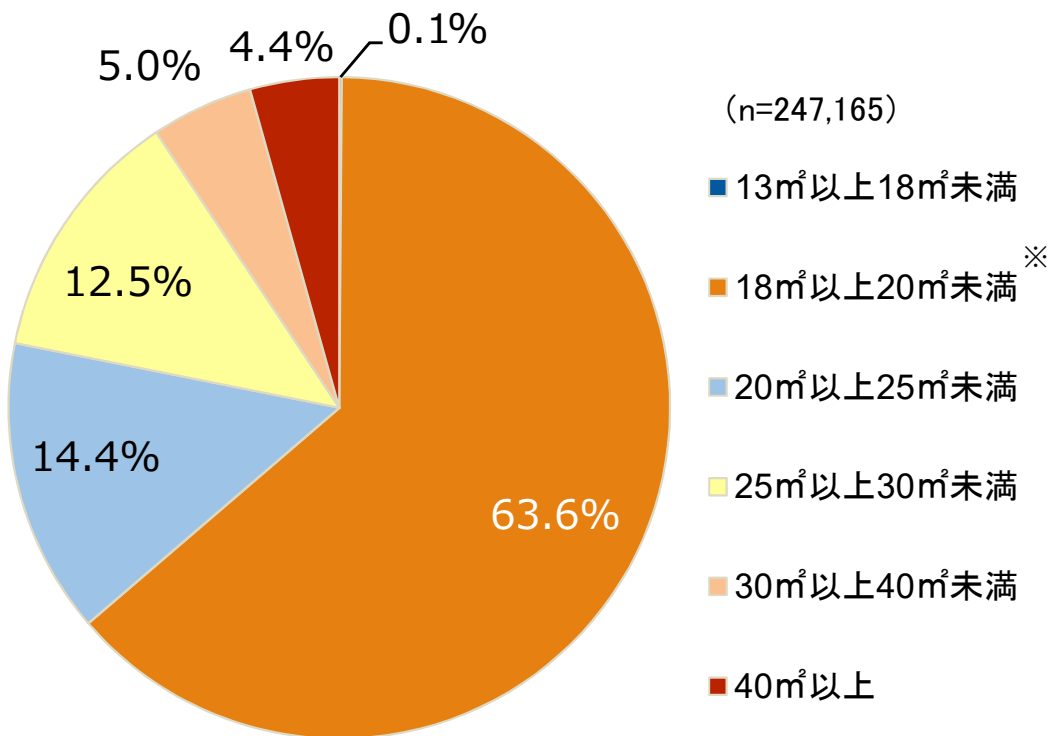


住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らし続ける

サービス付き高齢者向け住宅の住戸面積等の分布

- ・25㎡以上の住戸は全体の約4分の1未満。
- ・自立高齢者の入居が少なく、要介護3以上の高齢者が約3割。

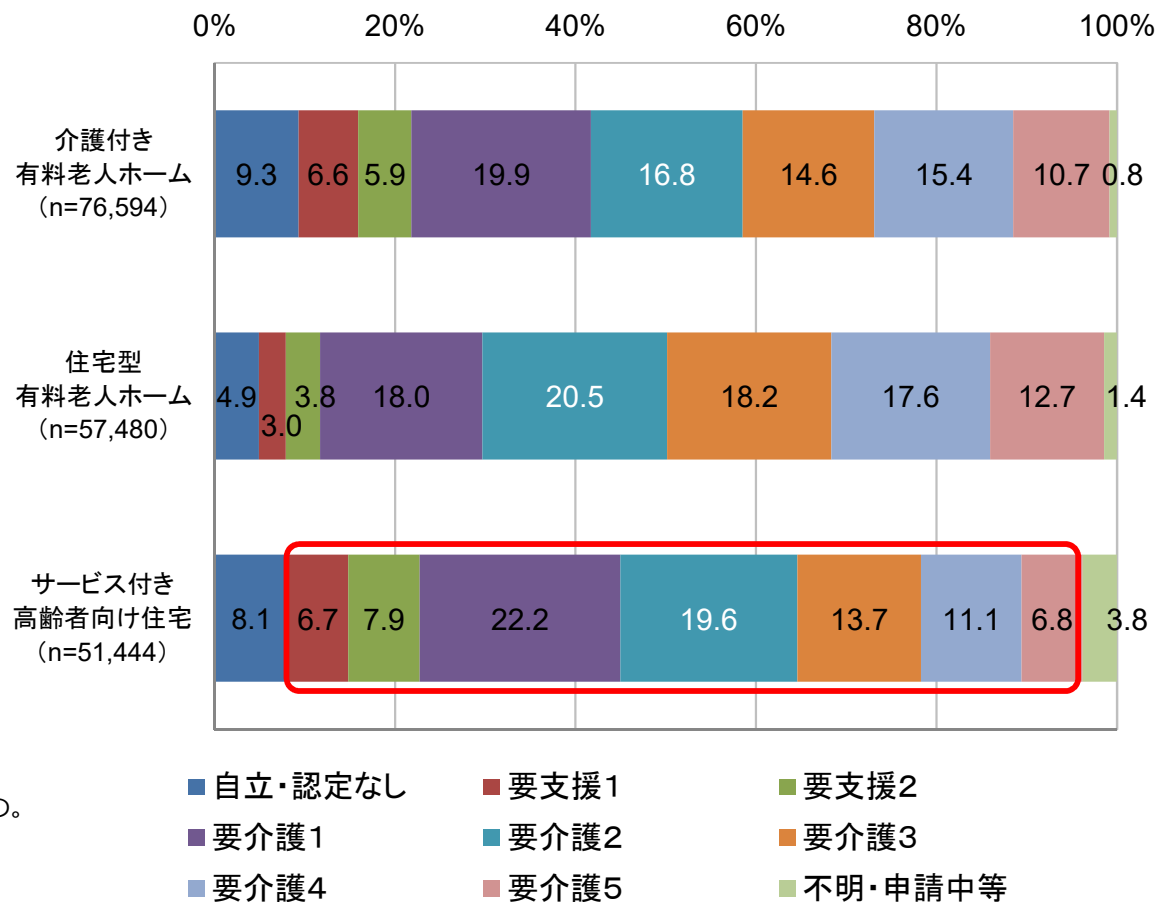
【住戸面積】



※高齢者居住安定確保計画に基づき登録基準を緩和したもの。

平均:22.1㎡

【高齢者向け住まいにおける要介護高齢者の入居割合】



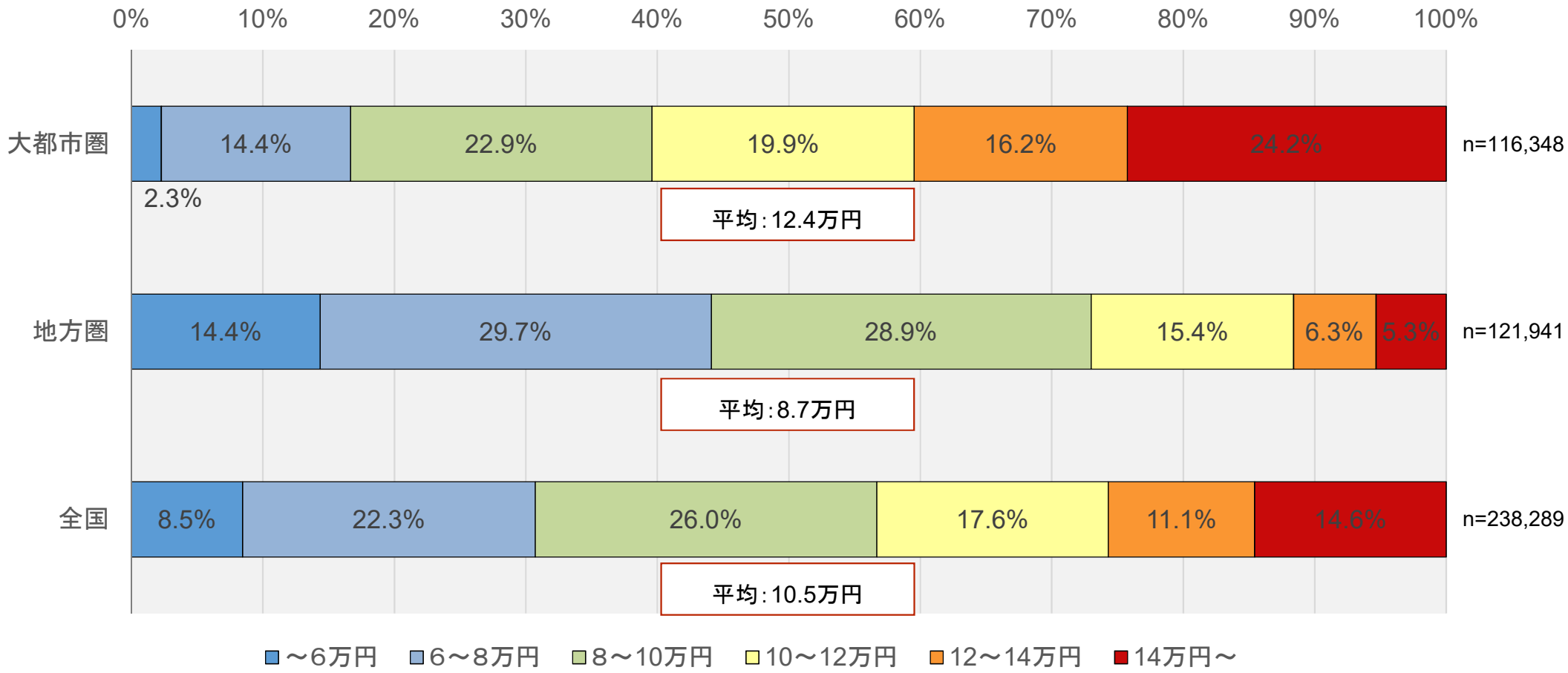
資料)一般社団法人高齢者住宅協会「サービス付き高齢者向け住宅の現状と分析 (R1.8月末)」

出典)平成30年厚生労働省度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)「高齢者向け住まいにおける運営実態の多様化に関する実態調査研究」(PwCコンサルティング合同会社)

サービス付き高齢者向け住宅の入居費用

○ 入居費用は、家賃、共益費、サービス費(生活相談・見守り)で、月額約10万円程度

【サービス付き高齢者向け住宅の入居費用(月額)】※



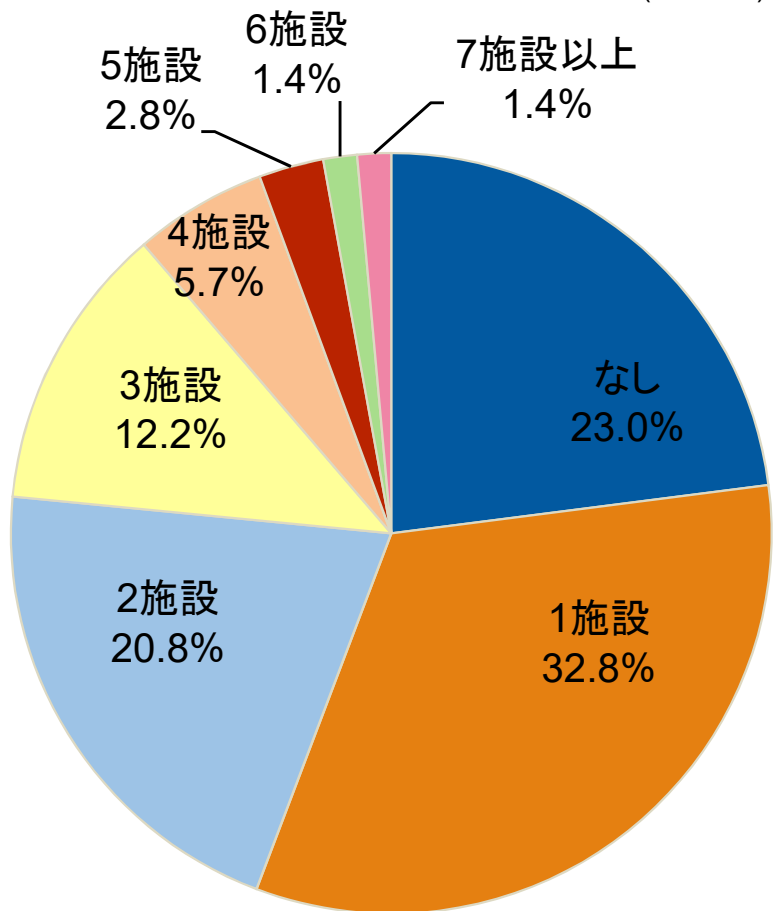
※家賃、共益費、必須(生活相談・見守り)サービス費用の合計。ただし、必須サービス費用は、介護保険適用分(1割負担)を除く。
 ※平成30年12月末時点における登録情報による
 ※大都市圏: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 地方圏: その他の道県

高齢者生活支援施設の併設状況

- ・1つ以上の高齢者生活支援施設が併設又は隣接しているサ高住は約8割。
- ・併設施設の種類は、通所介護事業所(43.7%)、訪問介護事業所(40.9%)が多い。

【サ高住の併設（隣接）施設】

(n=7,415)

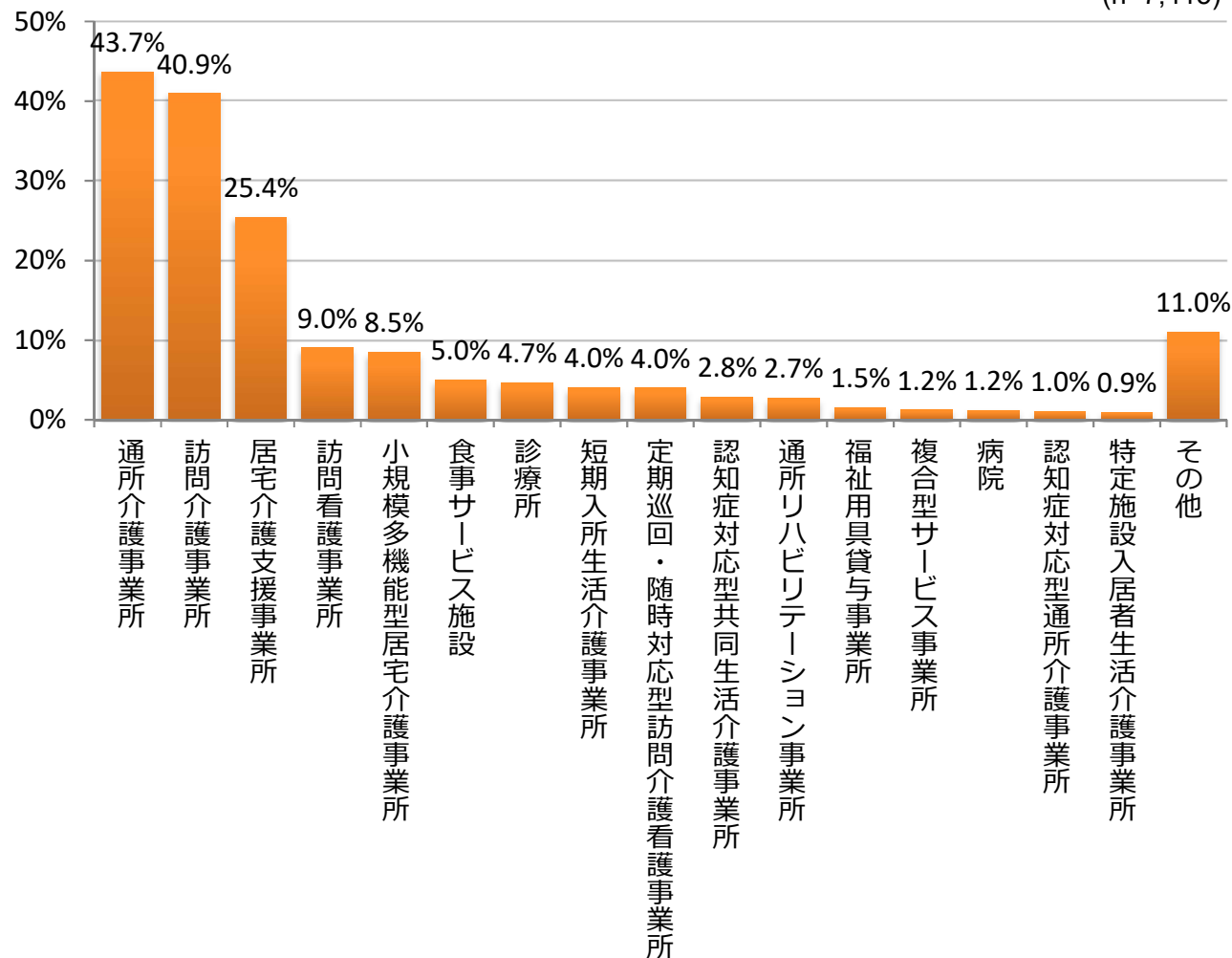


いずれかの高齢者生活支援施設が併設又は隣接されている住宅は77.0%

【併設（隣接）されている施設の種類】

R1.8月末時点

(n=7,415)



1. 子育て世帯について
2. 高齢者世帯について
- 3. 住宅確保要配慮者について**
4. 新しい住まい方について

住宅確保要配慮者の範囲

法律で定める者

- ① 低額所得者
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

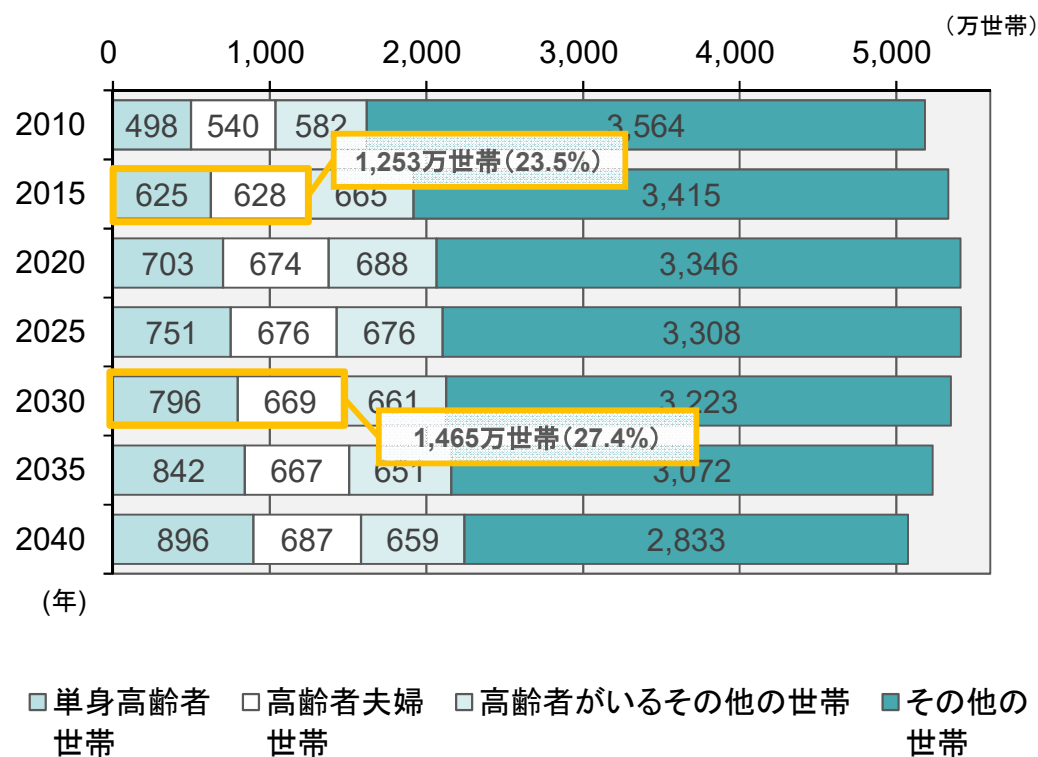
国土交通省令で定める者

- ・ 外国人等
(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など)
- ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者
(発災後3年以上経過)
- ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者
※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

高齢者世帯数と年齢別単身世帯数の推移

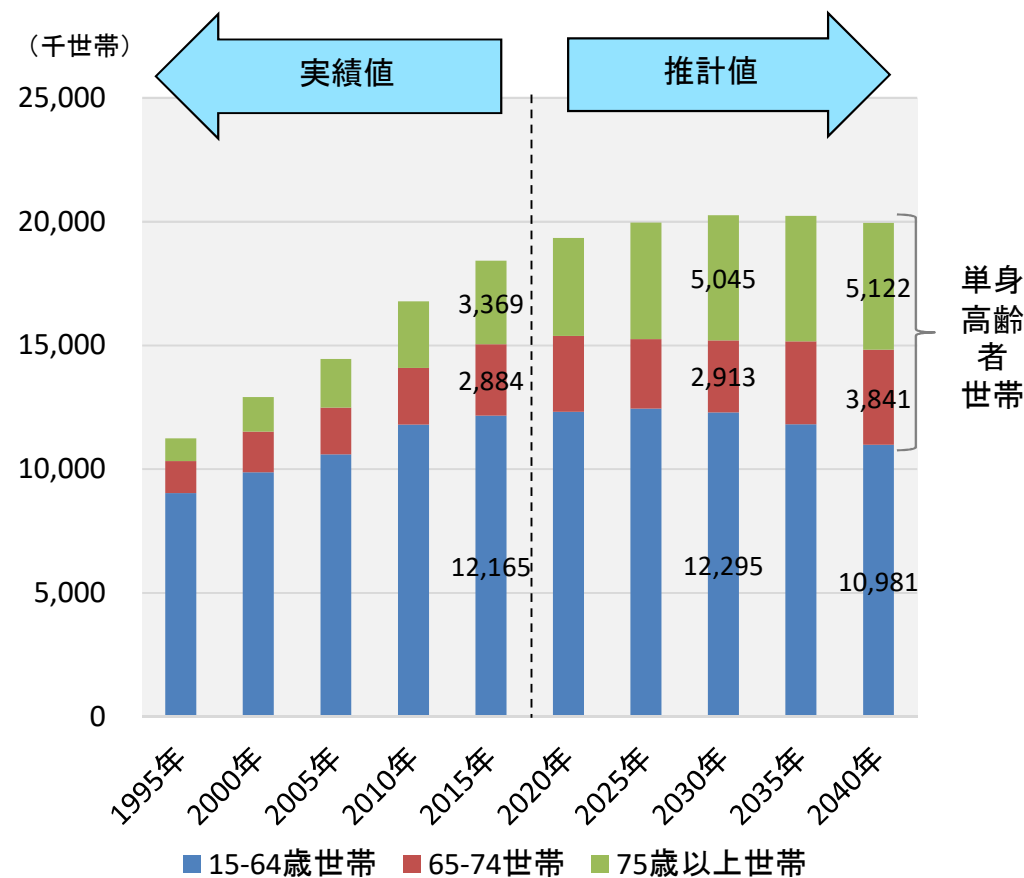
○ 今後、高齢者世帯は増加し、2030年には約1,500万世帯となる見通し。このうち、単身高齢者世帯は、2030年には約800万世帯に迫る見通し

【高齢者世帯数の推移】



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（平成30年推計）及び総務省「平成27年国勢調査」をもとに、国土交通省作成

【年齢別単身世帯数の推移】

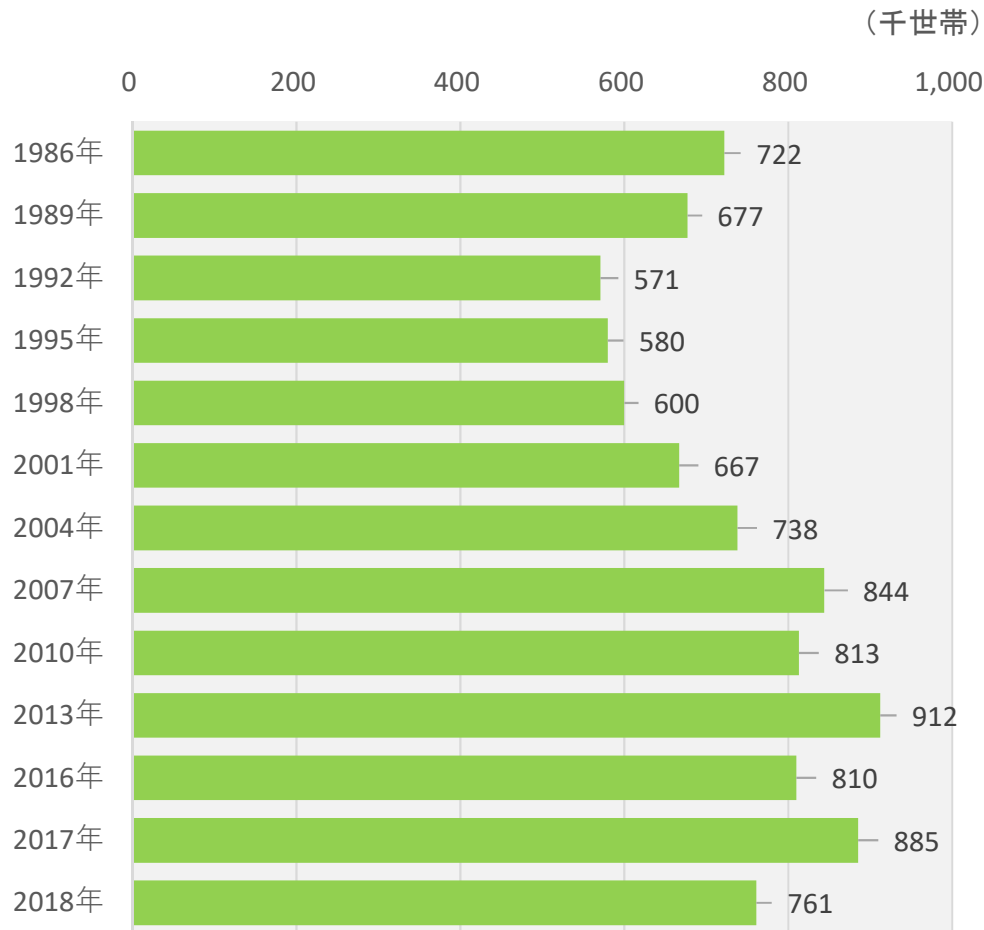


出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（平成30年推計）総務省「国勢調査」をもとに、国土交通省作成

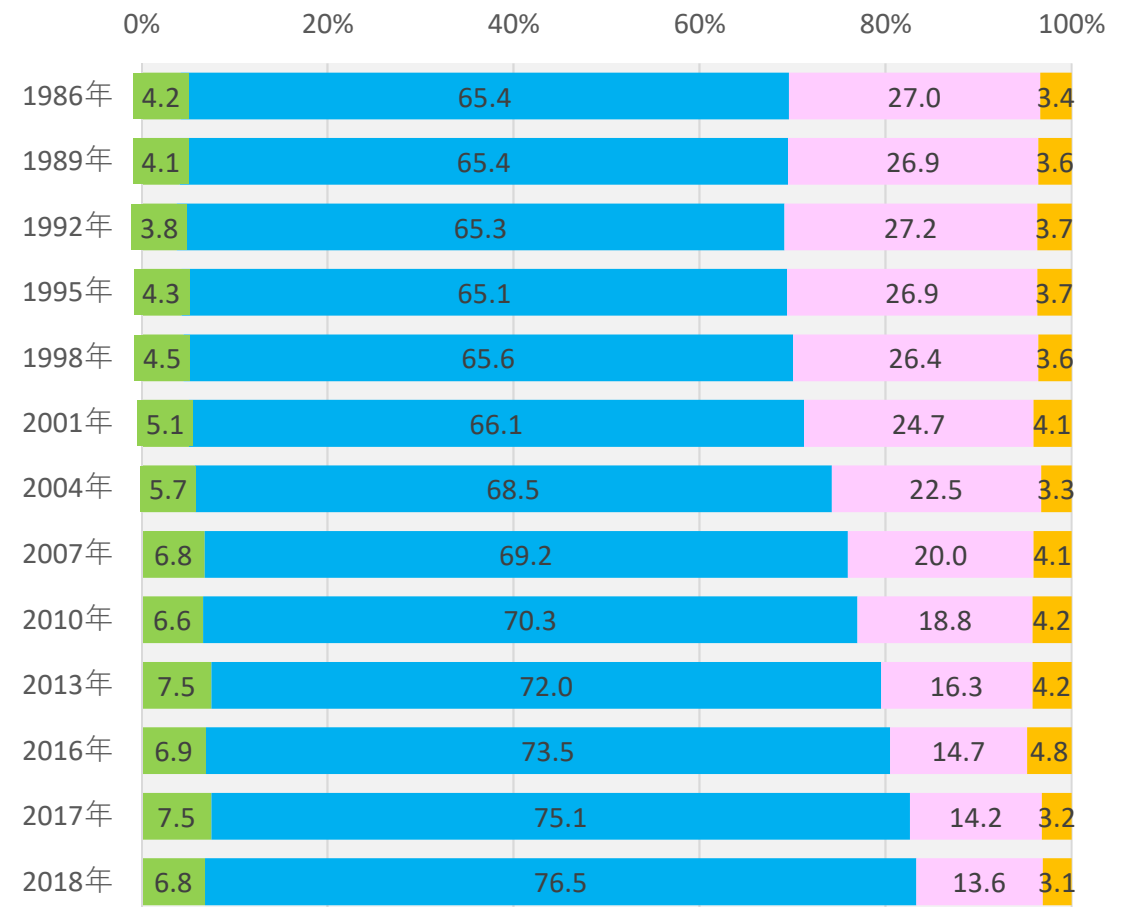
ひとり親世帯の状況

○児童のいるひとり親世帯の世帯数は、2018年時点で約76万世帯（児童のいる世帯のうち約7%）

【児童のいるひとり親世帯数】



【児童のいる世帯の構成】



出典：平成30年 国民生活基礎調査

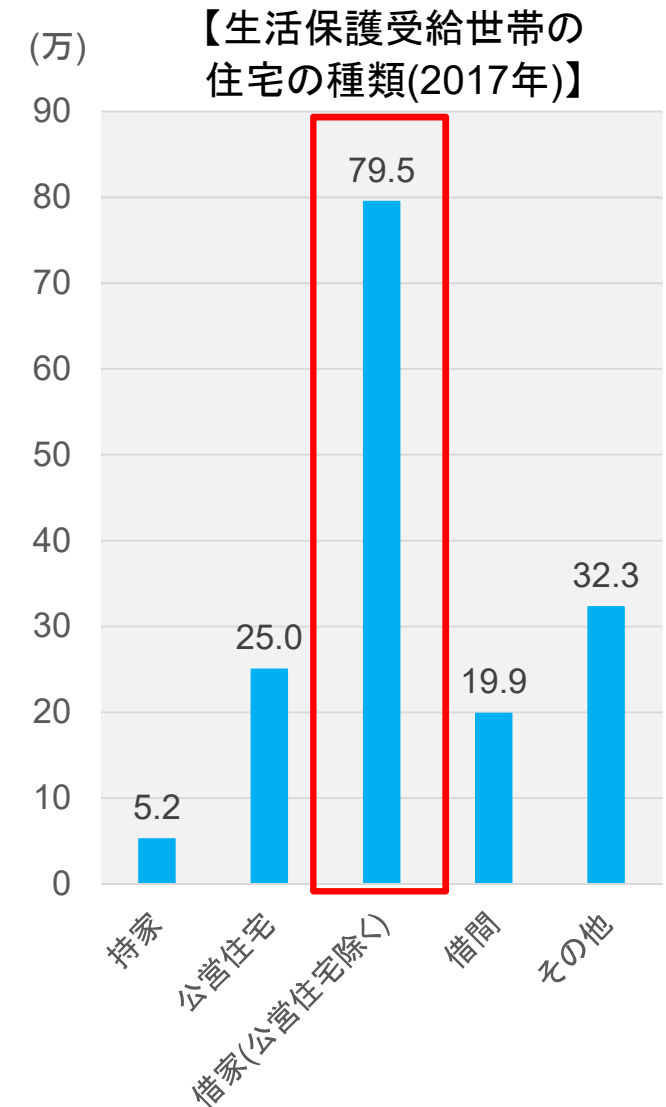
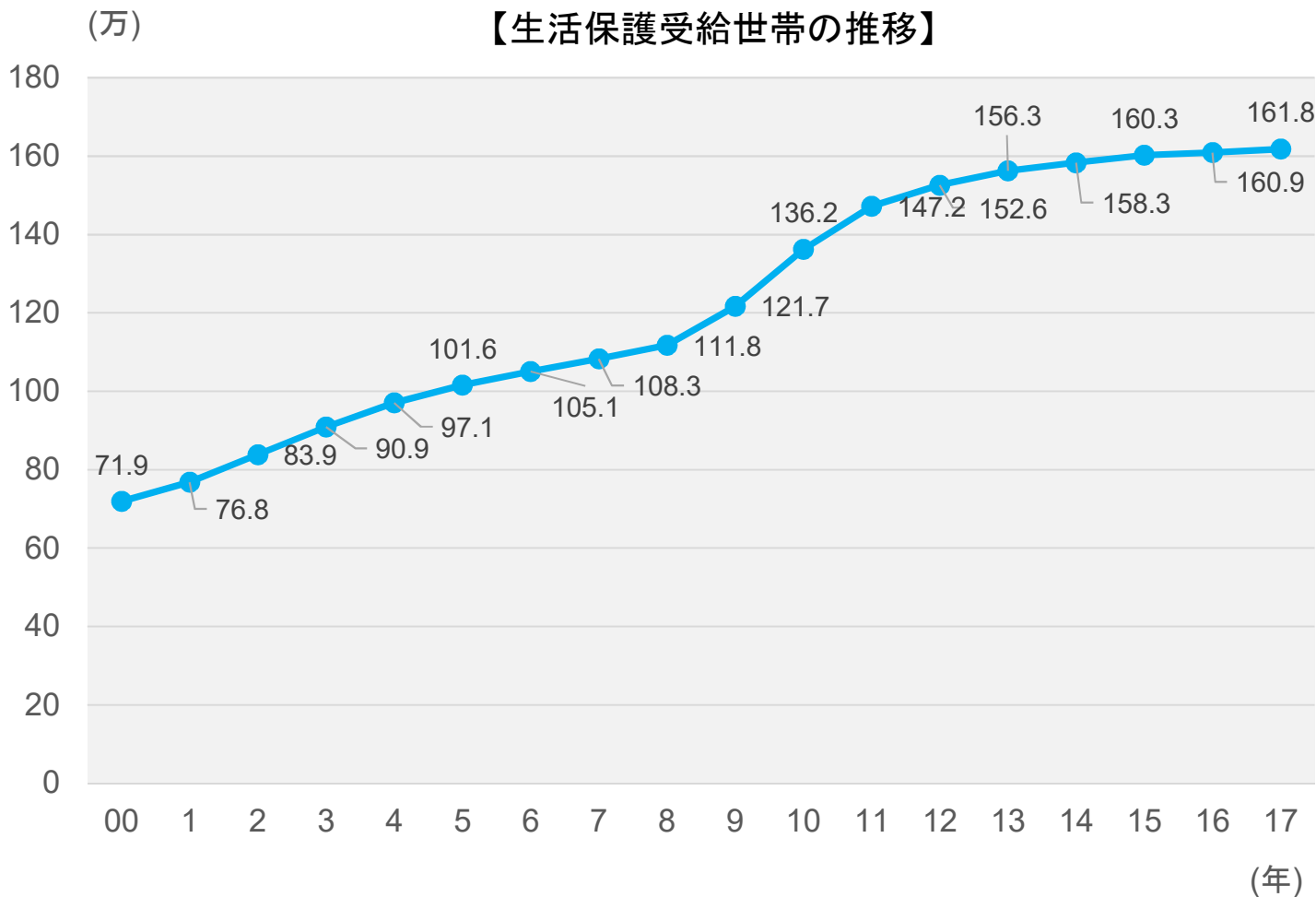
注1：1995年は兵庫県、2016年は熊本県の数値を除いたもの。

注2：児童：18歳未満の未婚の者

■ ひとり親と未婚の子のみの世帯
 ■ 夫婦と未婚の子のみの世帯
■ 三世帯世帯
 ■ その他の世帯

生活保護受給世帯の状況

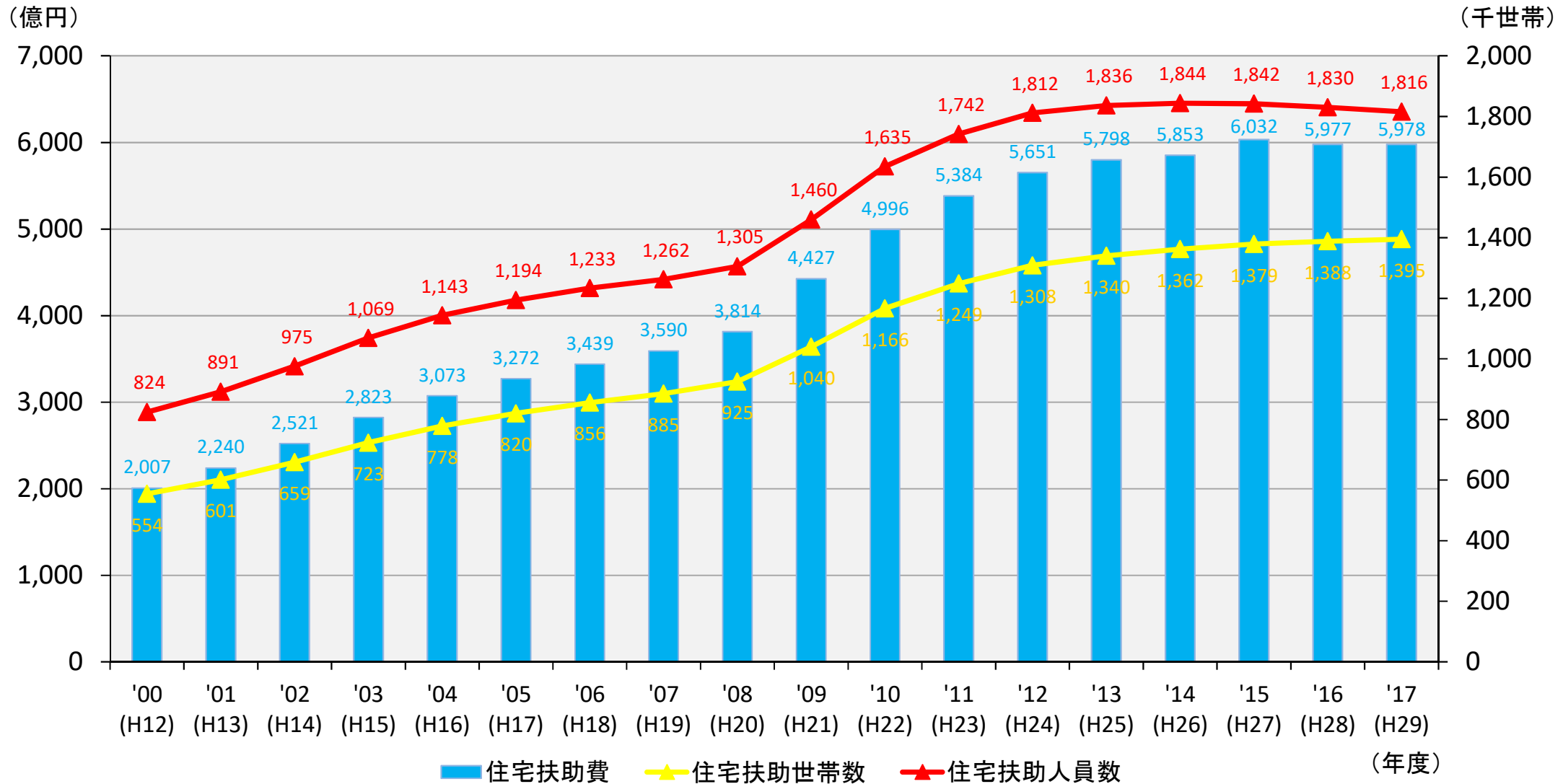
- 生活保護受給世帯数は2017年時点で約162万世帯となっており、2000年以降、生活保護受給世帯数は一貫して増加しているものの、近年は増加ペースが鈍化
- 生活保護受給世帯の住まいの状況をみると、2017年時点で、公営住宅を除く借家に居住する世帯が約8割となっている



出典:厚生労働省「非保護者調査」

住宅扶助世帯数・住宅扶助人員数及び住宅扶助費の推移

○ 住宅扶助世帯数及び人員数はこれまで増加傾向にあったが、近年はほぼ横ばい・微減で推移している。それにあわせて、住宅扶助費についても横ばいで推移



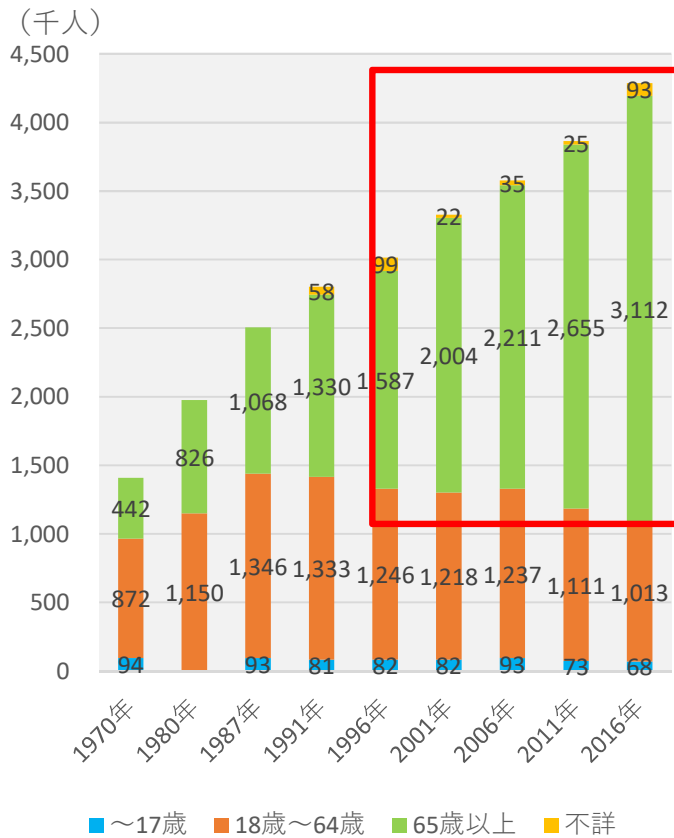
出典: 厚生労働省「被保護者調査」、「生活保護負担金事業実績報告」

注: 住宅扶助は、困窮のために最低限度の生活を維持することのできない者に対して、家賃、間代、地代等や、補修費等住宅維持費を給付するもの。

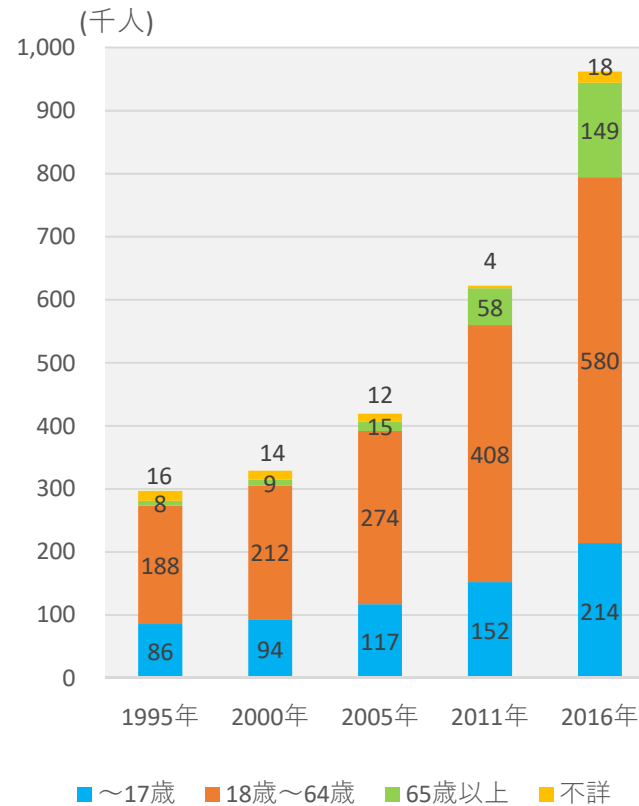
障害者の状況

- 障害者(身体障害者、知的障害者(いずれも在宅)、精神障害者(外来))の数は増加傾向
- 特に身体障害者(在宅)のうち、65歳以上の者が大きく増加

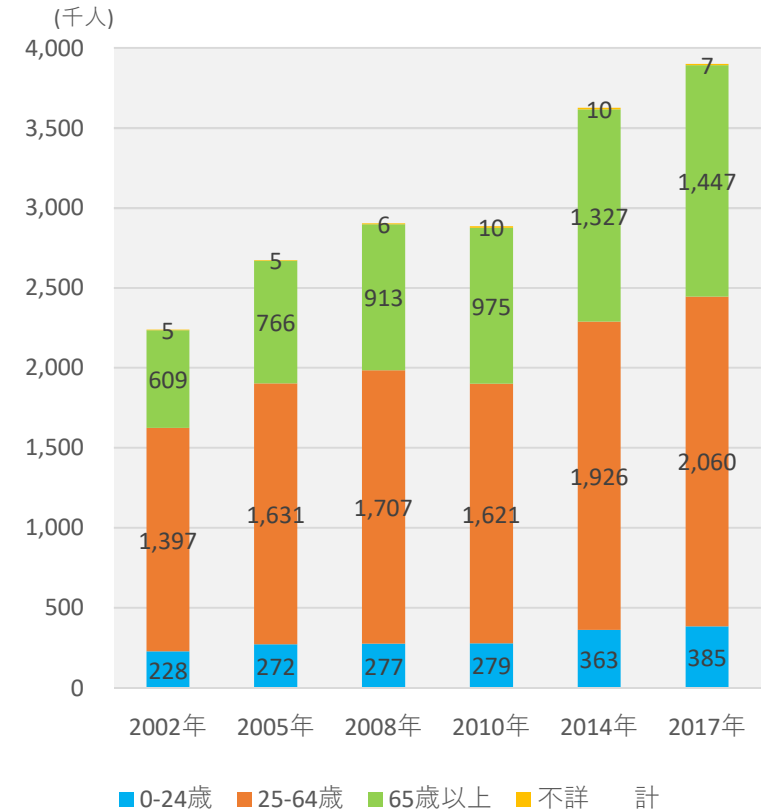
【年齢階層別障害者数の推移】
(身体障害者(在宅))



【年齢階層別障害者数の推移】
(知的障害者(在宅))



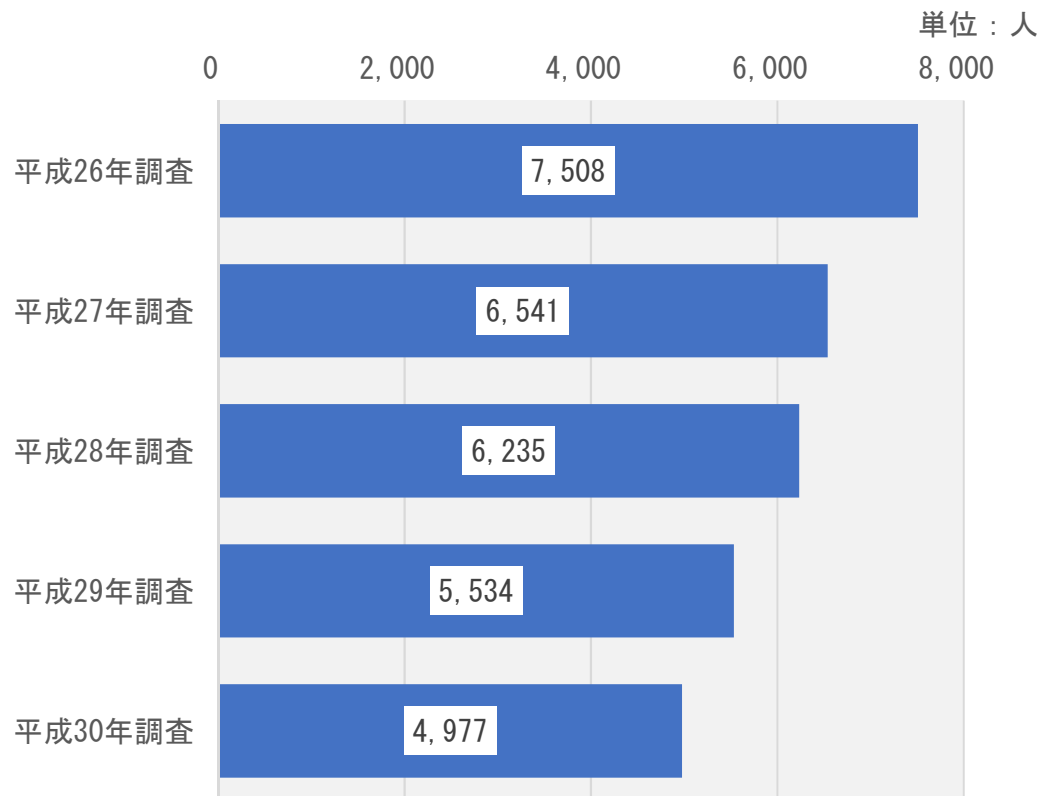
【年齢階層別障害者数の推移】
(精神障害者(外来))



ホームレスの状況

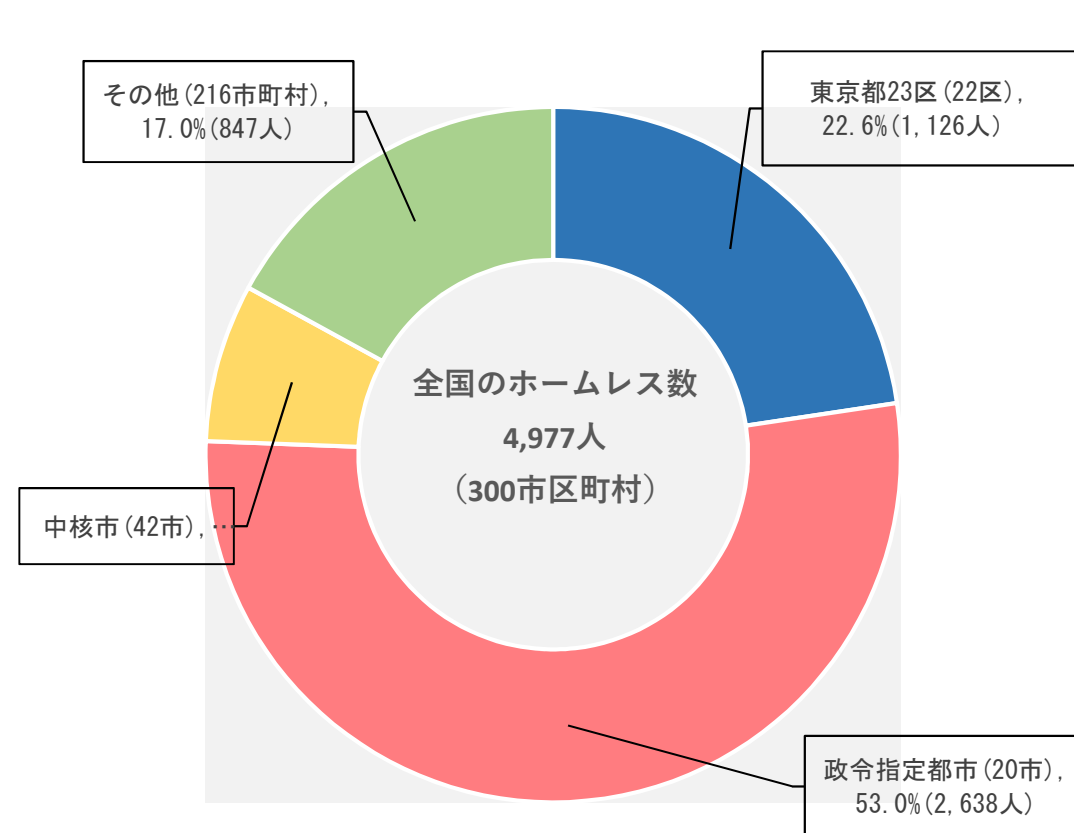
- 平成30年時点で、ホームレスの数は全国で約5千人。近年ではホームレスの数は減少傾向
- ホームレスの分布をみると、東京都区部及び政令指定都市が全体の4分の3以上を占める

【ホームレスの数】



出典：厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」

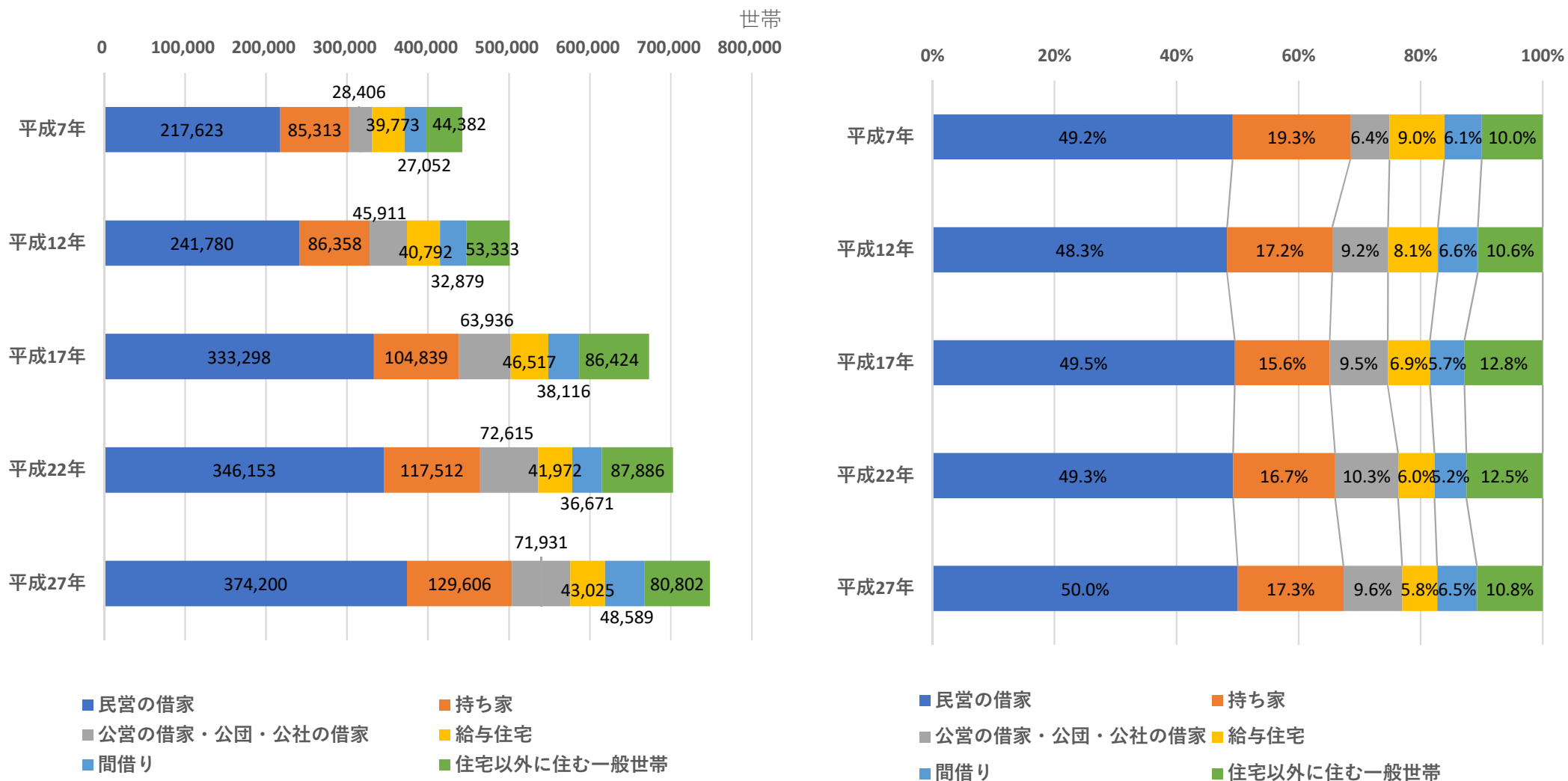
【ホームレスの分布】



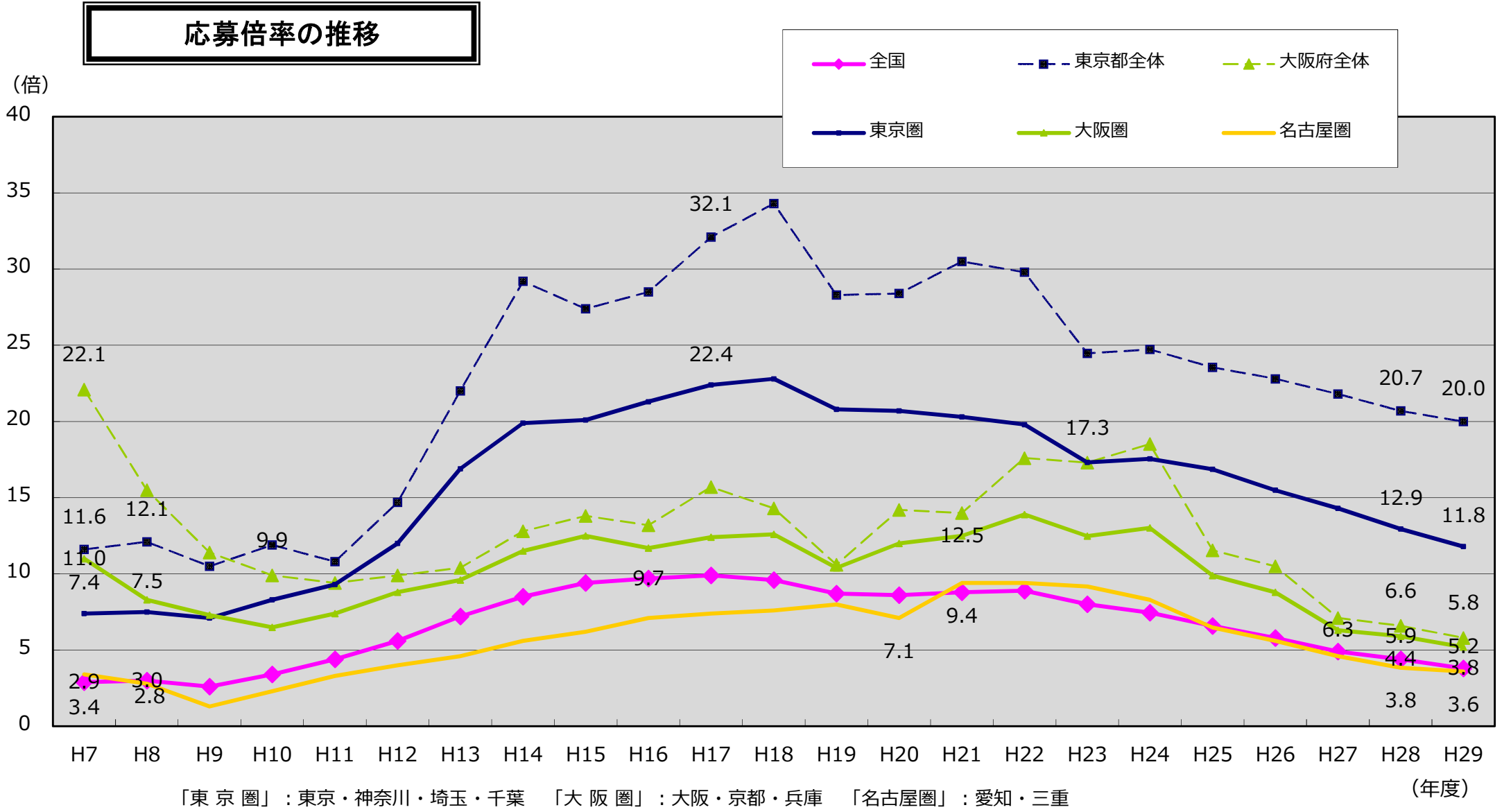
出典：厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」

○外国人のみの世帯数は増加を続けており、住まいは「民間の借家」が50%程度を占めている

■外国人のみの世帯の住宅種別実数と割合の推移



○公営住宅の応募倍率は大都市圏を中心に高水準。東京で20.0倍、全国で3.8倍（平成29年度）

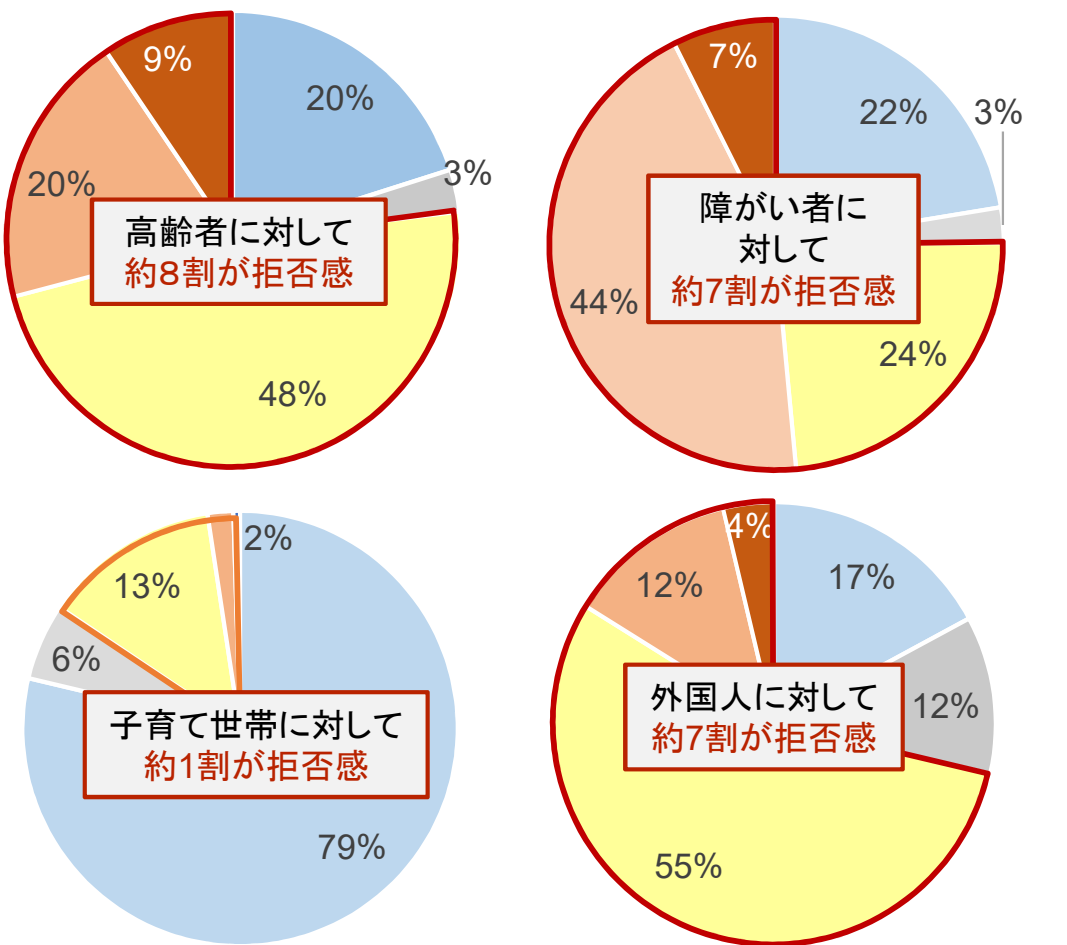


「東京圏」：東京・神奈川・埼玉・千葉 「大阪圏」：大阪・京都・兵庫 「名古屋圏」：愛知・三重

※ 公営ストック216万戸のうち空家戸数は約3.5万戸（約2%）

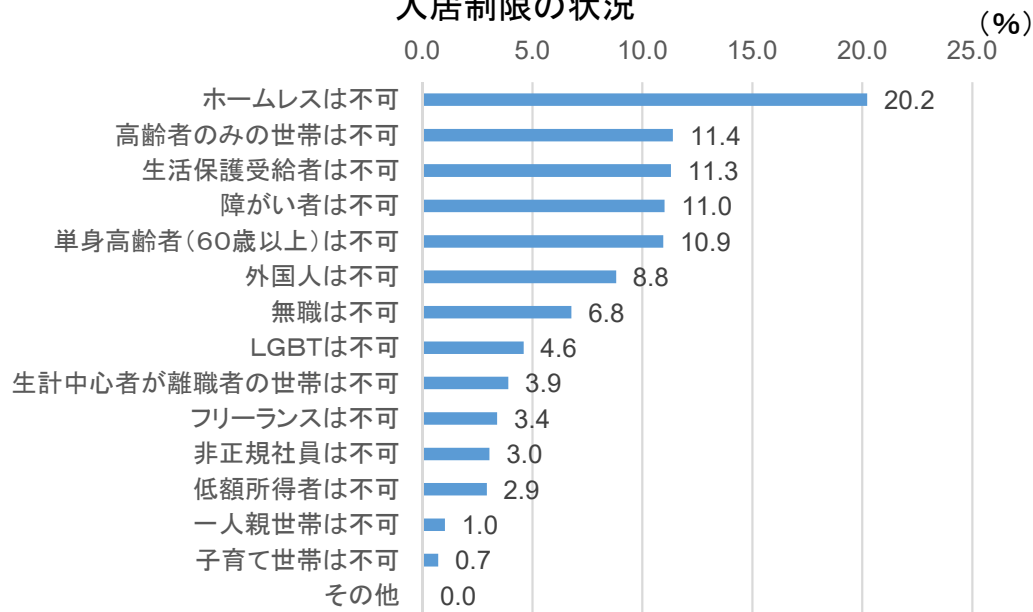
○住宅確保要配慮者の入居に対して、賃貸人の一定割合は拒否感を有しており、入居制限がなされている状況。家賃の支払いに対する不安等が入居制限の理由となっている。

住宅確保要配慮者の入居に対する賃貸人の意識

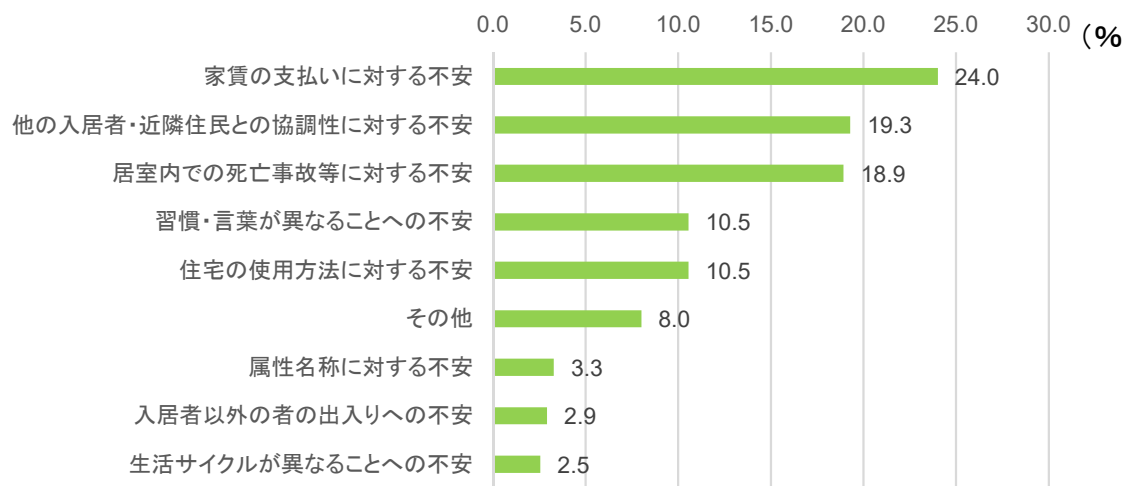


従前と変わらず拒否感はない
 拒否感はあるものの従前より弱くなっている
 従前と変わらず拒否感が強い
 従前は拒否感があったが現在はない
 従前より拒否感が強くなっている

入居制限の状況



入居制限する理由

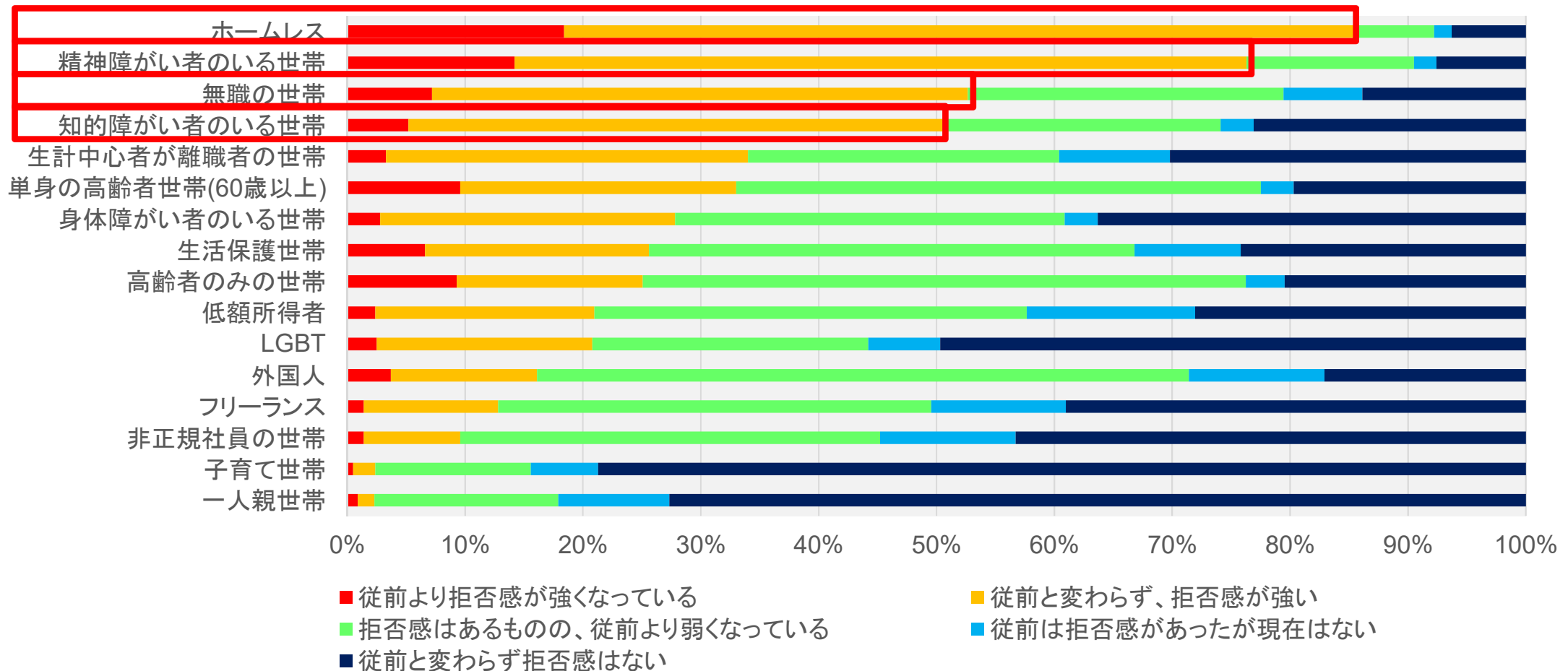


住宅確保要配慮者に対する賃貸人の意識

○ 賃貸人が「ホームレス」「精神障がい者のいる世帯」「無職の世帯」「知的障がい者のいる世帯」に対して、「従前より拒否感が強くなっている」「従前と変わらず、拒否感が強い」と回答した割合はおよそ5割を超えている

賃貸人の意識

およそ5割以上



新たな住宅セーフティネット制度の枠組み

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

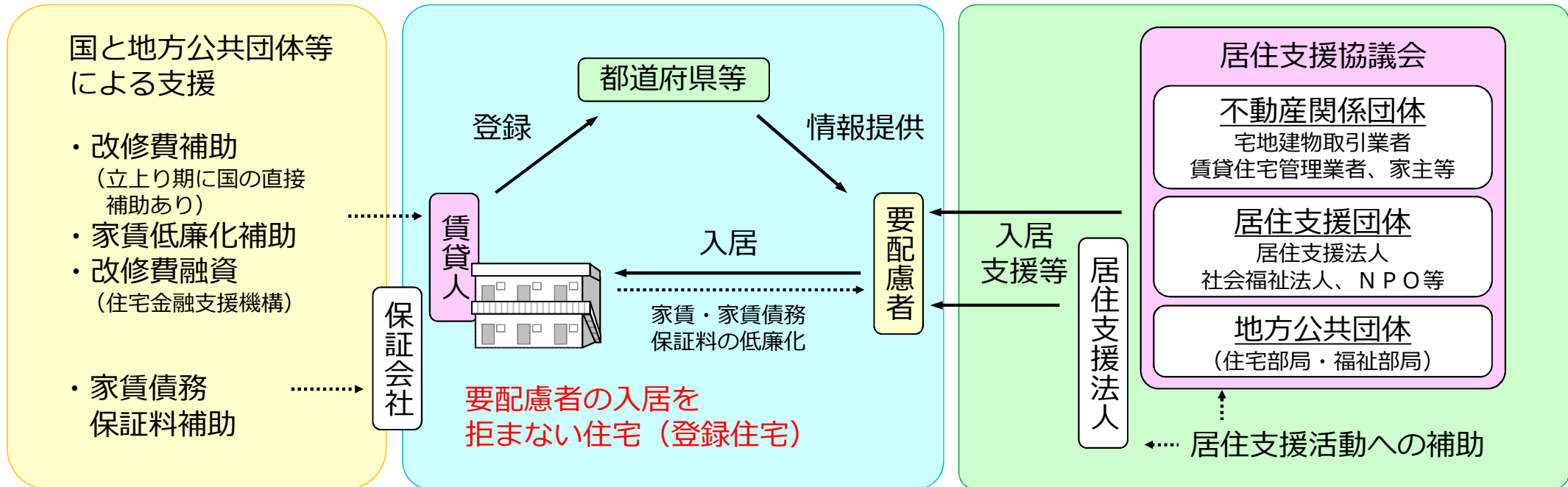
③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【施行状況(R1/12/27時点)】

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録	19,495戸※ (47都道府県)
居住支援法人の指定	272者 (40都道府県)
居住支援協議会の設立	92協議会
家賃債務保証業者の登録	69者
供給促進計画の策定	32都道府県8市町

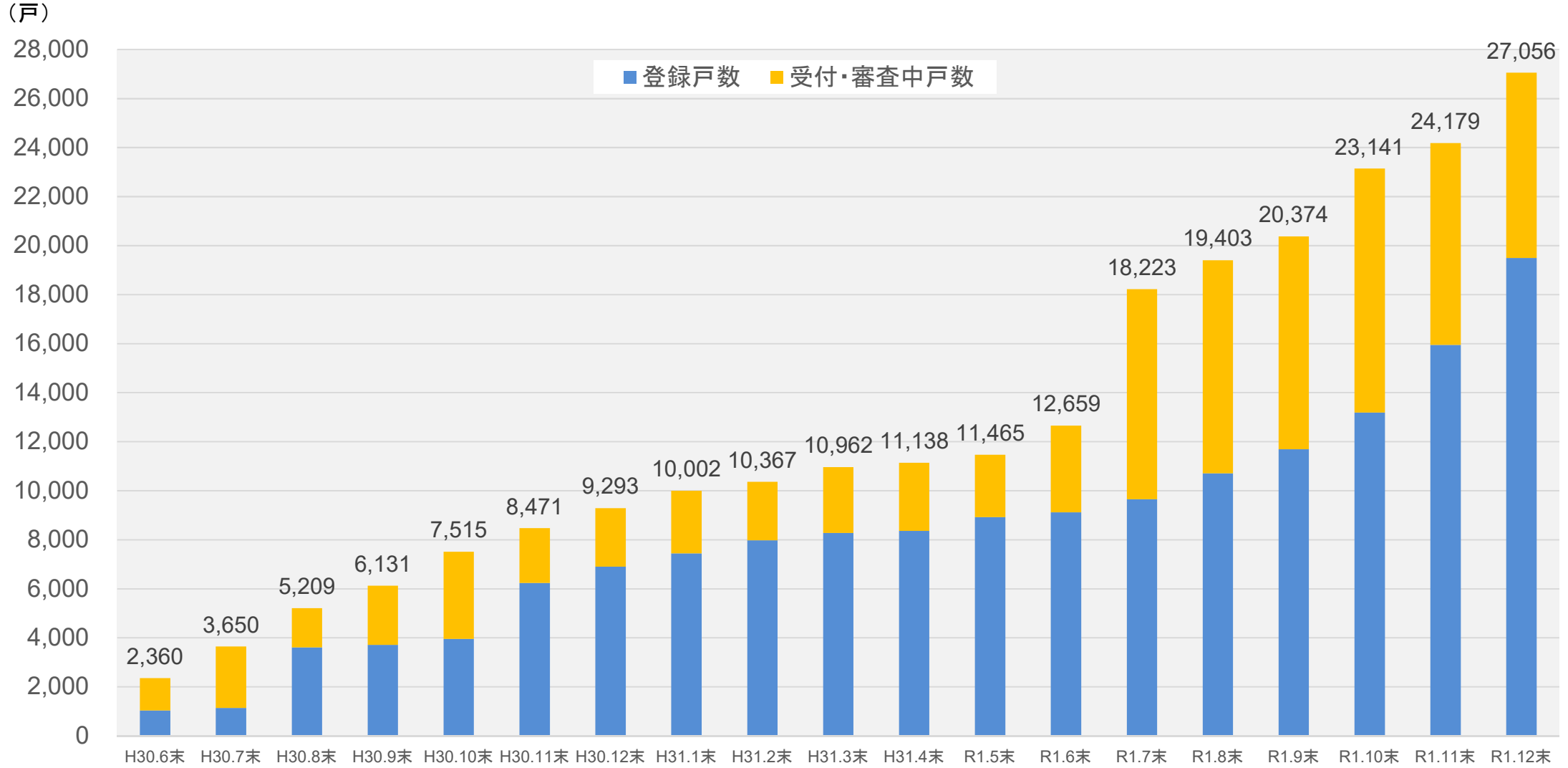
※受付・審査中の7,561戸を合わせて27,056戸

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



セーフティネット住宅の登録戸数

○ 新たな住宅セーフティネット法の施行(平成29年10月)以降、セーフティネット住宅の登録戸数は増加
○ 特に、令和1年5月に一括申請の導入を行うなどにより、7月以降、登録の申請が大幅に増加



出典:国土交通省住宅局調べ

○世帯属性によって入居制限の理由も異なることから、必要な居住支援策を的確に講じる必要

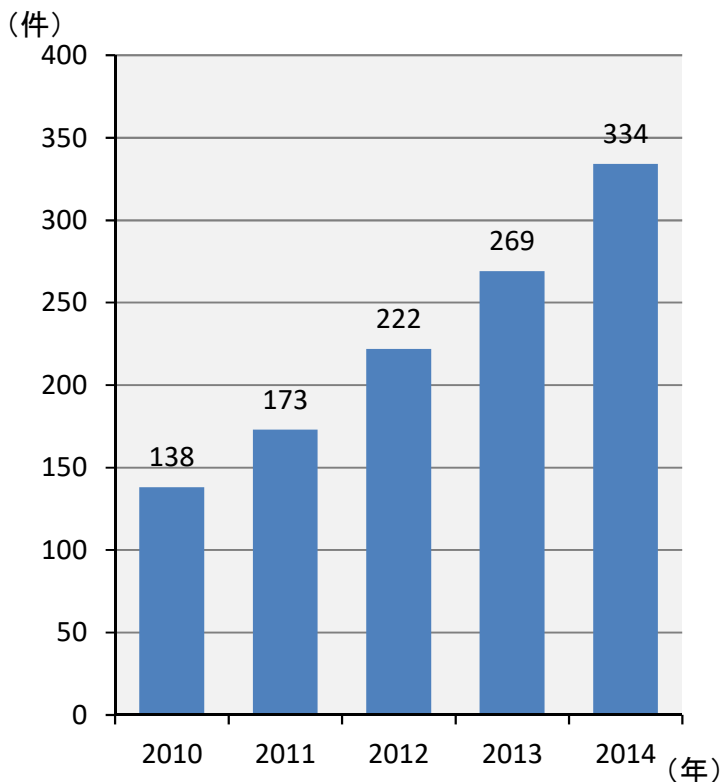
世帯属性	入居制限の状況		入居制限の理由 (複数回答)		必要な居住支援策(複数回答) ●第1位 ◎第2位 ○第3位					
	制限している	条件付きで制限している	第1位 (%)	第2位 (%)	死亡時の残存家財処理	見守りなどの居住支援	家賃債務保証の情報提供	入居トラブルの相談対応	入居を拒まない物件の情報発信	契約手続きのサポート
高齢単身世帯	4%	27%	孤独死などの不安(76%)	保証人がいない(35%)	● (61%)	◎ (53%)	○ (36%)			
高齢者のみ世帯	3%	21%	孤独死などの不安(39%)	保証人がいない(33%)	◎ (40%)	● (43%)	○ (33%)			
障がい者のいる世帯	3%	24%	近隣住民との協調性に不安(36%)	衛生面や火災等の不安(35%)		● (40%)	◎ (26%)	○ (25%)		
ひとり親世帯	1%	8%	保証会社の審査に通らない(40%)	家賃の支払いに不安(37%)		◎ (21%)	● (36%)	○ (18%)		
子育て世帯	1%	6%	保証会社の審査に通らない(43%)	保証人がいない(35%)		○ (14%)	● (33%)	◎ (24%)		
低額所得世帯	5%	26%	家賃の支払いに不安(50%)	保証人がいない、保証会社の審査に通らない(37%)			● (48%)	◎ (26%)	○ (20%)	
外国人世帯	7%	29%	異なる習慣や言語への不安(66%)	近隣住民との協調性に不安(43%)			◎ (36%)	● (48%)		○ (33%)

出典：鹿児島県居住支援協議会平成29年度不動産事業者へのアンケート調査

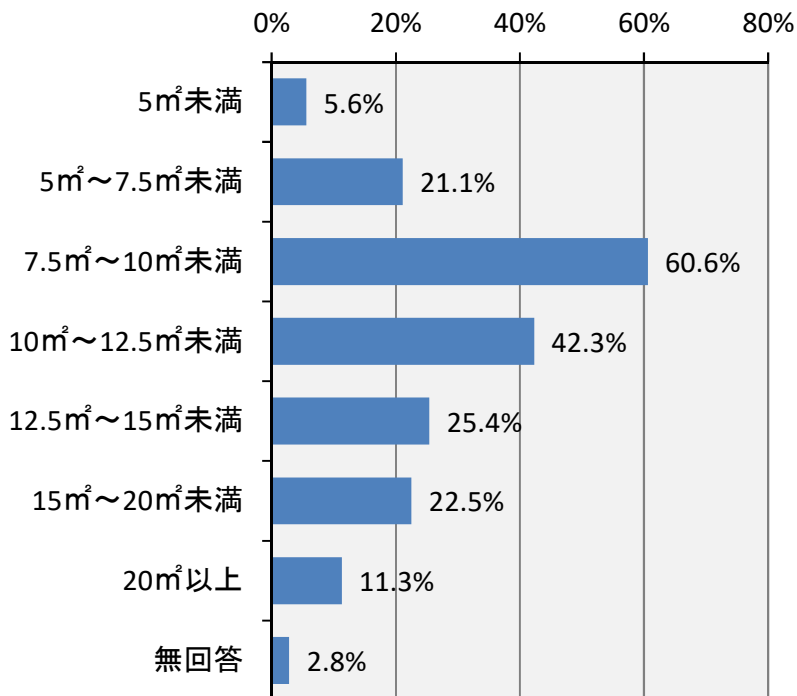
1. 子育て世帯について
2. 高齢者世帯について
3. 住宅確保要配慮者について
4. **新しい住まい方について**

- 我が国でシェアハウスを運営する事業者の運営物件数は、2010年から2014年まで増加
- 入居者1人当たりの専用スペースの面積は、事業者全体の6割が「7.5~10㎡未満」と回答
- 居住地域は東京都を中心に首都圏が約半数を占める

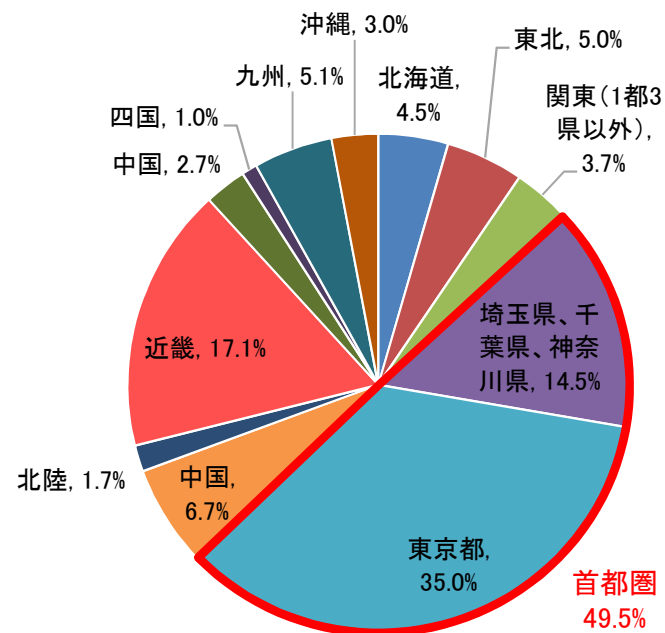
事業開始以降運営している
シェアハウスの物件数の推移



入居者1人当たりの
専用スペースの面積



居住地域



出典:国土交通省 シェアハウスに関する市場動向調査 2016年3月

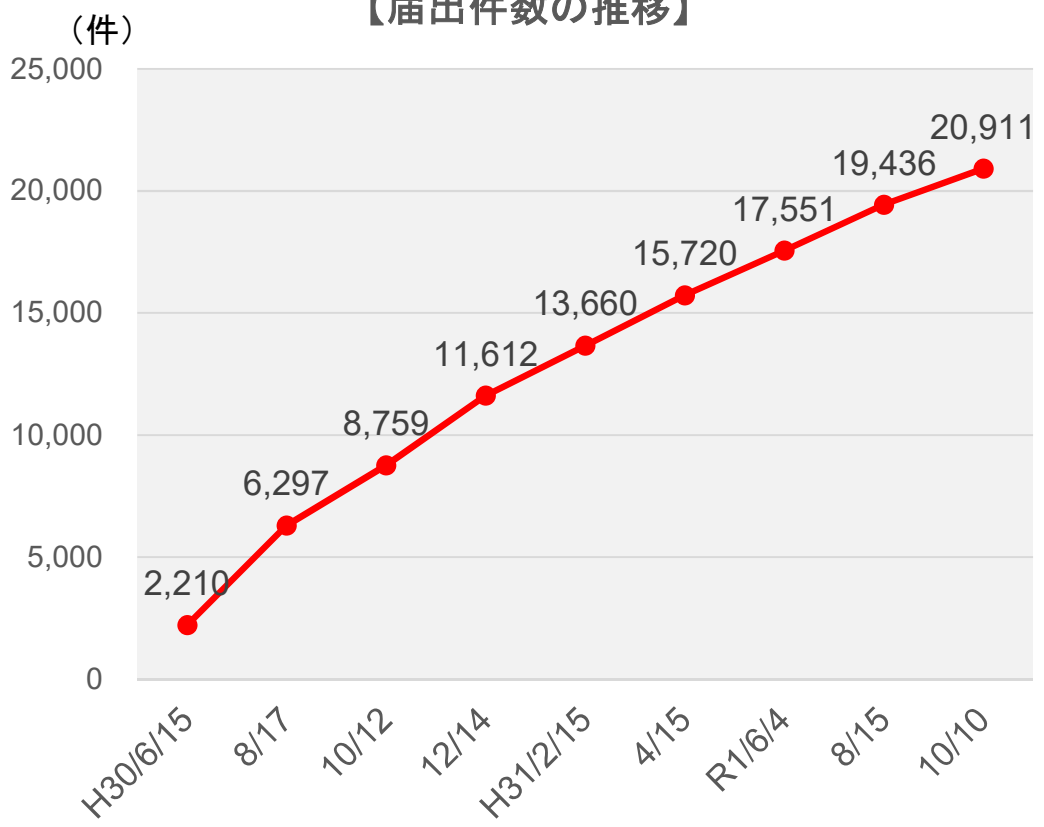
調査対象:シェアハウスを、「プライベートなスペースを持ちつつも、他人とトイレ、シャワールーム等の空間を共有しながら住まう賃貸物件で、入居者一人ひとりが運営事業者と個室あるいはベッド単位で契約を結ぶもの」と位置づけ、インターネット上や新聞・雑誌記事等でシェアハウスを運営していることが確認できた520事業者を対象。

調査実施時期:H27.8-H27.9 回収率:13.7% 71事業者

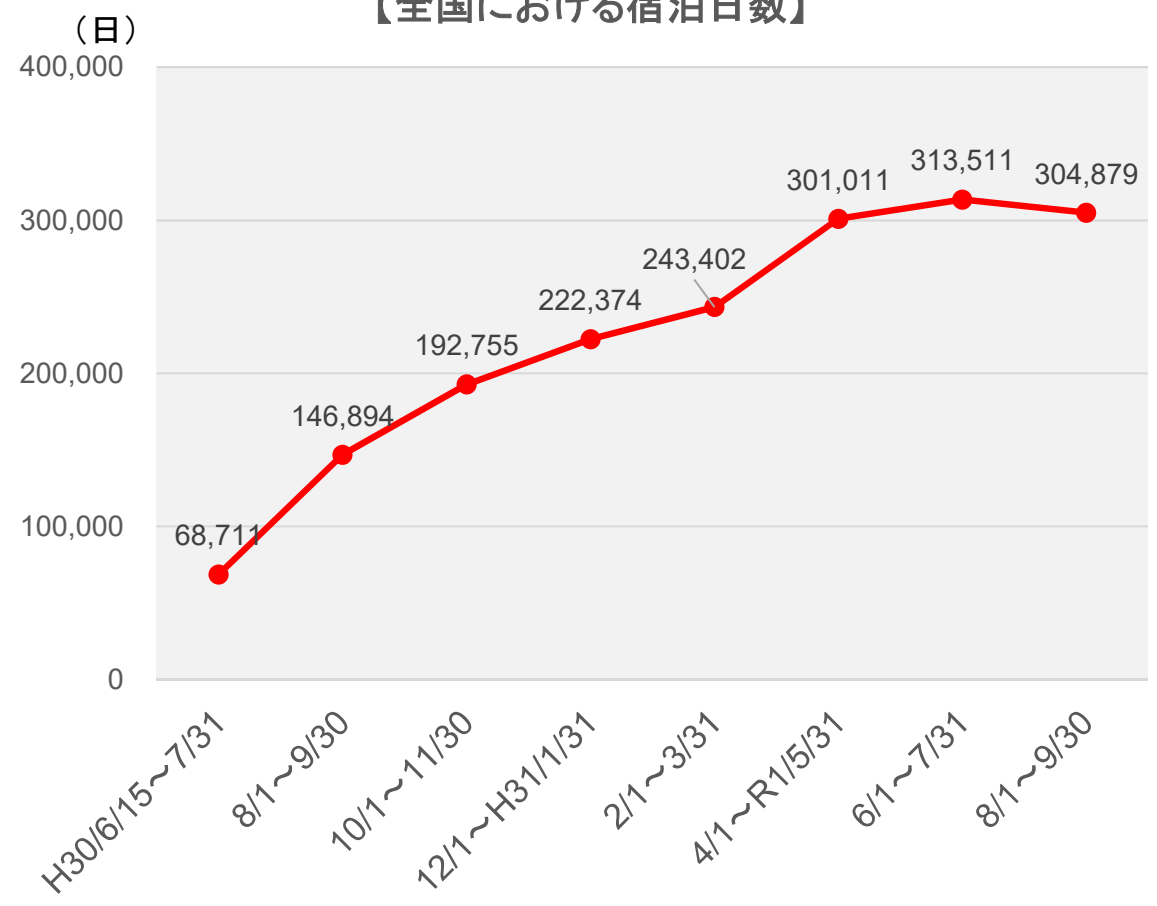
民泊について

- 住宅宿泊事業の届出件数は令和元年10月10日時点で2.1万件となっており、平成30年6月15日時点と比較して、約10倍に増加
- 住宅宿泊事業の宿泊実績においても、令和元年8月～9月の全国における宿泊日数の合計は約30万日となっており、増加傾向

【届出件数の推移】



【全国における宿泊日数】

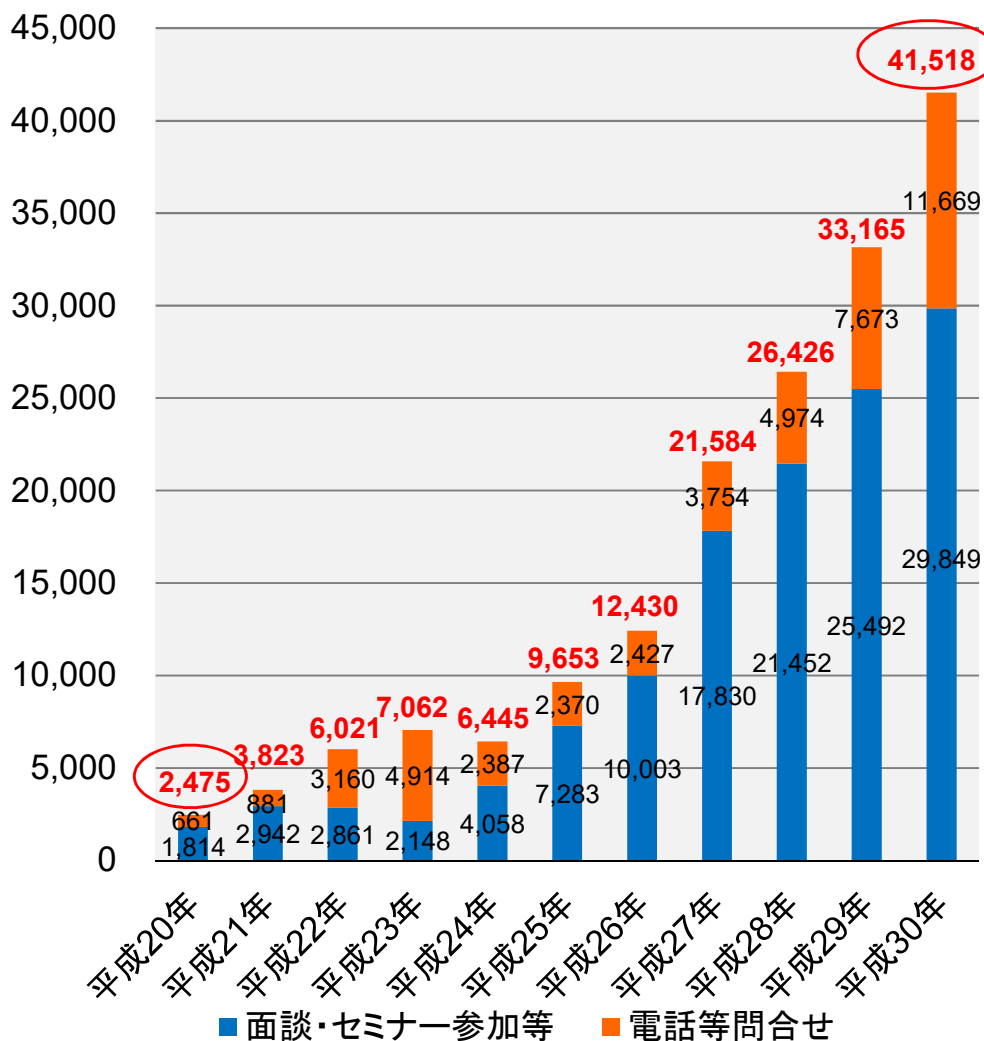


地方移住への関心の高まり

- NPO法人ふるさと回帰支援センターの来訪者・問い合わせ件数は、10年間で約10倍に増加しており、地方移住への関心は高まっている
- 特に、40代までの若い世代が地方移住へ高い関心を示している

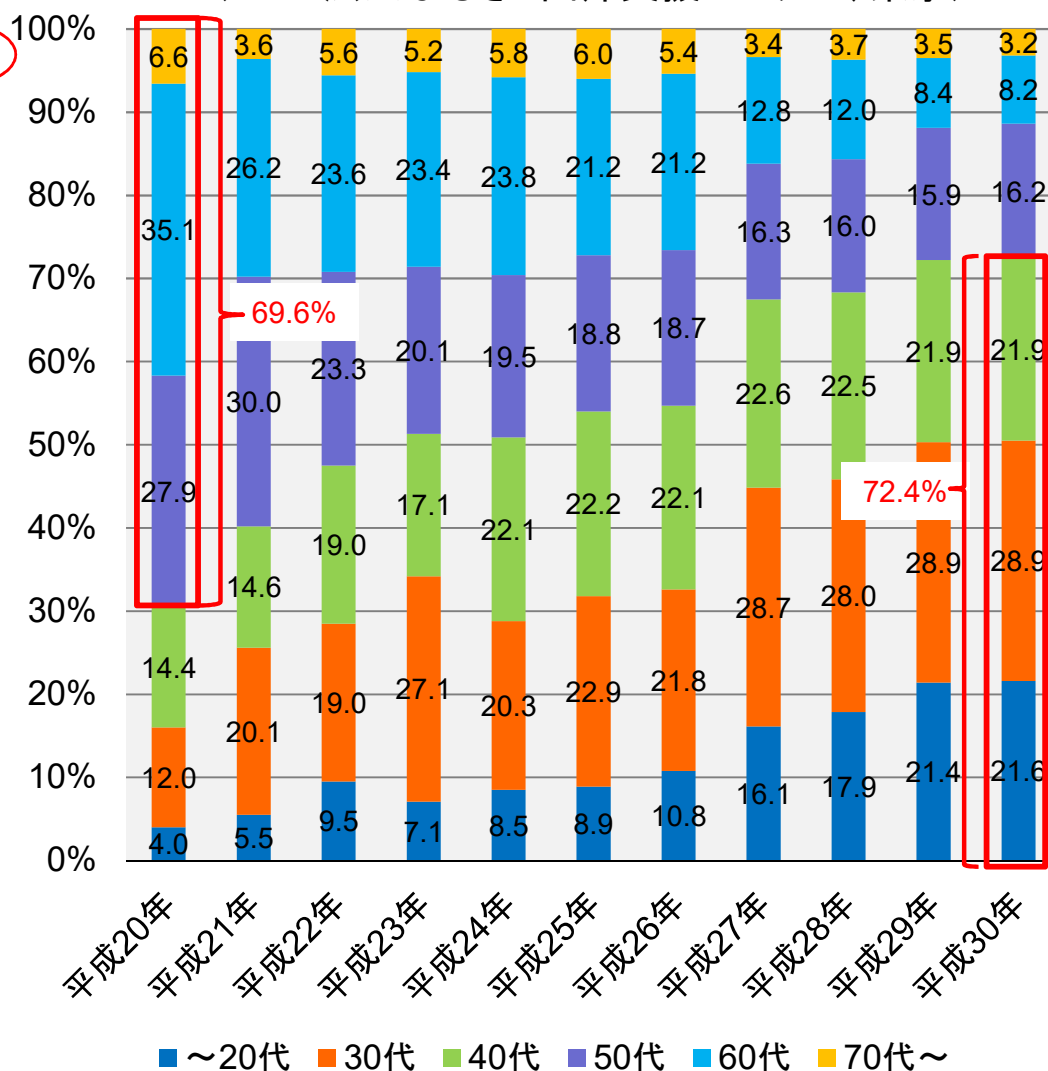
【来訪者・問い合わせ数の推移】

(NPO法人ふるさと回帰支援センター、東京)



【センター利用者の年代の推移】

(NPO法人ふるさと回帰支援センター、東京)



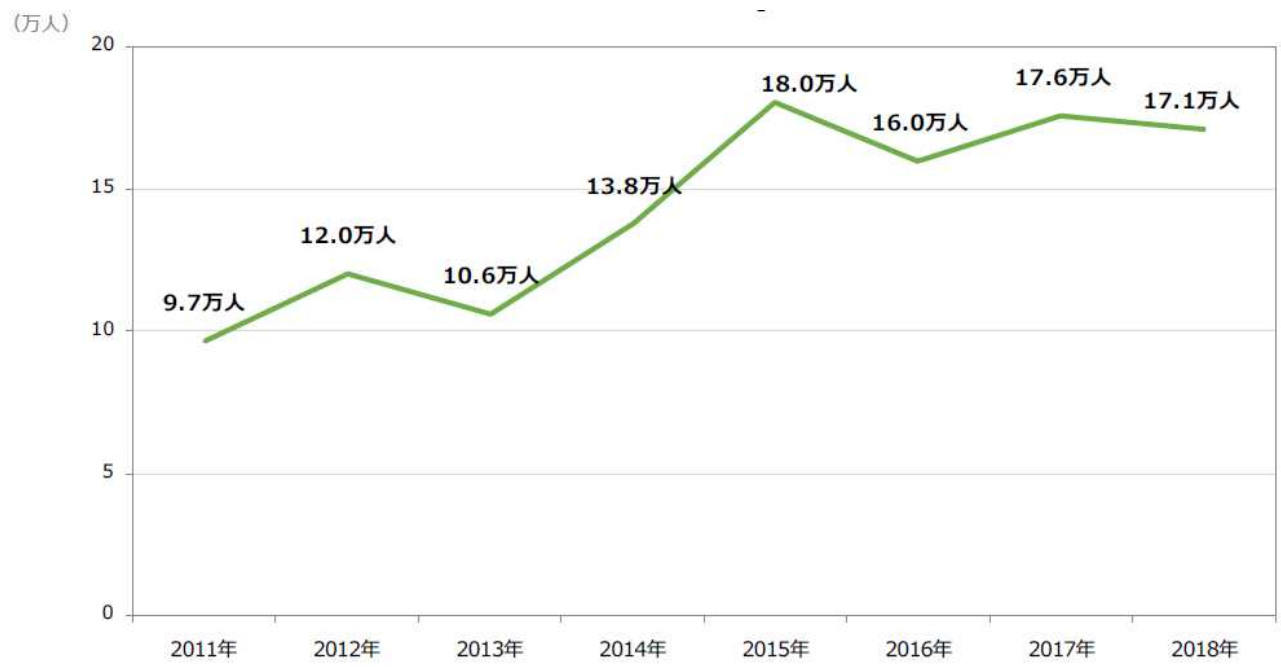
(出典)NPO法人ふるさと回帰支援センター提供資料

- 住まい領域における2019年のキーワードは「デュアラー」（株式会社リクルート住まいカンパニー調べ）
- デュアルライフ（二地域居住）の開始者は、2011年から2018年にかけて増加傾向にある

◆歴代のトレンド予測(住まい)

	キーワード
2019	デュアラー
2018	育住近接
2017	リビ充
2016	住民経営マンション
2015	リノベパーティー
2014	緑居
2013	家を開く
2012	職近・親近
2011	ちよいタマイズ住宅
2010	W(ダブル)エコ志向

◆デュアルライフ開始者(推計)※1の推移



※1 デュアルライフ開始者(推計) : 全国の20~60代男女の人口(平成30年6月時点)7,914.8万人に、各年における全国の20~60代男女の2拠点生活開始者の割合を乗じて推計した
 出典：「人口推計」(総務省統計局) <https://www.stat.go.jp/data/jinsui/index.html>

出典：リクルート住まいカンパニー「デュアルライフ(2拠点生活)に関する意識・実態調査」2018年
 2011年以降に2拠点生活を開始した、現在2拠点生活を実施あるいは中止している全国の20~60代の男女(N=725)

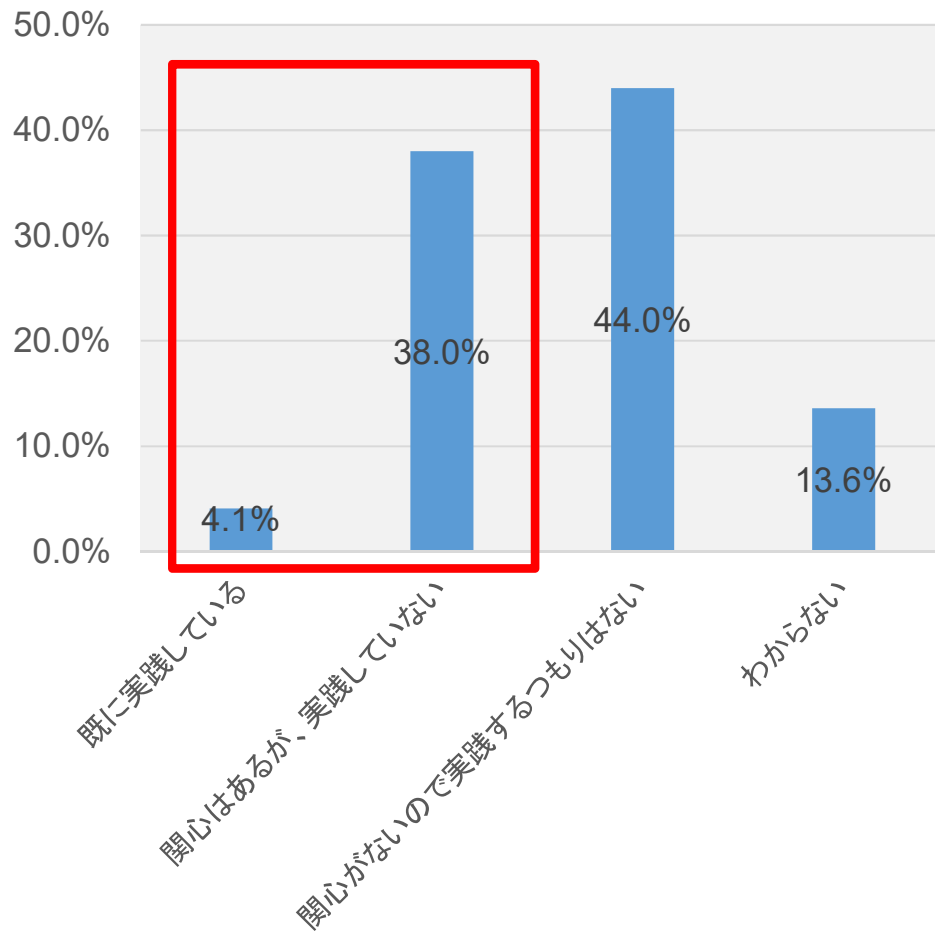
◆デュアラーの目的(デュアラータイプ)

<p>趣味満喫 デュアラー</p> <p>サーフィンや農業などの趣味を楽しむために、よく通うエリアがあったが、拠点を持ってより深く楽しみたい。</p>	<p>自然癒され デュアラー</p> <p>とにかく都会の喧騒から離れて、自然に触れたり、のんびりした時間を過ごしたりして、癒されたい。心を潤したい。</p>	<p>ふるさと デュアラー</p> <p>都会育ちで故郷と呼べる場所がない、もしくは自分や配偶者の故郷を大切にしたい。地元の人と交流したいという願望も。</p>	<p>プレ移住 デュアラー</p> <p>いつかは田舎に移住したいと考えているが、地域コミュニティになじめるかなど、移住前に試してみたい。</p>	<p>のびのび 子育て デュアラー</p> <p>自然に触れるようなさまざまな体験をさせたり、多世代交流で、多様な価値観に触れるような、のびのびとした子育てをしたい。</p>	<p>地域貢献 デュアラー</p> <p>代替の利く職場環境で、自己承認欲求が満たされない。東京で培ったスキルを活かして、地方で地域貢献し自身の存在意義を感じたい。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

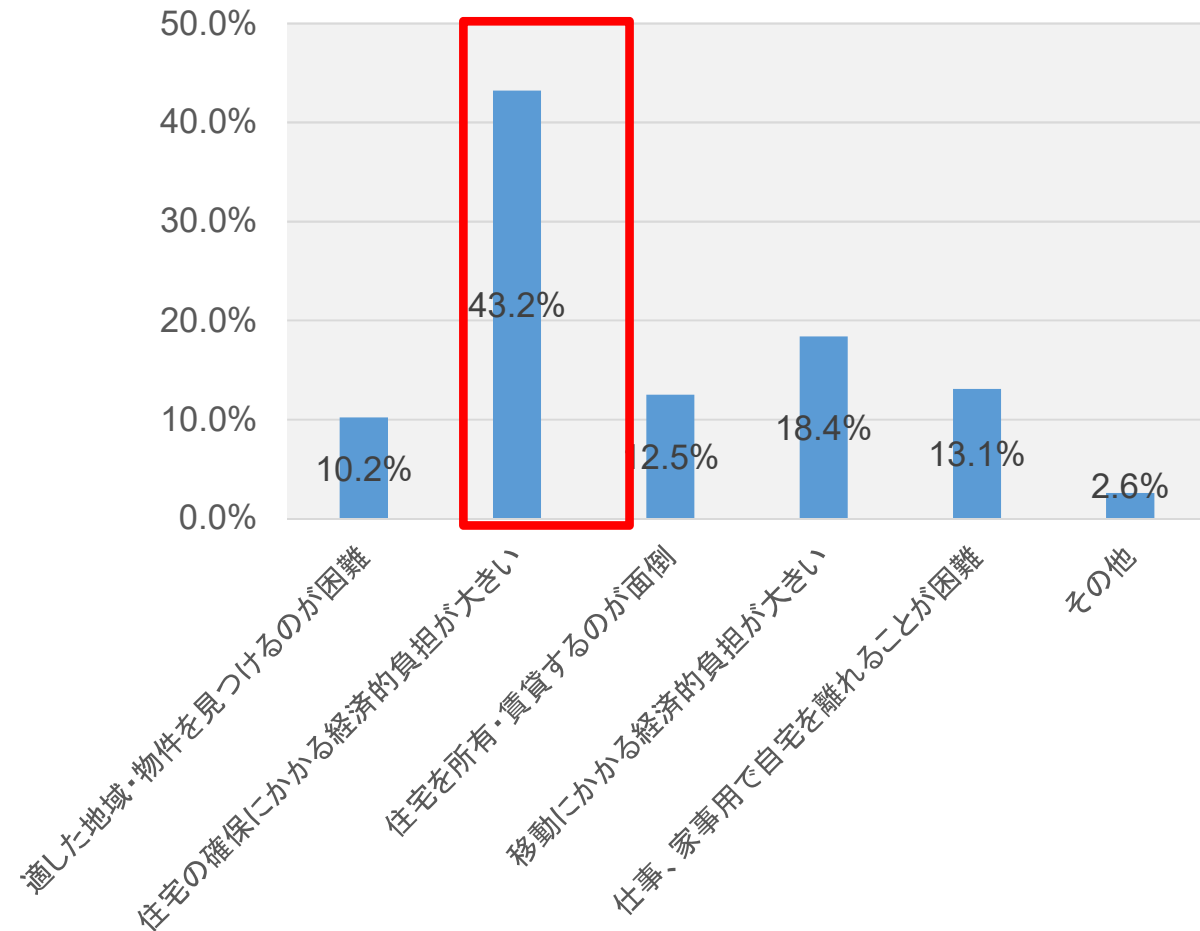
デュアルライフ(二地域居住)

- デュアルライフ（二地域居住）については「既実践している人」「関心がある人」を併せて4割を超えている
- 実践へのハードルとしては「住居の確保にかかる経済的負担が大きい」が最も多い

デュアルライフへの関心



(関心はあるが実践していない人について) 実践へのハードル



※ 無回答:0.3%

出典:国土交通行政モニターアンケートより住宅局作成

※ その他・・・車の運転が困難、子育て・親の介護がある、家族の許可を得られない 等
 ※ 複数回答可。無回答45.4%を除く、648件を母数にして算出

新たな住まい方や住宅の活用形態の広がり

- 定額制で全国の特拠点にある住宅が住み放題となる「サブスクリプション型コリンピングサービス」の登場や「民泊需要」に答えるための空き家の活用など、新たな住まい方や住宅の活用形態が広がっている

多拠点居住を可能とする空き家の活用

- 不動産ベンチャー事業者A社では、定額制で全国の特拠点がどこでも住み放題となる、サブスクリプション型コリンピングサービスを2019年から提供
- 必要に応じて空き家等をリノベーションし、家具等を揃える
- リビングやキッチンなどは共有、光熱費等が含まれた個室利用料が月額4万円のものなどがある

民泊需要をとらえた空き家の活用

- 民泊情報サイト運営事業者B社では約850万戸ある空き家を活用して民泊事業を拡大する方針を2019年6月に表明
- 鉄道、航空、不動産仲介事業者等との連携を強化
- 不動産仲介事業者が仲介する空き家物件を、同社が所有する旅行者とのマッチングプラットフォームに掲載

オーナーの自己負担がない空き家の活用

- リノベーション事業者C社では、空き家を借り上げてリノベーションを施したのち、6年間サブリースするサービスを2015年から展開
- 賃料の9割を同社が得る代わりに、リノベーションにかかる費用のオーナー負担をゼロに
- 契約終了後、管理運営はオーナーに移行(引き続き管理代行契約も可能)

単身者向けの空き家の活用

- 岩手県釜石市や不動産ポータルサイト運営事業者D社等では、釜石市内で空き家の利活用に関するモデルケースの運用を2019年3月に開始
- 釜石市内にある一軒の空き家に同市の地域おこし協力隊として活動する単身者2名がルームシェアをしながら居住し、普段は使用されていない空室を民泊施設として貸し出すことで月々の家賃を補填する仕組みを試行